

情報化・サービス化と外国人労働者に関する研究
Discussion Paper No. 8

フィリピンパブをめぐる雇用・労働関係
～日本における労働市場国際化の一側面として～

津崎 克彦

2008.3.

一橋大学大学院社会学研究科・総合政策研究室

フィリピンパブをめぐる雇用・労働関係

～日本における労働市場国際化の一側面として～

東京海洋大学

津崎 克彦

目次

1. 本稿の概要	4
2. 既存研究と本稿の課題.....	5
2.1 既存研究の整理.....	5
2.2 入国管理政策に対する抵抗や逸脱の問題.....	7
2.3 本稿の課題	9
3. 本研究のフレームワークと方法.....	10
3.1 生産活動、仕事、雇用・労働関係.....	10
3.2 経済性と相互性(親密性・権力性・市場性).....	11
3.3 相互性と労働市場.....	14
3.4 データ	15
4. 産業としての「キャバレー及び(ナイト)クラブ」	18
4.1 「キャバレー及び(ナイト)クラブ」の産業上の位置づけ.....	18
4.2 なぜ顧客は「キャバレー及び(ナイト)クラブ」に行くのか.....	20
4.2.1 「利用する顧客間の関係性の構築と維持」	20
4.2.2 「利用する顧客と接客者との間の擬似恋愛関係」	21
4.3 「キャバレー及び(ナイト)クラブ」における「市場性の枠組み」	22
4.4 「キャバレー及び(ナイト)クラブ」における雇用・労働関係.....	24
4.4.1 「キャバレー及び(ナイト)クラブ」の多様性.....	24
4.4.2 「キャバレー及び(ナイト)クラブ」従業員の生産活動.....	25
4.4.3 接客者の分業と「つけまわし(ラッキー)」	27
4.4.4 「キャバレー及び(ナイト)クラブ」の統制関係.....	27
4.4.5 「キャバレー及び(ナイト)クラブ」の雇用関係.....	28
4.5 接客者の労働市場とその階層性.....	30
5. フィリピンパブにおける雇用・労働関係.....	34
5.1 「キャバレー及び(ナイト)クラブ」としての「フィリピンパブ」	34
5.2 「フィリピンパブ」の顧客から見た位置づけ.....	36
5.3 「エンターテイナー送り出しシステム」の下でのフィリピンパブの雇用・労働関係	38
5.3.1 2つの労働供給システムと「エンターテイナー送り出しシステム」	38
5.3.2 「エンターテイナー送り出しシステム」の下での雇用・労働関係.....	42
5.4 フィリピンパブの雇用・労働関係と相互性.....	46
5.4.1 来日の背景と現在の状況.....	46
5.4.2 「フィリピンパブ」の雇用・労働関係に対する評価(相互性)とその多様性	50
5.4.3 顧客獲得のディレンマ.....	55
6. フィリピンパブにおけるインフォーマルな労働市場.....	56
6.1 既存資料における「インフォーマルな労働市場」	56

6.2 「インフォーマルな労働市場」における雇用・労働関係と労働市場.....	59
6.2.1 「インフォーマルな労働市場」における雇用・労働関係.....	59
6.2.2 「インフォーマルな労働市場」における「自由」	66
6.2.3 「インフォーマルな労働市場」の多元性.....	68
6.2.4 「インフォーマルな労働市場」の拡大.....	70
7. まとめ	73
参考文献	75
参考資料	76

1. 本稿の概要

フィリピンパブと呼ばれる遊興飲食店で働く女性フィリピン人労働者は、日本で就労する外国人労働者の1つの代表的な存在である¹。しかし、1980年以降、「じゃぱゆきさん」という名称や、人身売買の指摘など、そこで起きていることは、暴力と性的な関係にあふれたセンセーショナルなイメージで捉えられ、そこで働くフィリピン人女性は、全般に日本と比較して十分な就労機会が得られないフィリピンの労働環境や、貧困層の出身者が十分に収入を得ることが困難な階層関係の犠牲者として、あるいは、日本での高い賃金に目がくらみ、道徳を忘れた存在として捉えられてきた。時折報じられる売春、オーバーステイや偽装結婚、死亡事件などのケースは、フィリピンパブという空間が、日本の経済力を背景にした欲望と暴力の渦巻く世界であるという証左となった。

しかし、我々は、フィリピンパブとそこで働く人物に関するさまざまな資料と情報を収集していく過程で、こうした「貧困がもたらす悲惨さ」や「欲望が渦巻く世界」、あるいは、少しでも高い収入を得ようとする動機が、さまざまな社会関係や道徳を貫徹していくような世界とは別次元の、ある事実を目を向けるようになった。それは、一方では、フィリピンパブでの就労を通して、一定の収入を獲得することを目指しながらも、他方では、暴力的で権力的な人間関係が存在する場所を避けようとし、友好的で親密な人間関係が存在する場所に向かおうとする、来日したフィリピン人女性の日常的に自然な意識であり、その先に見ようとしている、自分たちなりの人生である。

過去、オーバーステイや偽装結婚を行ってまでもフィリピンパブで就労しようとしてきた人物が少なからず存在していることは、報道などでとりあげられることもあり、すでに広く知られている。また、フィリピンパブで就労するために、日本に入国する際に、しばしば在留資格「興行」（以下、興行ビザ）が用いられることは知られているが、過去数度、興行ビザの発給が厳格化された際には、彼女たち自身による入国管理の規制強化を反対する大規模なデモが起きている。このような態度は、既存仮説の下では、貧困、金銭的な収入への欲求、脱法行為に関する道徳観の欠如として捉えられてきた。我々は、本稿でそうした面をまったく否定するわけではないが、むしろ、我々は今まで強調されてきたこうした見方とは、若干異なった見方をとる。それは、彼女たちの行為が、単に金銭的な収入のみならず、暴力的な管理やしつこい顧客の要求を含む、さまざまな悪徳的關係から逃れ、自分なりの居場所を見つけようとする、社会的な行為の延長にあるというものである。同時に、この見方の延長として、現在の入国管理政策は、自由な労働移動、雇用主と労働者の自由な関係を認めないことで、半ば逆説的に、搾取や権力的関係と捉えられるような状況を温存している方向に働いているのではないかという問題提起を行う。最後の点について、本稿では十分な議論を準備していないが、それは、自由な労働市場と規制との調和をいかにして図るべきかという重要なテーマをはらんでいる。

¹ フィリピンパブで就労する際、在留資格として興行ビザが用いられていることは知られているが、2006年において、興行ビザは就労を目的とする在留資格の中で、発給数トップである（法務省入国管理局(2006)「平成18年入国管理統計」.）。

2. 既存研究と本稿の課題

2.1 既存研究の整理

まずここでは、本稿の直接の課題である日本で「フィリピンパブ」と呼ばれる空間で仕事に従事するフィリピン人を対象とした研究について、既存の内容整理する。とはいえ、日本の「フィリピンパブ」をめぐる研究について、特に、理論的にある程度洗練された内容に達しているものはそれほど多くない。ここでは、1993年に公表された、バレスカス(Ballescás 1993)によるフィリピンパブに関する一連の調査、記述と説明を中心的にとりあげ、いくつかの既存研究が提起している観察結果を用いて、その論理をフォローする形で、既存研究を整理していく。

はじめに、その概要を述べれば、既存研究の論理は、①フィリピンにおける貧困や階層的の存在とそこからの脱却、②日本における性的な仕事と強権的な管理、悲惨な職業生活、③収入の高さによる道徳の解体、という3つの要因により構成されている。以下でその内容を述べていきたい。

①フィリピンにおける貧困の存在とそこからの脱却

フィリピン人女性が日本に行く契機となるのは、労働者の経済的な資源の保有状況(貧困)であり、主たる動機は収入の獲得である。一方では、フィリピンの労働環境から見た場合、日本で得られる賃金は相当程度高い。また、フィリピン国内において貧困層の出身者が高い賃金が得られるような地位に上昇するのは困難である。日本での就労は、その脱却口の1つとなっている(小ヶ谷 2002: 190)。フィリピンパブで就労する女性たちの出身階層に関する体系的なデータは恐らく存在していない(小ヶ谷 2002: 191)と考えられるが、例えば、バレスカスの17名に対するインタビュー(Ballescás 1993: 19-29)や、DAWNによるエンターテイナー120名に対する調査(DAWN 2003: 53-54)は、全般にはそれほど裕福ではない家庭の出身者、あるいは全般にそれほど高い学歴を有していない女性が、家庭の支えや経済的な収入を目指して就労している割合が高いというデータを示している。

②日本における性的な仕事と強権的な管理、悲惨な職業生活

フィリピンパブにおける接客者と顧客との関係は、バレスカスの表現を用いれば、「タッチ、キス、裸」に代表される性的な行為に特徴付けられ、それはその延長にある「パラバシン(売春)」を準備するものである(Ballescás 1993: 84-85)。バレスカスは「全ての契約労働者は、客が強引に体に触ったりキスをするといっていた。裸になったり大胆な行為をしたり、さらには客とのセックスが当たり前ではないにしても、それを強要するようなことはこの世界では日常茶飯事」であることを強調する(Ballescás 1993: 84)。また、DAWNの調査によれば、「客からのハラスメントを受けた」接客者は27%としており、「男性客からお尻を触られる」「隣に座ると下半身に手を入れられる」などのケースを挙げ、「ハラスメントの危険」があることを示唆している(DAWN 2003: 71-72)。

さらに、既存研究によれば、管理者は強権、インセンティブ、あるいは監視や「見ない」ことを通して、接客者と顧客との性的な関係を助長する。バレスカスは、「国に送り返すと脅す」、「無理強いする」、「特別手当を出す」、「薄暗い照明で(客と接客者との行為が)見え

ないようにする」といった管理者側が行うさまざまな手段を記述している (Ballescás 1993: 84-89)。また、阿部は、あるフィリピンパブで接客者として就労しているフィリピン人女性を対象としたインタビューを下に、「ノルマ」、「休憩や外出の禁止」「見回り」、「監視カメラ」、「罰則」、「訓練」といった手段を通して、彼女たちによって行われる「接客のパフォーマンスが維持」されていることを主張している (阿部 2005: 957-963)。

付随して、フィリピンパブは、強姦、自殺、精神病、死亡事件、麻薬といったさまざまな悪徳とも密接に関係している。バレスカスはプロモーターやクラブのオーナー、日本人客に強姦されたケース、大使館や領事館に報告された精神病になったエンターテイナーのケースを挙げ、また、自然死として報告されたケースの背後に、麻薬や暴力の蔓延があるのではないか、また、それが表面化しているのは一部ではないかという指摘を行っている (Ballescás 1993: 103-114)。

③収入の高さによる道徳の解体

日本での仕事や生活があまりにも悲惨なものであったとすれば、そこで就労した労働者たちが、自らがおかれた労働環境を糾弾し、あるいは、二度と就労したくないと帰ってしまうケースも多くなりそうである。被害にあった彼女たちが、警察、大使館、支援団体等に救援を求めるケースはもちろん確認されている (DAWN 2003: 36)。しかし、現実には、どちらかという逆である。例えば、法務省の入国管理局統計によれば、興行ビザでの新規入国者数は 1996 年には、103,264 人だったものが、2004 年には過去最高の 134,879 人に達し、そのうち、約 6 割がフィリピン人で占められている。

こうした現象に対して、バレスカスが準備するのは、彼女たちの「モラルの解体」という説明である。彼女たちは、しばしば「高収入の味を覚え、罪の意識と良心の呵責にさいなまれながらも、この種の接客業を続ける」 (Ballescás 1993: 訳 89)、そして、次第に派手になっていく自分の外見を維持するために「お金が全てを解決してくれる。(収入が)定期的に入りさえすれば、どこから入ってきたとか、どののように稼いできたかなんて気にする必要はない。何をそれ以上心配するの。こうして客とセックスをする『パラバシン(売春婦)』になることが正当化される。そこまでいかなくとも、毎日客から体を触られている女性たちもそれを正当化する」。「表面的で物質的な価値観に毒されて」いく (Ballescás 1993: 121-122)。

バレスカスはフィリピンパブで接客を行う女性たちを、「フィリピンと日本の二国を巻き込んだ男たちの遊びと快樂のために、彼女たちの性が商品化され」ていくメカニズムの中で、「無知な人間が」「欲望を刺激」されて「墮落していく」 (Ballescás 1993: 5) 姿として捉えた。日本人顧客による経済力を背景にした性的な関係の購入、それを支持するフィリピンパブの事業主、その関係性の中で、販売している側のモラルもその過程で解体していくという一連の理論は、フィリピンパブという空間に関わる顧客、事業者、接客者の関係を徹底して収入をめぐる説明に還元しているという意味で非常にシンプルである。同時にこの理論は、文化や道徳を突き崩しながらグローバルに展開する資本主義の危険性の指摘、犯罪が蔓延する悪徳の世界に対する糾弾、性の販売に対する倫理的な批判など、一定の正

義感に支えられている。

類似の言説は、バレスカスのような洗練された形ではないにせよ、フィリピンパブとそこで働く接客者に対するある種のイメージとして一般にも定着している。例えば、来日してフィリピンパブで働くフィリピン人女性に対する「じゃぱゆき」という呼称は、1985 年に来日したフィリピン人女性を人身売買と売春の被害者として捉えた山谷哲夫により書かれた「じゃぱゆきさん」に基づいていると言われているが、「じゃぱゆき」の語は、いまやフィリピンでも広く知られた単語となっており、しばしば「羨望と侮蔑」をこめて使われると同時に、日本でのエンターテイナーという仕事内容もフィリピンでは「こころよくは思」われない(小ヶ谷 2002: 197-199)。また、武田によれば、80 年代前半にフィリピンパブで働く女性たちの状況が、日本でセンセーショナルに取り上げられたこともあり、「フィリピン人は不法就労をしている」、「フィリピン人の女性は男性とすぐ寝る」、「ほとんどのフィリピン人エンターテイナーがストリップをしている」、「ほとんどのフィリピン人のホステスやエンターテイナーが売春をしている」というイメージが流通しているという(武田 2005: 93)。

2.2 入国管理政策に対する抵抗や逸脱の問題

この論理は、彼女たちが、しばしば入国管理政策に対して見せる、抵抗や逸脱の態度も説明しようとする。

この点について、まず、彼女たちの入国管理政策に対する抵抗の歴史について触れたい。2005 年に興行ビザの厳格化が行われたため、状況変化の可能性はあるが、彼女たちが、フィリピンパブで就労するために用いた在留資格は、興行ビザであった。興行ビザについて、日本とフィリピンの関係においては、1970 年代頃より、特に在日米軍の軍人を顧客層とした日本の遊興飲食店などで演奏するフィリピンのミュージシャンがこの資格で来日していたといわれる。しかし、1981 年に日本とフィリピンの間で、「フィリピン人エンターテイナー」のビザ発行を促す協定が結ばれ(武田 2005: 12)、興行ビザを利用して次第に接客を行うホステスが、この資格で数多く入国するようになった。他方、興行ビザについては、フィリピンパブで行われている接客が、「演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行にかかる活動またはその他の芸能活動」とみなすことができるのか否かをめぐり、厳格化と緩和の歴史を繰り返してきた。1988 年には、興行ビザ入国者急拡大を背景に、法務省がホステス行為の排除を目的とした厳格化方針を出した。1993 年には興行ビザで来日していたマリクリス・シオソン氏が死亡し、それが病気によるものなのか、暴行によるものなのかをめぐり、フィリピン国内で大きな騒ぎとなった、「マリクリス・シオソン死亡事件」を受けた、フィリピン政府の側による厳格化が起きた。また、2005 年には、日本がアメリカ国務省より人身売買監視対象国の指定を受け、「人身取引対策行動計画」に基づいて厳格化を行った。こうした厳格化に対して、全てのケースにおいてフィリピンで「エンターテイナー」である女性たちによる、数千人規模のデモが起きている(石山 1989: 84)(Ballescás 1993: 103-114)(毎日新聞 2005 年 3 月 4 日「日本のビザ規制強化で入国激減? 比で賛否両論」)。

また、興行ビザによるオーバーステイや興行ビザ以外のビザを利用して、彼女たちがフィリピンパブに就労しているケースも指摘されている(石山 1989: 23-25)(Ballescás

1993: 訳 99-100)。これらのケースには、「合法的なケース」、「資格外就労・オーバーステイのケース」、「偽装結婚のケース」という大きく 3 つのケースがある。第 1 の「合法的なケース」とは、日本での就労が一定程度認められている資格を利用して就労するケースであり、「日本人の配偶者等」、「家族滞在」、「就学」、「留学」などの資格を利用して就労するケースがそれにあたる。各ビザが認めている条件に沿うような就業であれば合法である。

第 2 の「資格外就労・オーバーステイのケース」は、就労が認められていないビザ、あるいは、ビザの期限を越えて不法在留(オーバーステイ)をしながら就労するケースである。観光目的で発行される「短期滞在」ビザでの就労や、合法的なビザで入国しながらも期限が切れて滞在しているケースなどがある。2007 年 1 月 1 日現在で不法在留をしている外国人は総数 170,839 人であるが、そのうち、フィリピン人は 28,491 人を占める(国籍別で 2 位)。2006 年のフィリピン国籍の外国人登録者が 193,488 名であり、登録者に比すると約 14.6% 程度となる。

第 3 の「偽装結婚」は「実態のない結婚」について婚姻届を提出し、「日本人の配偶者等」の資格を得て就労するケースであり、実態がないことが立証されると刑法上の「公正証書原本不実記載」にあたる。1990 年の警察庁「平成 2 年 警察白書」では、「風俗営業等で稼動する外国人女性」の偽装結婚事犯に「ブローカーが介在する」し、「多額の報酬を得ている」ケースがあるとし、偽装結婚がビジネスになっていることを示している²。

バレスカスに代表される論理を用いれば、彼女たちの入国管理政策に対する抵抗や逸脱は、貧困を背景にしているか、収入の拡大に目がくらみ、道徳観を忘れたことが原因である。彼女はむしろ、入国管理の厳格化とともに、フィリピン政府に対する国内雇用の創出と、日本人に対する人間的な価値観を持つことを求めている(Ballescás 1993: 132)。

しかし、犯罪行為や貧困は批判されるべき対象であるとしても、果たして、フィリピンパブとはそこまで非情なる悪徳が蔓延する世界であり、そこで働いている接客者は道徳観が崩壊した、憐れむべき存在なのだろうか。

本稿で利用するさまざまな資料、とりわけ、彼女たちが語る状況認識や自分自身のライフストーリーを見ると、貧困から出発して、セックスを売り、派手な外見に至るという、金銭的な動因のみが貫徹するような説明には、違和を感じざるを得ない。確かに、我々が後述するように、彼女たちは全般的には豊かではない生活、家庭環境から抜け出そうとしてきたケースが多いのは事実であるとしても、日本での就労について、ひどい顧客の存在や、きつい管理に対する糾弾が存在する一方で、接客や同伴行為に対する慎重な態度の表明があったり、顧客との繊細なロマンスの経験があったり、オーナーや管理者に対する仕事上の感謝があったりする。実は先の理論の主張者であるバレスカスも、彼女たちが自分自身の仕事にプライドを持ち、また、オーナーや管理者、顧客に親密な感情を抱く事実も多いことには気がついている。しかし、バレスカスは、その先にある管理者による搾取や、結婚の家庭内暴力やシングルマザー、中絶、捨て子の危険性を強調し、彼女たちの特定の体験に対する肯定的な評価を「無知」に起因させ、啓蒙的な立場に立とうとしているよう

² 警察庁, 1990, 「平成 2 年警察白書」

(<http://www.npa.go.jp/hakusyo/h02/h02index01.html>, 2008. 4. 22)

である。

しかし、我々は、彼女たちの自分たちの経験に対する肯定的な評価を、無知として片付けるのではなく、むしろ体系的に拾い上げることで、彼女たちが、なぜ、デモのような集団的な抵抗や、オーバーステイや偽装結婚といった法からの逸脱という手段をとってまで、フィリピンパブという空間にひきつけられていくのか、その契機を明らかにすることができるのではないだろうかと考える。

2.3 本稿の課題

我々は、以上のような問題意識と、既存研究、とりわけバレスカスの研究方法に対する批判を踏まえて、本稿の課題として、次に述べるような問題を立てる。

①フィリピンパブを1つの産業として、その内容を体系的に整理すること

バレスカスの記述は、「接客」や「同伴」など、日本で「キャバレー」、「クラブ」、「キャバクラ」、「パブ」などの名称で呼ばれる、接客を伴うサービス業に特殊な制度の周辺の記述にとらわれ、それがいかにして全体に結び付けられ、収益をもたらすのかという点に対してあまり目を向けてこなかった。むしろ、接客や同伴がいかに「性的」であるかという点を強調し、売春や性風俗産業の一部であるかのように捉えていた。その空間で行われる行為が、実際には性風俗産業と重複する部分が出てくる可能性はあるとしても、日本では、法律上、性風俗とは別の産業として区別されており、また、さまざまな資料は、より詳細にその区別を支持する。他方、これらの産業については、今までに学術的に正面からとりあげられたことが少なく、とりわけ、雇用・労働研究という立場からの記述は少なかったのが現状であった。そこで本稿では、筆者が「雇用・労働関係」と呼ぶ、他の産業と比較可能なフレームワークを提示し、そのフレームワークにしたがって、日本における「キャバレー」、「クラブ」、「キャバクラ」、「パブ」と、その中における「フィリピンパブ」の位置づけを整理していきたい。

②彼女たちの認識を内在的に理解すること

バレスカスはフィリピン人エンターテイナーを対象に、数多くのインタビューを行っているようであるが、インタビューを通して、彼女たちの貧しい出身や、惨めな体験について、数多くの記述を行う一方で、彼女たち自身の動機や評価、特に彼女たちが顧客に対して親密感を抱いたり、必死に働いている姿を、その先にある家庭内暴力(Ballescás 1993: 110-116)や「舞台を背後で操っている者たち」(Ballescás 1993: 132)による経済的な搾取に対する「無知」に起因させており、彼女たちの認識から派生する行動を十分に理解する努力は行わなかったようである。我々は、彼女たちの行動、特に、入国管理政策に対抗して執拗に「フィリピンパブ」での就労にひきつけられていく原因を、彼女たちが行っている評価との関係から見ていきたい。

③経済還元論に陥らないためのフレームワークを準備すること

我々はフィリピンパブで接客する女性たちのライフストーリーを、②に示したような立

場から精読していく中で、彼女たちが、収入の高低に代表される経済的な評価とは独立して、社会的な関係を評価し、それが行動に影響を与えていることに気がついた。しかし、社会的な関係性に対する評価は、一見多元的であり、整理が難しい。我々はサーリンズによる「相互性(互酬性)」の議論を整理、応用し、社会的な関係性に対する評価を、一方における「権力性」、他方における「親密性」、双方の中間における「市場性」という単一の軸を用い、彼女たちが語る仕事、管理者、顧客、同僚との関係について、その表現を評価の根拠にして、整理していく。

④「インフォーマルな労働市場」における若干の検証

①～③の作業を通して見えてきたのは、第 1 に、フィリピン人女性の価値、フィリピンパブを経営している事業者の管理や雇用、顧客のタイプや要求は多様であるという点、また、第 2 に、興行ビザの枠内でフィリピンパブに働く女性たちが、顧客の獲得に失敗すると、管理者との関係が悪くなり、成功しようとする、今度は同僚との関係が悪くなるという「顧客獲得のディレンマ」と呼ぶべき状況に立たされていることである。

多様な価値観、管理者、顧客の存在と、「顧客獲得のディレンマ」は、自分の価値観にある管理者や顧客を求めて、労働移動のインセンティブをもたらすものと考えられる。既存研究、資料、筆者の観察によれば、日本の同類の産業においても、類似の状況が存在し、収入・技能・管理の強度に基づく階層性と頻繁な労働移動が観察できる。しかしながら、フィリピン人の女性たちは、現行の「興行ビザ」を利用した就労では、職場の自由な選択ができない。彼女たちが規制の厳格化に反対したり、オーバーステイや偽装結婚を行う背後には、金銭的収入の追及や倫理の崩壊だけでなく、社会関係の評価に基づいた動機があるのではないかと推察する。

この点を検証するために、我々は、興行ビザ以外で就労しているフィリピン人接客者と、そうしたフィリピン人を雇用しているフィリピンパブの「インフォーマルな労働市場」に目を向ける。そこでは、日本における同類の産業と同様に、多元的な階層性と主体的な労働移動に特色付けられる、自由な労働市場が、規制から逃れつつも存在しているということが確認できる。

本稿の結論を先取りすれば、我々は、より一般的に、国際的な労働移動における行為者の動機、評価の経済還元論と呼ぶべき説明に対して、行為者が経済(収入の高低)-社会(権力性と親密性)の2次元で状況を評価しつつ行動を行い、そのことが、労働者の側からの入国管理の規制に対する抵抗(規制強化への反対や逸脱行為)への強い圧力になっているのではないか、という問題を投げかける。同時に、従来、強硬な管理や二重労働市場といった日本側が準備する「制度」へ埋め込まれていると考えられてきた外国人労働者が、逸脱しながら、というよりは、むしろ逸脱することで、労働市場を変えていく主体的な力になっている点に注目しようとする。

3. 本研究のフレームワークと方法

3.1 生産活動、仕事、雇用・労働関係

まず、本研究が依拠する基本的な概念である、「仕事」、「生産活動」、「雇用・労働関係」

について、若干の定義を行っておきたい。

仕事(労働³)とは、ある行為者による、資源の獲得を動機として行われる生産活動である。生産活動とは、生産手段を用いて生産対象に働きかけ、生産対象がはらむ可能性を生産物という形で現実のものとする活動である。

現代において、仕事は主に、本稿で呼ぶところの雇用・労働関係という、ある一定の社会関係の下で行われる。雇用・労働関係とは、以下に述べる雇用関係と労働関係の総体である。

雇用関係とは、一方の行為者と他方の行為者との間で行われる明示的あるいは暗黙的な契約関係の1つであり、一方の行為者 A はこの契約により、雇用主に対して提供する仕事の内容、即ち、仕事を行う空間、時間、仕事内容の範囲、一般に労働条件と呼ばれるものの範囲を統制される。これに対して、他方の行為者 B は行為者 A に対して支払うべき対価を統制される。行為者 A は一般に労働者と呼ばれ、行為者 B は雇用主と呼ばれる。雇用関係は雇用主にとっては、ある労働者に対する統制の範囲を定め、労働者にとっては、その人生全体における仕事の位置付けを定める。

雇用主も自ら仕事として、資源の獲得を動機とした生産活動に携わる。雇用主は1人ないし複数の労働者が行う生産活動を、一方では、各人による役割分担(職務)と相互の関係、即ち、分業関係として編成し、他方では、指揮命令、一定の監視、インセンティブの提供といった手段で、各労働者の行為を統制する管理者による被管理者の統制関係として編成する。雇用主は、分業を編成し、統制を行うことで、全体として一定の成果を生み出し、その対価を得、全体として資源の獲得を目指す。一定の生産物やサービスを生み出すために、さまざまな生産活動を分業関係と統制関係によって編成することを、ここでは組織化と呼び、ある生産活動が組織化されている状態を組織と呼ぶ。

労働関係とは、雇用関係の枠内で行われる、具体的な分業、統制、生産活動の総体であり、労働者にとっては日々の具体的な生産活動とそれを取り巻く分業関係、統制関係を、雇用主にとっては組織を意味する。

3.2 経済性と相互性(親密性・権力性・市場性)

以上述べたように、雇用・労働関係とは、雇用関係と、分業関係および統制関係によって構成される労働関係の総体である。

労働者は通常は仕事として、金銭的な収入を中心とした対価を獲得するために、雇用・労働関係に参加する。雇用・労働関係の評価をする際に、そこで得られる具体的な収入の額、あるいは、単位時間当たりの収入、単位期間あたりの収入など、効率的に高い収入が得られるということは、1つの重要な判断基準であり、我々はこうした収入に基づく雇用・労働関係の評価を、経済性という言葉で呼びたい。

しかし、雇用・労働関係に対する評価は、恐らく経済性だけに基づくものではないだろう。ある雇用・労働関係に参加し、そこで行われる具体的な関係性は、ある場合には苦し

³ 仕事が労苦であると感じられる場合には、特に労働と呼ばれるが、本稿では特に仕事と労働の区別を行わない。

いものとして否定的に評価されるかもしれない。また、別の場合には、楽しいものとして肯定的に評価されるかもしれない。こうした関係性とそれに対する評価について、我々はサーリンズが提起した「相互性」の概念を参考にして、その概念に対する一定の解釈という形で整理したい(Sahlins 1973: 223-285)。

サーリンズが提示した「相互性(reciprocity・互酬制)」とは、未開社会において、行為者の間に流通するさまざまな物的資源の流れを記述、整理するために用いられた概念である。彼は、二行為者の間で流れるさまざまな物的資源の流れを「一般化された相互性」、「否定的相互性」、「均衡のとれた相互性」という 3 つの類型に整理した。彼が示している記述及び例証から、それぞれの内容を整理していくと、次のようになる。

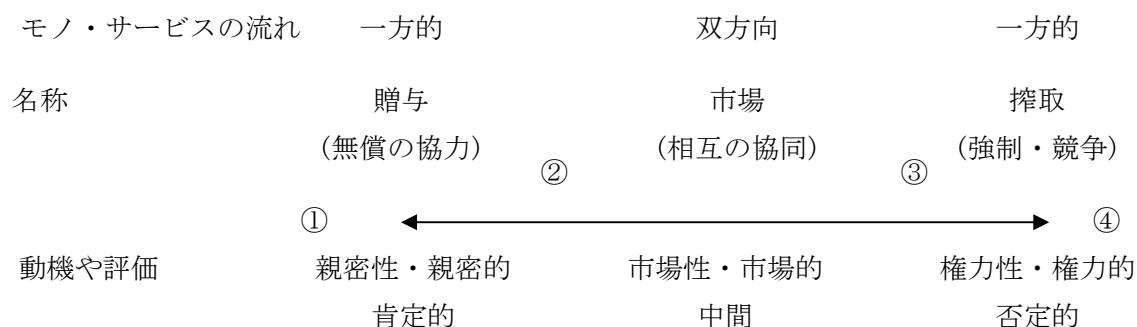
「一般化された相互性」とは、行為者 A から行為者 B に対する資源の流れであり、A が B に対しては返礼の義務を要求しないような、A による自発的な資源の流れを指す。一般的に「贈与」と呼ばれるような物的な資源の流れが、「一般化された相互性」に相当する。「否定的相互性」とは、行為者 A から行為者 B に対する物的資源の流れであるが、A にとっては、その流れが非自発的で、犠牲を伴うと感じられるような資源の流れを指す。彼は「詐欺」、「横領」、「強奪」等の例を挙げているが、より一般的に「搾取」という言葉で呼ぶことが出来るだろう。「一般化された相互性」と「否定的相互性」は、資源移転のあり方の両極に位置するものであるが、「均衡のとれた相互性」とは両極の中間に存在する資源移転のあり方であり、当事者が双方の関係が資源の移転に合意している、即ち、お互いがお互いに対して、資源を提供しつつ、そのことに可もなく不可もないと評価しているような状態、お互い均衡がとれているような物的資源の流れを示す。一般的な市場交換、即ち、ほぼ同時に行われる交換や、あるいはある一定の期間内に同等の価値を持った返礼を義務とするような交換がこれに相当する。

彼自身が必ずしも明記しているわけではないが、以上の記述を整理すると、相互性とは、資源の物的移転とそれに対する心理的な動機、評価が一体になった概念である。即ち、

- ・ 行為者の「動機」のレベルにおいては、A が B に対して「a. 肯定的な動機」により、A から B へ資源が移動する場合に、それは A から B への「贈与」と呼ばれ、A が B に対して「b. 否定的な動機」の下で、A から B へ資源が移動する場合に、それは B による A からの「搾取」と呼ばれ、双方が「c. 均衡的であるという動機」の下で、双方の資源がお互いに移動する場合に「市場」と言われる。
- ・ 行為者の「評価」のレベルにおいては、A から B の資源の移動において、資源の移動元になった行為者 A が、その資源の移動を「a. 肯定的に評価」する場合、それを「贈与」と呼び、同じく資源の移動元になる行為者が「b. 否定的に評価」する場合、それを「搾取」と呼び、双方が「c. 均衡しているという評価」の下で、双方の資源がお互いに移動する場合に「均衡している」と言われる。

資源の移動に対する動機や評価について、ここでは、「a. 肯定的な動機や評価」を「親密性・親密的」と言う言葉で、「b. 否定的な動機や評価」を「権力性・権力的」という言葉で、「c. 均衡しているという動機や評価」を「市場性・市場的」という言葉で呼ぶことにする。

以上の議論を図式的に整理したものが、下図である。



経験的な世界に見られる具体的な事物やサービスのやり取りは、例えば次のように、およそ上記の図の中のいずれかに位置づけることが出来る。

④相手の存在を否定してまでも行われるような強奪、殺人の類。

しかしながら、現実の雇用・労働関係が、そこに参加した行為者によって、当初の期待通りに「市場的であった」と評価されることはまれである。ある場合には、その内容が権力的で抑圧的であると感じられ、また、別の場合には、むしろ親密的なものとして経験さ

れる。

ある雇用・労働関係に対し、労働者が下す評価に従って、およそ下表のような名称を付けることができる。

表 1 雇用・労働関係の評価とさまざまな組織

雇用・労働関係の評価	名称
権力的	支配的組織
中間	市場的組織
親密的	共同体的組織

3.3 相互性と労働市場

労働者はさまざまな雇用・労働関係を、一方では経済性の観点から、他方では、相互性の観点から評価する。労働者はさまざまな手段で可能な限り最悪を避け、最良に向かおうとするが、我々の 2 次元モデルに従えば、その筋道は 1 つではない。ある場合には収入を優先して、権力的な関係を受け入れ、別の場合には、親密で協力的な関係を優先し、経済的な収入は二の次となる。

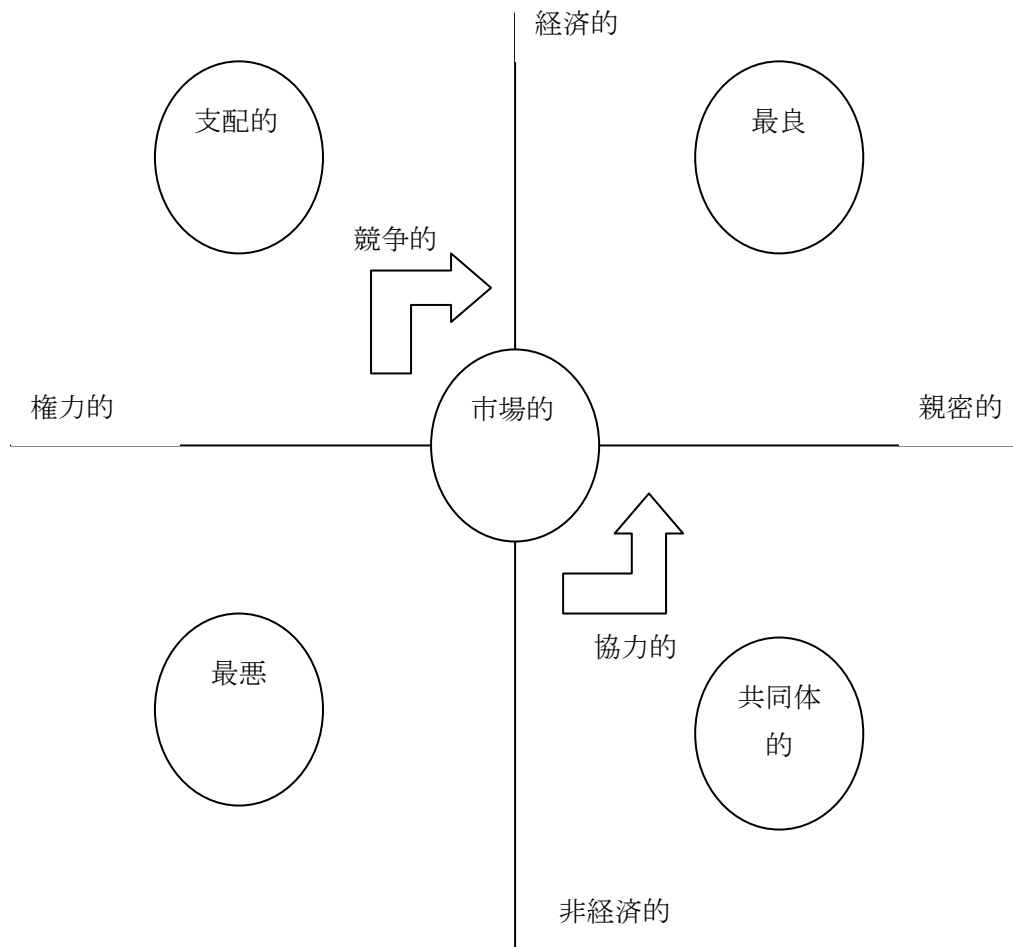


図 2 雇用・労働関係に対する評価と労働市場

3.4 データ

本稿では、フィリピンパブにおける雇用・労働関係について、まず、日本における同類の産業である、しばしば「キャバレー」、「パブ」、「(ナイト)クラブ」、「キャバクラ」などの名称で呼ばれる飲食店について、その具体的な雇用・労働関係の内容を、公表されている資料を整理する形で記述する。なお、本稿ではこうした業態の飲食店を後に「キャバレー及び(ナイト)クラブ」として定義する、その後、共通性、類似性と差異を指摘する形で、フィリピンパブに関する雇用・労働関係を記述する。

相互性の分析とは、以上で記述された雇用・労働関係の中で、そこに参加する行為者が、どのような動機でそこに参加し、また、その内容をどのように認識、評価するかということ整理していくことである。本稿で我々は、フィリピンパブで就労する接客者に注目し、その認識と評価を整理していく。

我々は公表されており、また、日本のフィリピンパブで就労した経験が記載されており、かつ対象者のライフヒストリーが過去から現在までできるだけ体系的に記述されている調査を収集した。結果として、外国人支援団体によるもの(2機関4ケース)、ジャーナリストによるもの(1名8ケース)、研究所によるもの(1機関5ケース)、合計4資料17のケース

が集まった。

表 2 本稿で用いるライフストーリーのデータ

名前	年齢、ビザ、来日回数	時期	出典
ケース 1	・ 37 歳、興行ビザ、来日 3 回	2004 年	武田(2005)
ケース 2	・ 年齢不明、興行ビザ、来日 4 回以上	2004 年	
ケース 3	・ 25 歳、興行ビザ、来日 5 回	2004 年	
ケース 4	・ 29 歳、興行ビザ、来日 14 回	1998 年	東京都立労働研究所 (1999)
ケース 5	・ 27 歳、興行ビザ、来日 5 回以上	1998 年	
ケース 6	・ 33 歳、興行ビザ、来日 5 回	1998 年	
ケース 7	・ 27 歳、日本人配偶者	1998 年	
ケース 8	・ 26 歳、興行ビザ、来日 3 回以上	1998 年	
ケース 9	・ 25 歳？、興行ビザ、来日 1 回	1999 年？	DAWN(2005)
ケース 10	・ 23 歳、興行ビザ、来日 4 回	2006 年	白野(2007)
ケース 11	・ 21 歳、興行ビザ、来日 1 回	2006 年	
ケース 12	・ 28 歳、興行ビザ、来日 7 回	2006 年	
ケース 13	・ 23 歳、興行ビザ、来日 1 回	2006 年	
ケース 14	・ 21 歳、興行ビザ、来日 1 回	2006 年	
ケース 15	・ 26 歳、興行ビザ、来日 2 回	2006 年	
ケース 16	・ 17 歳、興行ビザ、来日 1 回	2006 年	
ケース 17	・ 22 歳、興行ビザ、来日 1 回	2006 年	

ケース 1 から 3 は、武田(2005)によるものであり、外国人支援団体の利用者を対象にした調査である。ケース 4 から 8 は、東京都立労働研究所(1999)によるものであり、外国人を雇用している企業の機縁、大学に所属している留学生及び大学院生の機縁、外国人労働者が多く集まるレストランでの直接依頼に基づいて対象者が選択された。ケース 9 は、DAWN(2005)によるものであり、武田(2005)とは別の外国人支援団体による利用者を対象とした調査である。ケース 10 から 17 は白野(2007)によるものであり、フィリピンに赴き、日本で就労経験がありそうな人物が所属しているような場所を訪問し、直接依頼によって収集されたケースと機縁により収集されたケースがある。

ケースの平均年齢は約 25.6 歳、最低 17 歳から最高 37 歳である。来日したときの滞在資格については、ほとんどのケースで明確には書かれていなかったため、来日の経緯に関する記述などから筆者が推定した。ケース 7 は明確に日本人配偶者の資格で来日したという記載があったが、それ以外のケースは恐らく全て興行ビザによるものではないかと推定される。ケース 2 は書類を偽装して来日した経験があり、ケース 17 も年齢から恐らく偽装があったと考えられる。来日回数は、調査の記述からは明確でないケースがあったが、確認できたもの限定してカウントした場合、平均約 4.4 回となった。最低 1 回、最高 14 回で

ある。

本稿では、ライフストーリーとして公表された文章を、対象者による記述とその評価という単位に分割し、記述内容を否定的評価(権力性)、中間(市場性)、肯定的評価(親密性)という3つの評価に整理し、どのような記述内容が否定的に評価され、また、どのような記述内容が肯定的に評価されたのかを整理した。また、どちらともいえないような内容は、中間という形で扱った。どのような文章を、具体的にどのように解釈したのかという点については、参考資料1に掲げてある。

その他、本稿では、対象に関する仮説の示唆を得るため、また、仮説の検証のために、直接観察やインタビューにより独自の調査を行った。インタビューは店舗に直接訪問し、調査目的を伝え、了解の下で行った。ただし、いくつかのケースで、対象者が違法と考えられる状態にあったため、本稿では、本調査に関する言及については、匿名性を確保した上で、必要最小限に抑えてある。

表3 インタビュー調査概要

	概要	内容
A店	フィリピン系以外外国人遊興飲食店	直接観察及び顧客インタビュー(2006年6月)
B店	フィリピン系遊興飲食店	顧客インタビュー(2006年6月)
C店	フィリピン系遊興飲食店	直接観察(2006年4月、9月、12月、2007年8月、12月) 従業員インタビュー(計6名)
D店	フィリピン系遊興飲食店	直接観察(2006年8月) 従業員インタビュー(1名)
E店	フィリピン系遊興飲食店	直接観察(2006年12月) 従業員インタビュー(1名)
F店	フィリピン系遊興飲食店	直接観察(2007年3月) 従業員インタビュー(1名)
G店	フィリピン系以外外国人遊興飲食店	直接観察(2007年8月) 従業員インタビュー(3名)
H店	フィリピン系以外外国人遊興飲食店	直接観察(2007年8月) 従業員インタビュー(1名)
I店	日本人遊興飲食店	直接観察(2007年8月) 従業員インタビュー(3名)
L店	フィリピン系飲食店	直接観察(2007年10月) 従業員インタビュー(1名)

4. 産業としての「キャバレー及び(ナイト)クラブ」

4.1 「キャバレー及び(ナイト)クラブ」の産業上の位置づけ

まず、フィリピンパブで行われている生産活動の内容を理解する為に、日本で「バー、キャバレー、ナイトクラブ」として定義されている分野の一業態であり、本稿で「キャバレー及び(ナイト)クラブ」と名づける業態の行政上の位置づけから見ていきたい。

フィリピンパブは日本標準産業分類の上では、「飲食店宿泊業(大分類)」の「遊興飲食店(中分類)」と呼ばれる分野の一角をなし、「主として洋酒及び料理を提供し、客に遊興飲食させる事業所」として定義される「バー、キャバレー、ナイトクラブ(小分類)」という分類に位置づけられる。

「バー、キャバレー、ナイトクラブ(小分類)」には、一般に「バー」、「スナック」と呼ばれる業態と、「キャバレー」、「クラブ」、「キャバクラ」、「パブ」と呼ばれる、それ以外の業態が存在する。後者の名称をそれぞれ挙げるのは煩雑であるので、以下、本稿では、「キャバレー及び(ナイト)クラブ」という名称で呼びたいと思う。

産業分類は「バー」や「スナック」と「キャバレー及び(ナイト)クラブ」両者の区別を行っていないが、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下、風営法)」では、「接待」と呼ばれるサービスが行われるか否かで、接待が存在しない「通常の飲食店」と接待が存在する「風俗営業」と呼ばれる業態の営業の区別を行っており、後者に対して政策上の規制を行っている。「接待」の定義は、「バー、キャバレー、ナイトクラブ」の中で、一般に「バー」や「スナック」と呼ばれる業態とそれ以外の業態を区別、理解する上で重要なので、補足の資料を踏まえつつ、若干詳細に見ていきたい。

風営法では、「接待」とは「歓楽的雰囲気醸し出す方法により客をもてなすこと」という形で定義づけられている行為である。「歓楽的雰囲気醸し出す方法」とは、具体的にどのようなものか、という点について、警察庁は2006年に発表した「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」という文章で、

「営業者、従業者等との会話やサービス等慰安や歓楽を期待して来店する客に対して、その気持ちに応えるため営業者側の積極的な行為として相手を特定して次の各号に掲げるような興趣を添える会話やサービス等を行うことをいう。言い換えれば、特定の客又は客のグループに対して単なる飲食行為に通常伴う役務の提供を超える程度の会話やサービス行為等を行うことである」

としており、「次の各号」として「①談笑、お酌等」、「②踊り等」、「③歌唱等」、「④遊戯等」、「⑤その他」という、5つの「会話やサービス」を挙げている。ただし、それぞれの行為が全て「接待」というわけではなく、各行為の中で、具体的にどのような行為が「接待」にあたるのかを詳細に記述している。その内容が次になる。

「①談笑、お酌等」では、「特定少数の客の近くにはべり、継続して、談笑の相手となったり、酒等の飲食物を提供したりする行為は接待に当たる。これに対して、お酌をしたり水割りを作るがささやかにその場を立ち去る行為、客の後方で待機し、又はカウンター内で単に客の注文に応じて酒類等を提供するだけの行為及びこれらに付随して社交儀礼上の挨拶を交わしたり、若干の世間話をしたりする程度の行為は、接待に当たらない」としている。

「②踊り等」では、「特定少数の客に対して、専らその客の用に供している客室又は客室内の区画された場所において、歌舞音曲、ダンス、ショー等を見せ、又は聞かせる行為は接待に当たる。これに対して、ホテルのディナーショーのように不特定多数の客に対し、同時に、踊り、ダンス、ショー等を見せ、又は歌若しくは楽器の演奏を聞かせる行為は、接待に当たらない」としている。

「③歌唱等」では、「特定顧客の近くにはべり、その客に対し歌うことを勧奨し、若しくはその客の歌に手拍子を取り、拍手をし、若しくはほめそやす行為又は客と一緒に歌う行為は、接待に当たる。これに対して、ホテルのディナーショーのように不特定多数の客に対し、同時に、踊り、ダンス、ショー等を見せ、又は歌若しくは楽器の演奏を聞かせる行為は、接待に当たらない」としている。

「④遊戯等」とは、「客とともに、遊戯、ゲーム、競技等を行う行為は、接待に当たる。これに対して、客一人で又は客同士で、遊戯、ゲーム、競技等を行わせる行為は、直ちに接待に当たるとはいえない」としている。

「⑤その他」では「客と身体を密着させたり、手を握る等客の身体に接触する行為は、接待に当たる。ただし、社交儀礼上の握手、酔客の介抱のため必要な限度で接触する等の行為は、接待に当たらない。また、客の口許まで飲食物を差出し、客に飲食させる行為も接待に当たる。これに対して、単に飲食物を運搬し、又は食器を片付ける行為、客の荷物、コート等を預かる行為等は、接待に当たらない」としている。

以上のような記述によって、およそ風俗営業と呼ばれる産業が、どのようなサービスを提供しているのかという点に関する具体的な姿が見えてくる。ここでは、いわゆる飲食店との違いと同時に、一般的に我々がイメージする芸能とも区別されているのがわかる。

他方で、「キャバレー及び(ナイト)クラブ」で提供される接待が、いわゆる性風俗産業とどのように異なるのかという点も区別しておく必要がある。先に引用した風営法では、いわゆる性風俗に関わる事業所は「風俗営業」と区別された「性風俗関連特殊営業(以下、性風俗営業)」として、「店舗型性風俗特殊営業」、「無店舗型性風俗特殊営業」、「映像送信型性風俗特殊営業」、「店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業」という 5 つの業態を挙げ、それぞれの定義を行っている。この中で、「キャバレー及び(ナイト)クラブ」と関連があるのは、「店舗型性風俗特殊営業」である。「店舗型性風俗特殊営業」について、風適法はさらに具体的な 6 つの定義に該当する営業を指すという形で、その内容の特定を行っている。その詳細は非常に煩雑なため、ここでは省くが、我々が問題にしている接待に係るサービスの提供について、関連する項目から引用すると、「個室があり、そこで異性の客に接触する役務(サービス)」があるか否か、あるいは、「性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行」であるか否かが、「店舗型性風俗特殊営業」と、それ以外を区別する指標になっている。

以上の記述から、およそ下図のような整理ができる。

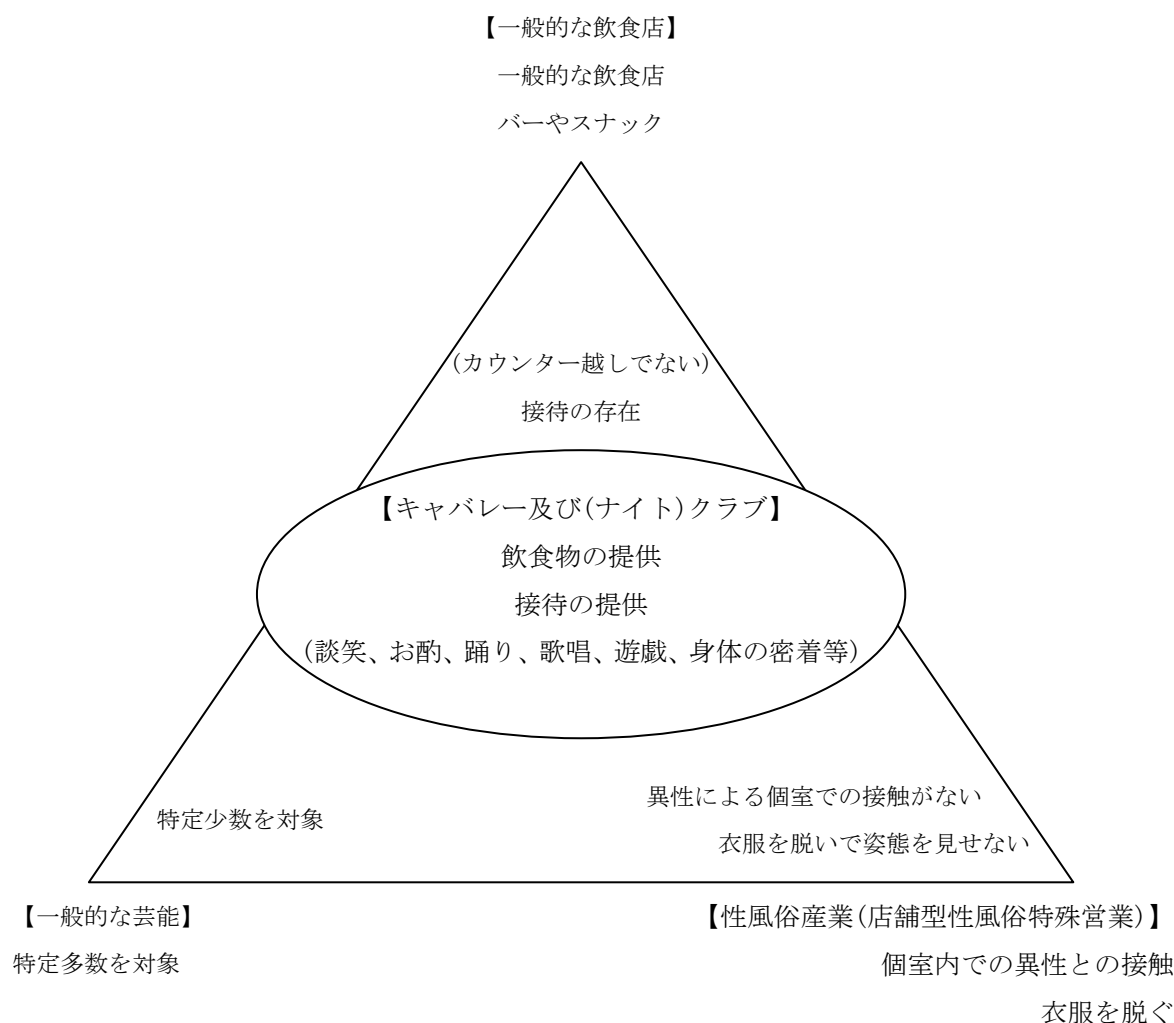


図 3 キャバレー及び(ナイト)クラブの位置づけ

4.2 なぜ顧客は「キャバレー及び(ナイト)クラブ」に行くのか

4.2.1 「利用する顧客間の関係性の構築と維持」

「キャバレー及び(ナイト)クラブ」は、通常の飲食店と異なり、「接待」と呼ばれるサービスの存在を特徴とする。加えて、お酌や談笑などは、カウンター越しで行われることで、バーやスナックとは区別され、談笑、踊り、歌唱などの接待は、特定少数に向けられていることで一般的な芸能とも異なり、踊りや身体の密着については、「個室があり、そこで異性の客に接触するサービス」が行われず、「性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行」が存在しないという点で、性風俗産業とも区別される。

顧客はなぜ、こうした「接待」を購入するのか。ここでは、顧客が接待と呼ばれるサービスを購入する理由について、顧客の動機の面から、既存文献や資料から整理していきたい。

顧客が「キャバレー及び(ナイト)クラブ」に行く理由について、第1の仮説は、「顧客間の関係性の構築と維持」にある、というものである。この仮説は、日本の男性向けの「キ

キャバレー及び(ナイト)クラブ⁴」で従業員として仕事に従事しつつ参与観察を行ったアリソンにより提起されたものである(Allison 1994)。彼女が銀座の「キャバレー及び(ナイト)クラブ」で、接客を行いながら発見した事実は、顧客の目的が、必ずしも店舗の従業員と顧客との間の特定の関係性に向けられているわけではなく、顧客同士、とりわけ、取引関係や企業内の上司、同僚など、ビジネス上の「集団の関係性・絆(bonding)の構築と維持」に存在するという点であった。彼女は、社会学者のデュルケイムによるシンボルや儀礼の意味、即ち、社会集団は集合的なアイデンティティを組織する為に、その集団の目的と同時に、成員により共有されたシンボルや儀礼を必要とする、という議論を踏まえて、その事実を解釈する。即ち、ナイトクラブに顧客が行くのは、デュルケイムが言うところの儀礼の一種であり、同席する顧客同士がナイトクラブという 1 つの共通経験を通して、企業間あるいは企業内における人間関係を構築するための手段である。そこで就労する接客者は、いわば「場を盛り上げる」ための道具に過ぎない。同時に、彼女はナイトクラブが多くの場合、男性と女性というジェンダー関係を伴った人間関係をはらむことから、この現象を「企業における男性性(Corporate Masculinity)」(Allison 1994: 198)という概念で捉えようとした。

4.2.2 「利用する顧客と接客者との間の擬似恋愛関係」

アリソンの指摘は、職場の上司や同僚関係であれ、企業間取引の関係であれ、ビジネス上のパートナーが連れ立って「キャバレー及び(ナイト)クラブ」に行き、そうした費用について、企業が一定の予算を割くという現象、即ち、一般に日本で「社用族」というような名称で呼ばれる行為者のあり方がなぜ存在するのか、という点について、ある程度の説明を与えていると考えられる。加えて、2006 年に行われた平成 18 年事業所・企業統計調査によれば、「バー・キャバレー・ナイトクラブ」の従業員の約 78%が女性であり、そこにジェンダー的な要因を認めることは重要である。

しかし、「キャバレー及び(ナイト)クラブ」を利用する顧客は、必ずしもビジネス上の関係性に基づいてサービスを利用するわけではないという点で、アリソンの捉え方は十分ではない。特に、「キャバレー及び(ナイト)クラブ」が提供するサービスにおいては、山本によって「計算された親しさ」あるいはその発展形態としての「管理された擬似恋愛」という言葉によって表現される関係性が顧客と「キャバレー及び(ナイト)クラブ」側の動機、関係をよりよく説明していると考えられる。

「計算された親しさ」、あるいは、「管理された擬似恋愛関係」は、山本(2006)、森山(2006)、カワシマ(2005) 等の記述を整理すると、下記の 2 つの契機により成立する 1 つの人間関係である。

①顧客は特定の「キャバレー及び(ナイト)クラブ」に所属する接客者と親密になりたいという動機の下で、接客者との関係を結ぼうとする。

⁴ 彼女は同書の中では「ナイトクラブ」という名称を用いているが、ここでは「キャバレー及び(ナイト)クラブ」としておく。

②接客者は顧客の動機を満足させつつ、その行為を、「キャバレー及び(ナイト)クラブ」が準備する「市場性の枠組み」に結び付けていく。

ここでは、顧客はある特定の接客者と親密になりたい、という動機が、顧客が「キャバレー及び(ナイト)クラブ」に行くという行為の原因になっており、接客者は身体や言葉といった資源、記号を操作して、顧客から親密性の感情を引き出し、それを「市場性の枠組み」に結び付けていく。「市場性の枠組み」とは、顧客から提供しているサービスに対する対価をとる構造であるが、この点は後述する。

一般にサービスを提供する側は、接客者に対して「キャスト」という呼称を用いるが、接客者、即ち、映画や舞台の配役に比喻されていることは、恐らく、映画や舞台が顧客から怒りや感動や憧れといったある種の感情を引き出し、それを見る顧客がそうした感情と引き換えに対価を支払うという構造と、「キャバレー及び(ナイト)クラブ」の接客が同類のものであることをイメージしてのことであると考えられる。いわゆる「キャバレー及び(ナイト)クラブ」では、映画や舞台一般とは異なり、そうした感情が親密性、さらには恋愛的感情に限定されており、同時に、多くの場合には1対多数ではなく、1対1の接客という形で行われることに違いがあり、また、1人の接客者がさまざまな性格や特徴を持つ顧客を、それぞれの性格にあわせて個別に扱うということが、1つの技能になっている。この点は後に詳述する。

4.3 「キャバレー及び(ナイト)クラブ」における「市場性の枠組み」

顧客の動機が「利用する顧客間の関係性の構築と維持」であれ、「利用する顧客と接客者との間の擬似恋愛関係」であれ、「キャバレー及び(ナイト)クラブ」は、「接待」と呼ばれるサービスを通して、その動機に応え、また、そのことで対価を得る。具体的にどのような形で、「キャバレー及び(ナイト)クラブ」の事業者は、その対価を得ているのか。

山本(2006)の記述に基づいて、事業者が顧客に販売しているサービスを、価格が付けられている要素別に整理すると、①事業所内における一定レベルの接待の時間(セット料金)、②接待する接客者の選択の権利(指名料金)、③所属する接客者による事業所外における接客サービスの権利(特に同伴料金)、④飲食やカラオケなどの料金、である。

①は、接待そのものの時間である。接待とは、既に述べたように「歓楽的雰囲気を醸し出す方法により客をもてなすこと」と定義されたが、「キャバレー及び(ナイト)クラブ」における接待の構成要素は、接客者と接客空間、接客中に提供される飲食物である。「キャバレー及び(ナイト)クラブ」では、これらを時間当たりのサービスとして提供しており、一般的に「セット料金」と呼ばれる形で、顧客が店舗に滞在時間に対して価格が設定されている。

②は一般に「指名」と呼ばれるものである。セット料金の範囲内には、通常、接待の時間中に誰が接客を行うかという接客者の選択の権利は含まれず、その権利は店側が有している。指名とは、特定の接客者が接客するという選択の権利を顧客が買うものであり、「指名料金」という名称で、行使できる権利1回あたりの金額が定められている。なお、こうした指名について、顧客は特定の接客者が接待する時間までは指定できないというのが一

般的な形のものである(山本 2006: 6-7)。

接客者のサービスについて、それが「キャバレー及び(ナイト)クラブ」の店舗の外で行われる場合がある。1つのケースは、接客者が店舗に出勤する前に行うものであり、一般に「同伴」と呼ばれるものである。通常、サービスの後に顧客が接客者と共に店舗に行き、店舗内でもサービスを受けることが義務付けられる。同伴では一般的に、食事や映画鑑賞といったことが行われ、費用は顧客側が負担することになっている(山本 2006: 7-9)。2つ目のケースは、接客者が勤務終了後に店舗外でサービスを行うものであり、「アフター」と呼ばれる(山本 2006: 9-10)。食事や飲酒が多いとされる。前者の同伴については先述した①セット料金、②指名料金、とは別に③「同伴料金」という形で、サービスを受ける権利について一定の金額が定められている場合があるが、アフターについては、特に料金はないというケースが多いようである(山本 2006: 9-10)。

④には、セット料金に含まれない接待時間中の飲食物の追加や、セットで提供される飲食物を、より高級なものに代えるなどのグレードアップ、接待時間中の接客者の飲食代、カラオケを利用する際のカラオケ代などが含まれる。事業者によって、セット料金に何が含まれるかに若干の差異が存在するため、④にかかる料金の変化も存在する。

以上のような提供サービスと価格体系において、事業者は、より多くの顧客を(来店者数)、できるだけ長時間滞在させ(滞在・延長時間)、また、多くの接客者がより多くの指名を獲得できるように(指名数)、また、より多くの追加の飲食物を注文(飲食物等の売上高)するように、一方では、接客者や店舗の設備を管理、運営し、同時に、接客者のサービスレベルが「キャバレー及び(ナイト)クラブ」として過剰にならないよう、また、顧客同士がトラブルを起こさないよう、顧客の行為も管理していく。

サービス…接待の提供及び接待が行われる空間の構築・維持
 (物理的空間の提供・接客者の配置・イベント企画・トラブル回避)

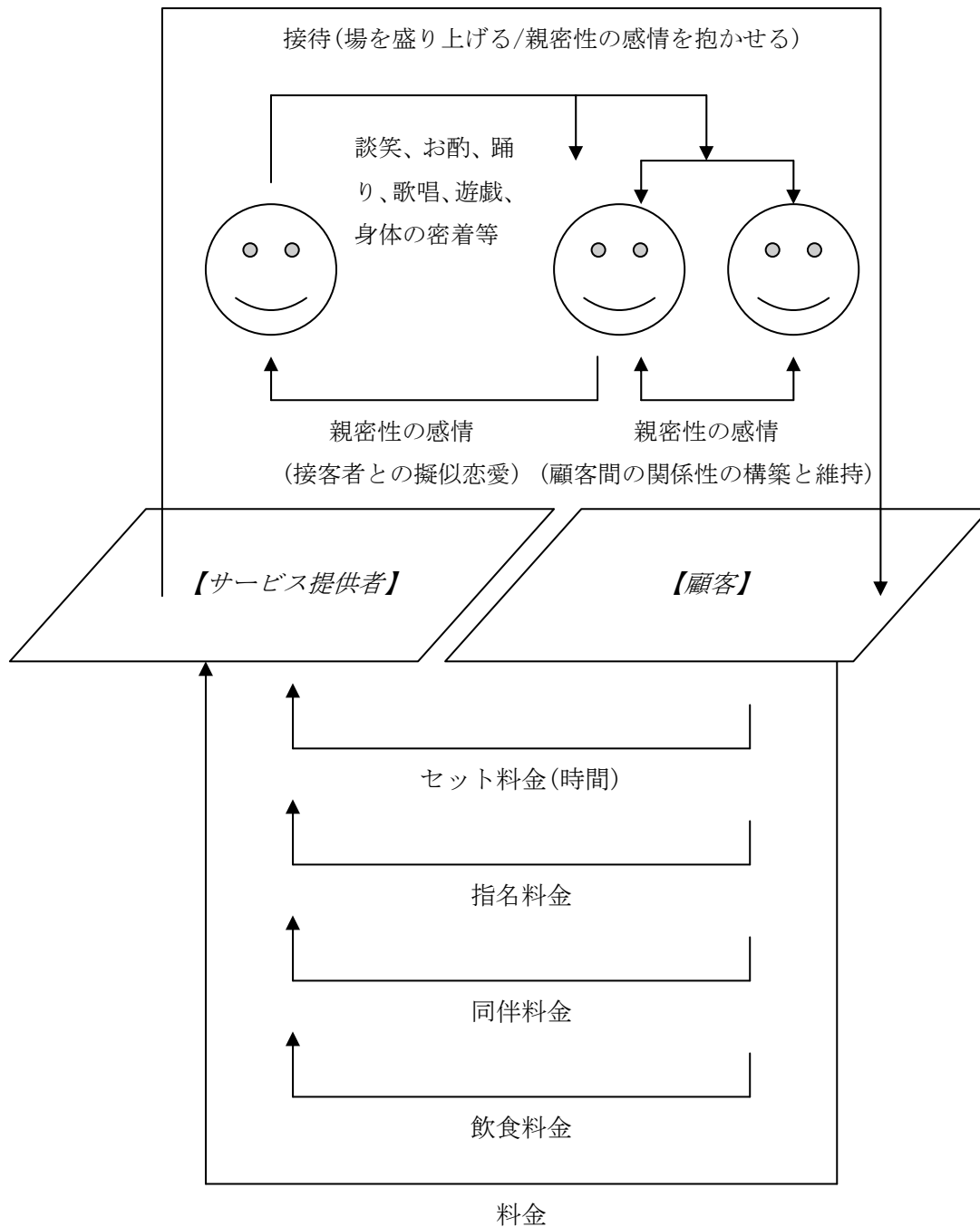


図 4 「キャバレー及び(ナイト)クラブ」における「市場性の枠組み」

4.4 「キャバレー及び(ナイト)クラブ」における雇用・労働関係

4.4.1 「キャバレー及び(ナイト)クラブ」の多様性

「キャバレー及び(ナイト)クラブ」の雇用関係・労働関係については、山本(2006)、森

山(2006)による記述、筆者による顧客インタビューや筆者による観察により、大きく「ハイパフォーマンス型」と呼びうる傾向があるグループと、「大衆型」と呼びうる傾向があるグループがあるようである。

「ハイパフォーマンス型キャバレー及び(ナイト)クラブ」とは、仕事に対する高いコミットメントを有し、高度な人的資本を有する「ウリアゲ(接客者)」や「指名(接客者)」という名称で呼ばれるコア人材となるような接客者を有し、ノルマの達成や業績に基づく高い賃金格差や雇止めの存在など、競争的な人事労務管理を行う傾向があるような「キャバレー及び(ナイト)クラブ」である。店舗の規模は全般に大きく、大規模な繁華街に位置し、サービスの価格も相対的に高い。

他方、「大衆型」と呼びうる傾向があるグループは、対照的に、接客者が非専業で全般にコミットメントが低く、人事労務管理も体系的にはなされていないような傾向があるグループである。小規模な繁華街や住宅地近辺に立地する傾向があり、価格が安く、指名制度や同伴制度が存在しないようなケースもある。このクラスターは事業目標として、高い収益や事業の拡大というよりも、安定的に存続していく方向性を持っているものと考えられる。

なお、他に両者の中間に位置づけられるような中間型と呼びうるようなものも存在する。中間型とは、ハイパフォーマンス型と大衆型の中間的な存在であり、ハイパフォーマンス型のように店舗の売上を拡大していくことのできる高度な人的資本を有する接客者が存在しない中で、店舗の収益を拡大していこうとする 1 つの事業戦略の中で捉えることが出来る。中間型を特色付けるのは、「〇〇パブ」、「〇〇キャバ」といわれるような接客スタイルの差別化であり、コスプレと呼ばれるような衣装による差別化、学生や特定年齢層などの接客者の属性による差別化が例として挙げられる。

以下では、「ハイパフォーマンス型キャバレー及び(ナイト)クラブ」を、「キャバレー及び(ナイト)クラブ」の典型的なモデルと考え、既存資料を基にその雇用・労働関係を、特に接客者を中心に記述し、その後、経験的な内容も踏まえて「大衆型」との若干の比較を行いたい。

4.4.2 「キャバレー及び(ナイト)クラブ」従業員の生産活動

「キャバレー及び(ナイト)クラブ」の従業員は、各人が行う職務に応じて、接客者とそれ以外の従業員に分かれる。接客者以外の従業員の職務内容としては、「リスト」と呼ばれる顧客の出入店時間と伝票の管理業務、「ホール」と呼ばれる配膳業務、「フロント」と呼ばれる会計業務、接客者と顧客あるいは、顧客間のトラブルや苦情の処理、顧客を店舗に呼ぶための営業活動(特に店舗外に出て行われる「呼び込み」と呼ばれる営業活動)、その他、イベントなどの企画・計画業務、教育に加え、「ラッキー(つけまわし)」と呼ばれる接客者をどの顧客にどの程度配置するかという判断と指示業務がある(福沢 2001、山本 2006)。

接客者の職務は、先述したように、「接待」、即ち「談笑、お酌、踊り、歌唱、遊戯、身体の密着等」をサービスとして顧客に提供することである。その目的は、接客を通して、顧客間であれ、顧客と接客者との関係であれ、顧客が親密性の感情を持つこと、即ち「場を盛り上げる」あるいは「顧客が接客者に対して親密な感情を抱く」ということにあり、

その結果、顧客が頻繁に来訪し、長時間滞在し、特定の接客者に対して指名や同伴を行い、また、飲食の注文等により、事業者が準備する市場的な交換の枠組みに顧客を組み込んでいくことにある。松田はこの点を「ホステス(接客者)と客との商取引的な関係を、たとえその場限りであっても覆い隠し、あたかも『真の人間関係』を客と結んでいるかのようにみせかける」、「ホステスクラブにおいてよく見られる接客実践」(松田 2005: 97)と、また、山本は「お客の誤解で成り立つ」(山本 2006: 64)産業と表現している。

接客者が接待に用いる手段は、自分自身の知識や身体、衣装や化粧などの物的資源を活用したコミュニケーションであり、会話を中心とした言語的コミュニケーションに加えて、視覚的要因(顔やスタイル、化粧や衣装)、聴覚的要因(声及び声音の使い分け)、触覚的要因(スキンシップ)、嗅覚的要因(香水)など、接客者は顧客の五感に訴える形でメッセージを提示していく(山本 2006: 95-100)。

接客者には、「指名(接客者)」(山本 2006)や「ウリアゲ(接客者)」(松田 2005)と呼ばれる、「キャバレー及び(ナイト)クラブ」に数多くの客を呼び込める核となる接客者と、「ヘルプ(接客者)」、「アルバイト」と呼ばれるような、それ以外の接客者が存在する(松田 2005、山本 2006)。ここでは、前者の数多くの客を呼び込める接客者をコア接客者、それ以外を非コア接客者という名称で統一して呼ぶことにする。

コア接客者を特徴付けるのは、高度な人的資本とその活用に基づく職務遂行である。接客という職務を遂行するに当たり、どのような人的資本を持つと、高度であると言えるのか。それは、既存研究・資料、特に松田(2005)と山本(2006)の記述を総合すると、顧客に対する「個別的演出」ができるか否か、とりわけ「会話内容や表現の個別的演出」と呼べる能力である。

「会話内容や表現の個別的演出」とはどのようなものか。松田(2005)はあるコア接客者の接客を観察する中で、ある顧客Xに対しては「ほんとXちゃんは純粋だよ。ピュア。こんなこといえるのXちゃんだけだよ」、別の顧客に対して「敬語を使うのはあなただけ」、さらに別の顧客に対して「こんな内輪話をしたのは初めて」という形で、個々の顧客に対して、その会話内容が「あなただけ」に向けられているということを発見している。また、山本(2006)は、高度な接客者は、営業活動において「今日来て欲しい」という内容を伝える場合に、「今日来てほしい」と直接言うのではなく、「急に声が聞きたくなった」、「どうして来てくれないの」、「(来ないと)もう知らないからね」、「来なさいよね」と顧客の性格を読み、それにあわせて表現を変化させ、「恋人からの電話のように錯覚させる」ような技術を持つとしている。松田は、こうした接客技術を、「客ごとの性格、同席するホステス、顧客がクラブに連れてくる接待客、あるいは顧客のその日の気分や顧客の属する業界の景況等、さまざまな要素を考慮しながら作られる」、「状況依存的かつ即興的」な「接客実践」という言葉で捉えた(松田 2005: 97)。「個別的演出」は会話能力に限らず、プレゼントや身体的な接触を通しても行われる。松田は先と同じ接客者が、ある顧客Xに対して、Xの名前入りのハンドタオルを渡し、ワインを注文させるというケースを観察している(松田 2005: 97)。また、山本は「タッチ攻撃」という言葉で、会話中に相手にさりげなく接触することで、顧客に「あなただけ」という優越感を抱かせることができるとしている(山本 2006: 175-176)。

役者や音楽家が、幅広い対象を意識したよく練られた台本や楽譜を下に、舞台や映画を通して、多数の顧客に対してある種の感情を引き起こすべく演技や演奏を行うのだとすれば、「キャバレー及び(ナイト)クラブ」の接客者は、それとは対照的に、即興性と個別性をもって、顧客の親密性の感情を引き起こそうとする。ただし、それは一般的な恋愛とは異なり、常に内容が一定のレベルに管理されており、また、その内容は、性風俗とは対照的に、衣服を脱いだり、性的な行為に及ばないという条件の下で行われている。

4.4.3 接客者の分業と「つけまわし(ラッキー)」

「キャバレー及び(ナイト)クラブ」の従業員に関する職務についてはすでに述べたが、ここでは、接客者間分業の存在と、それを支える職務として、特に「キャバレー及び(ナイト)クラブ」に特殊な業務である、ラッキーという業務について述べたいと思う。

コア接客者は、後述するが、高度な人的資源をめぐる事業者間競争が働いており、労働移動が激しく人件費が高い。そこで、「キャバレー及び(ナイト)クラブ」が収益をあげていくための1つの理想的なモデルは、人件費の高いコア接客者と、人件費の安い非コア接客者を組み合わせ、短時間にいくつもの客席を回る「コア接客者」による高度な接客と、コア接客者が来るまでに場をつなぐ「非コア接客者」による接客という両者の分業をとりながら、全体を運営していくことにある。ここで接客者間の階層的な分業が生まれる。

両者の分業関係をうまく運営していくのが、ラッキーと呼ばれている職務である。ラッキーは、一方では顧客の指名の要求を整理確認しながら、他方では接客を受けている顧客の満足感や倦怠感を観察しつつ、どの顧客にどの接客者をどのタイミングで配置するかを決定し、顧客の長時間の滞在とリピート化を目指そうとする。こうすることで、高い人件費のかかる「コア接客者」を効率的に運用しつつ、顧客の満足を維持しようとする。

4.4.4 「キャバレー及び(ナイト)クラブ」の統制関係

「キャバレー及び(ナイト)クラブ」の労働関係は、一定の事業所の管理監督者(店長)を中心とした統制関係と、各人が行う生産活動の内容(職務内容)の差異に基づく分業関係、各人の生産活動の具体的な内容として記述できる。

統制関係は一般に店長、マネージャー、ホールスタッフ(接客者以外のスタッフ)及び接客者という体系であり、およそ従業員数が多くなると階層は深くなり、少なくなると単純な階層(後述する福沢の例では店長-接客者のみ)になるなどのバリエーションがある⁵。

統制される内容は、雇用契約に基づく各人の就業日や就労時間、就業規則に基づいた勤務内容、日々の生産活動の内容、顧客の来店者数、顧客の滞在・延長時間、指名数、飲食物等の売上高に示される生産活動の成果等がある。それぞれは、統制手段、即ち、直接的な指示命令と監視、賃金、罰金、昇進、雇止め等の罰則やインセンティブを通してコントロールされる。

⁵ 山本が記載している例では、キャプテン-店長-ヘッドマネージャー-チーフマネージャー-サブマネージャー-ホールスタッフ及び接客者、また接客者の中に班長とそれ以外を置いており、1班10名程度という例を挙げている(山本 2006)。また、後述するフィリピンパブの例では、フォーマルには店長と接客者という階層のみしか存在しない(福沢 2001)。

4.4.5 「キャバレー及び(ナイト)クラブ」の雇用関係

2006 年に行われた企業・事業所統計調査によれば、「バー、キャバレー、ナイトクラブ」の従業員の雇用形態は、「正社員・正職員」が 17.9%に過ぎず、多くの従業員は非正規雇用となっている。また、従業者の約 78%は女性であるが、有給役員や正社員・正職員では、女性比率がやや低くなっている。山本(2006)は、接客者は一般に女性アルバイト、非接客者は男性という指摘をしているが、この点を敷衍すれば、非接客者正社員-男性、接客者非正規雇用-女性という構図がある程度成立するのではないかという推測が出来る。

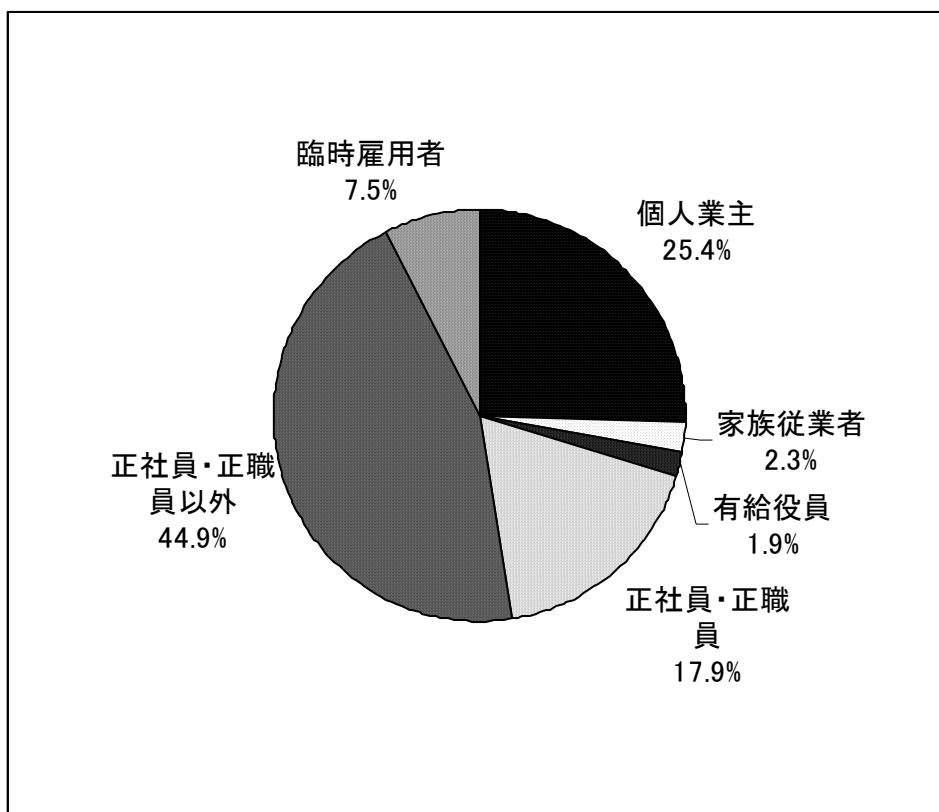


図 5 「バー、キャバレー、ナイトクラブ」の雇用形態

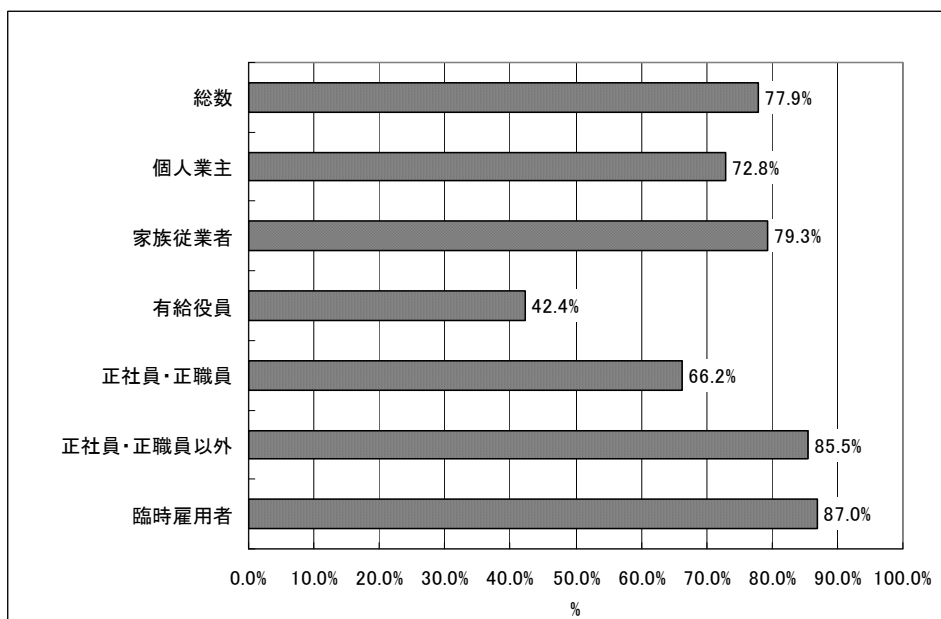


図 6 「バー、キャバレー、ナイトクラブ」の雇用形態に占める女性の比率

雇用形態について、個人事業主が 25.4%と比較的多くを占めている。松田(2005)が観察を行った「キャバレー及び(ナイト)クラブ」では、コア接客者の報酬体系は歩合であり、雇用契約により月ぎめ報酬(保障)額と、売上について、保証額の何倍かのノルマが課せられ

るとしている。雇用形態については記載がないが、恐らく個人事業主として契約しているのではないかと推測される。コア接客者の場合、具体的な賃金については明確ではないが、山本によれば、推測として月 80 万円から 200 万円程度の金額になるとしている(山本 2006: 230)。なお、松下は、2006 年 11 月に求人情報誌のアルバイト募集の記事を用いて、埼玉県の比較的規模の大きい繁華街での「キャバレー及び(ナイト)クラブ」34 ケースの賃金と労働時間の推測を行った。それによれば、平均時給は 2,903 円であった(松下 2007: 52)。松下の推定は恐らく非コア接客者の時給となると考えられる。

なお、労働時間については、接客者ごとの違い、店舗の経営方針、同伴やアフターといった、不規則な要素を含むため、一律に見ることは難しい。先の松下の推測によれば、労働時間は 6.9 時間、20 時出勤、2 時～3 時頃に退店というケースが多いようである。松田は、「アルバイト」が 19 時 30 分に出店、「ウリアゲ」が 20 時 30 分から 21 時頃に同伴出店と記述している(松田 2005: 92)。また、退店については、山本は「早出」が午前 1 時、「遅出」が午前 2 時という例を挙げている(山本 2006: 103)。

4.5 接客者の労働市場とその階層性

前項までは、「ハイパフォーマンスタイプ」の「キャバレー及び(ナイト)クラブ」について記述してきた。ここでは、「ハイパフォーマンスタイプ」の「キャバレー及び(ナイト)クラブ」と、「大衆型」の「キャバレー及び(ナイト)クラブ」について、若干の比較を行い、労働市場における階層性について述べていきたい。

次図における「ハイパフォーマンスタイプ」は松田(2005)の記述を下に整理したものであり、内容を整理したものであり、「大衆型」は筆者による訪問(2007 年 8 月)とインタビューによるものである。ハイパフォーマンスタイプは、銀座に立地し、松田の記述によれば、最低でも 1 回 3 万円から 4 万円と非常に高額であるのに対して、大衆型は 1 路線の各駅停車のみが停車する住宅街付近の駅から徒歩 5 分程度に立地しており、金額は明記されていないが、3 時間の滞在で食事込み 12,500 円と、半額以下であった。今回とりあげた大衆型店では、同伴や指名、アフターなどは行っていなかった。

ハイパフォーマンスタイプは、従業員数 40 名以上と人数が多く、ウェイター、ピアノ奏者、接客者の分業が見られ、接客者も、「ウリアゲ」、「ヘルプ」、「アルバイト」と、分業、階層化されていた。大衆型は、在籍数 13 名で、分業はなく、飲食の準備も含め、接客者が兼業で行っていた。接客者の属性では、ハイパフォーマンスタイプは、専業が多く見られるのに対して、大衆型は全員兼業とのことであった。

表 4 「キャバレー及び(ナイト)クラブ」におけるハイパフォーマンスタイプと大衆型

	ハイパフォーマンスタイプ	大衆型
資料	松田(2005)の記述を下に作成	筆者の直接訪問(2007 年)とインタビューにより作成 ⁶

⁶ 店舗観察及びインタビューは 2007 年 8 月に行った。

	ハイパフォーマンス型	大衆型
場所	銀座	都内・住宅街・1 路線、各駅停車のみ停車、駅から 5 分程度
サービス	セット？(明記なし) 同伴 指名 飲食	セット(飲みものはウィスキーか「ジンロ」) 飲食(ピザ、乾き物の他、要望やその日の仕入れに応じて作成) 同伴と指名はない 0 時閉店 アフターは特に行わない 地元客が多いとのこと
サービス予算(例)	最低 1 回 3～4 万円/人	3 時間で 12,500 円/人(軽食含む)
分業関係	ウェイター 10 名 ピアノ奏者 1 名 接客者約 30 名 (在籍者数「ウリアゲ 10 名、ヘルプ 15 名、アルバイト 10 名」)	接客者(在籍)13 名 在籍者が必ず出店するわけではなく、都合に応じて不規則 接客者以外はいない(接客者以外の業務は接客者が兼業)
統制関係	ウリアゲ…歩合報酬 ヘルプ…月決めと歩合が混在 アルバイト…時給制 ウリアゲ、ヘルプ、アルバイトの順にノルマが決まっている	全員時給制、ノルマなし
接客者の属性	推定 20 歳前後～40 歳代 コア接客者(ウリアゲ)は専業 ヘルプも(恐らく?)専業	募集は 30 歳～50 歳の「独身」が条件(夫がいると人間関係が難しくなるため) 昼間は全員「OL」 家は近所で徒歩や自転車が多い
接客者の動機と評価	・学生時代にアルバイトホステス、会社員になってから兼業でさまざまな水商売をしていたが、25 歳で水商売で生活を立てることを決意し「聖地」である銀座に進出。しかし、〈仕事仲間〉になじめなかった。仕事については、「お客さんから、お前のこういうところが人として好きだよって言ってもらって、感謝されるのが喜び」(I 氏 29 歳)	・本職は工業デザイナー。離婚歴あり。最初は客として来店。女性客も結構いる。週 3 日程度、0 時で終わるので、昼の仕事と兼業できる。すでに 3 年半ほど続いている。ノルマがなく仕事の自由度が高いので、ストレス解消になっている(I-1 氏 推定 40 代)。 ・沖縄で生まれたが、高校の時に両親の都合で東京に引越し。東京の大学卒業後、大手メーカーに就

	ハイパフォーマンスタイプ	大衆型
	・高校卒業後、経理事務の仕事をしていたが、交通事故で自家用車を破損し、修理代を稼ぐためにホステスの仕事を始めた。その後つてをたより、複数の県を転々とし、25歳で東京に進出を決意。銀座でスカウトされ、二軒のクラブの勤務を経験するが、いずれも経営者や男性従業員と折り合いが悪く、ノルマのきつさにも耐えかねたために移動してきた(H氏 29歳)。	職。メーカーがコンサルティング会社を設立、転籍。会社の支援で中小企業診断士を取得し、昼間は顧客満足度調査など、マーケティングを中心とした仕事に従事。近くに住んでおり求人誌を見て応募。現在、会社では中小企業をターゲットに営業を行おうとしているが、普段あまり付き合いがないので、夜はそうした人たちの考え方が勉強できるのでよい。婚姻歴はない(I-2氏 30歳)。

松田(2005)と山本(2006)によれば、接客者の労働市場は、コア接客者と非コア接客者の間で大きな違いがある。非コア接客者の場合には、求人情報誌を中心とした募集と採用が一般的であるが、コア接客者の場合には、求人情報誌以外のさまざまな手段を利用した労働移動があり、とりわけ労働移動が頻繁であることに特徴付けられるという。

コア接客者の頻繁な労働移動には、2つの大きな契機がある。第1の契機はスカウトやヘッドハンティングであり、コア接客者の事業者間の獲得競争に基づくものである(山本：224-225)。第2の契機は「指名替えのタブー」と呼ぶべき暗黙の了解の存在に起因する。「指名替えのタブー」とは、接客者が他の接客者の常連の指名を奪ったり、あるいは、ある特定の接客者の常連顧客が、同じ店舗に所属する他の接客者に乗り換えることをタブーとするものである。一般には暗黙の了解であるが、高級店では顧客の権利としても一切明確に禁止されている場合もあるという(松田 2005: 90、山本 2006: 178-179)。こうした了解は、店舗の中で接客者が激しい顧客獲得競争を行うことで、同僚間の良好な関係が保てなくなることによって起きていると考えられるが⁷、そのために、一方では、ある接客者にとっては、基本的に1つの店舗の中では、特定の接客者の常連ではない新規顧客のみが、自分の潜在的顧客となり、自分の常連を増やすチャンスは乏しく、他方では、能力のある接客者が1つの店舗の中で、同僚の人間関係を崩さずに多数の顧客を獲得していくという行為も難しいようである⁸。

しかし、ある接客者が別の事業者の下に、常連を引き連れて移動することは常態化しており、人気のあるコア接客者は、ある特定の店舗で新規の顧客を常連として獲得しつつ、

⁷ 山本は常連の指名替えが起きた瞬間に、その事実が店舗の他の多くの接客者に知れ渡り、指名を失った本人は「涙が出てくる」と述べたというケースに言及している(山本 2006: 180)。

⁸ 山本は「キャスト間の競争意識」について、「偶然かもしれない」が、いつも売上げ1位であった接客者Xを、ある日たまたま追い抜いてしまった別の接客者Yが挨拶したら、挨拶が返ってこず、再びXが1位になったときにYが挨拶したら、今度は挨拶が返ってきてというYの経験を述べており、接客者間の競争意識の例示としている(山本 2006: 200)。

その可能性が少なくなると見ると常連を連れて他の店舗に移るという行為を繰り返すという。松田によればこうした状態は業界の中で「太る」という言葉で呼ばれているという(松田 2005: 90)。

こうした自発的な労働移動の場合、その方法としては、口コミによるネットワークが存在するようである。松田は例として、

「お店やめてどっか移ろうと思うんだ!」って言ったときに、あ、「そっちのお店はこういう噂があるよ」、とか。例えば、「何とかさんっていうスタッフいるから、紹介してあげようか」とか。そういうのは、多い。(松田 2005: 100)

というインタビューを例としてあげ、インフォーマルな交友関係が店舗を横断した形で求職ネットワークになっていることを示唆している。

下図は、以上の議論を整理し、ハイパフォーマンス型、大衆型、それぞれの経営傾向と、募集・応募方法、労働市場の流動性との関係を述べたものである。

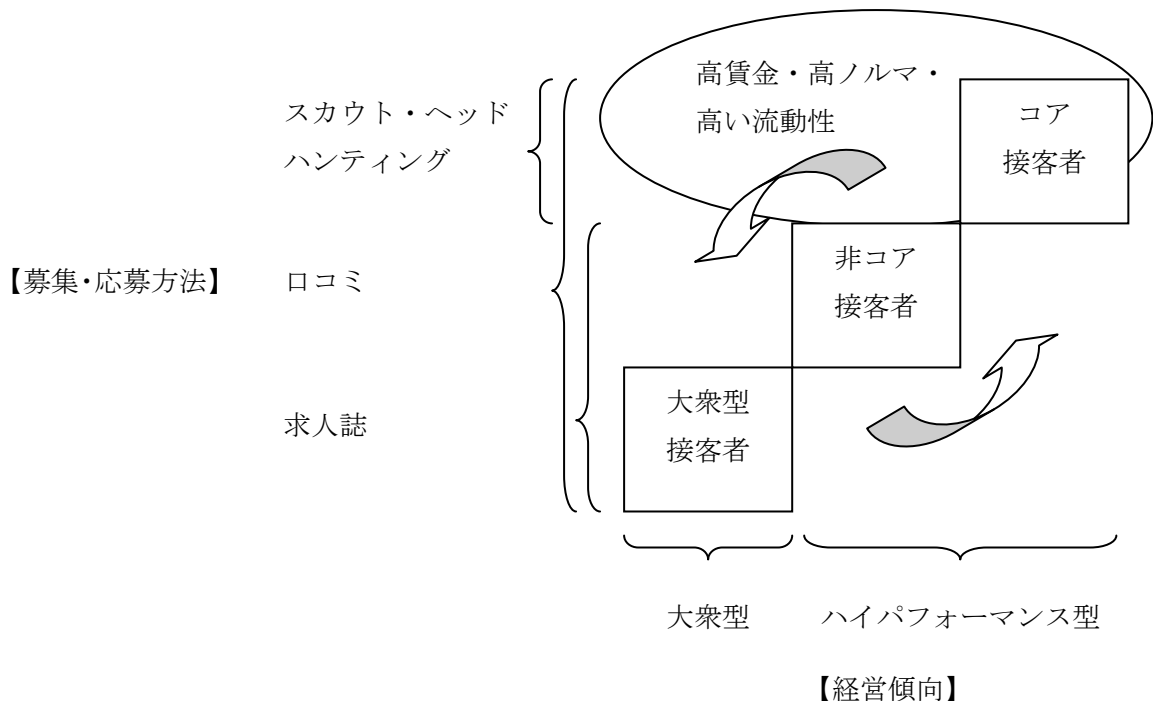


図 7 「キャバレー及び(ナイト)クラブ」における労働市場の階層性と流動

コア接客者は店舗間で高い流動性を繰り返しながら、賃金を上昇させていく。こうしたメカニズムに対して、松田が述べたような例では、I 氏のように「学生アルバイトホステス」、「兼業で水商売」から銀座で専業ホステスとして、いわば「キャバレー及び(ナイト)クラブ」の階層を登っていったケースや、H 氏のように、スカウトされながら人間関係やノルマに耐えられずに他の店に移動するようなケースがあるなど、階層間の上昇、下降のメカニズムがあるものと考えられる。

5. フィリピンパブにおける雇用・労働関係

5.1 「キャバレー及び(ナイト)クラブ」としての「フィリピンパブ」

我々は、「キャバレー及び(ナイト)クラブ」における「市場性の枠組み」の項において、「キャバレー及び(ナイト)クラブ」の特色として、談笑、お酌、踊り、歌唱、遊戯、身体への密着等に代表される接待が存在すること、そして、セット料金、指名料金、同伴料金、飲食料金等の形で料金が決められていることについては、すでに述べた。ここでは、フィリピンパブについて記述した既存研究を対象に、それが「キャバレー及び(ナイト)クラブ」と共通の枠組みとして捉えることができるのか、という問題意識の下、各研究が「セット料金」、「接客」、「同伴」、「指名」、「ショー」、その他について言及があったか、また、どのような内容であったかという点を整理した。

ここでとりあげた既存研究の観察方法は、Ballescás(1993)は接客者本人に対する複数のインタビュー、DAWN(2003)は接客者本人に対する複数のインタビュー及びアンケートとフ

フィリピンパブへの直接訪問、武田(2005)は既存資料を整理したうえでの一般論、阿部(2005)は名古屋 A 店への直接訪問である。

表 5 既存研究における「フィリピンパブ」

	Ballescás(1993)	DAWN(2003)	武田(2005)	阿部(2005)
セット 料金	・言及なし	・言及なし	・「60 分飲み放題 5,000 円」(飲酒、 おつまみ、カラオ ケ) ・延長料金 ・女性の飲み物代 の加算	・飲み放題 1 時間 4,000 円 (名古屋 A 店)
接客	・「イラッシャイマ セ」を言う ・席に案内する ・オーダーを聞く ・客と一緒に歌う ・酒を注ぐ ・ドリンク作る ・話をする、	・客の隣に座る ・飲み物サービス ・じゃれあう	・接客があること	・注文聞き取り ・お絞り配布 ・水割り作成 ・会話 (名古屋 A 店)
同伴	・客とデートする	・77 人中 71%(独自 調査)	・同伴というシス テムがあること	・言及なし
指名	・言及なし	・言及なし	・指名というシス テムがあること	・無料 (名古屋 A 店)
ショー	・セクシーショー ・バラエティ・シ ョー ・スペシャル・シ ョー(ストリップ) がある	・ショーがないケ ースがあった(証 言、直接観察など)	・法務省、オーバ ーステイ者への調 査(1987～1990 年) でストリップは 3.4%	・20:30 と 22:30 にショーあり(1 日 2～3 回) (名古屋 A 店)
その他	・「ショート・タイ ム」という 1 万円 のセックスなしの 店外デート、「ロン グ・タイム」とい うセックスありの 店外デートがある	・同伴中に 13%が 性的関係を強要 (独自調査)	・法務省、オーバ ーステイ者への調 査(1987～1990 年) で売春行為は 2.8%	・言及なし

	Ballescascas (1993)	DAWN (2003)	武田 (2005)	阿部 (2005)
	(3 万円)			

武田 (2005) は全般の存在を言及している。その他の研究では、ばらつきがあるものの、おおむね我々が「キャバレー及び(ナイト)クラブ」で抽出した特徴と、既存研究が「フィリピンパブ」で観察してきた特徴は、その市場性の枠組みにおいて共通するものであると考えてよいだろう。なお、バレスカスは、性的なショーの存在や売春行為の存在を示唆しており (Ballescascas 1993: 82)、DAWN は独自調査で同伴サービス中に 13% が性的関係の強要があったことを指摘している (DAWN 2003: 64)。この点、武田は法務省が 1987 年から 1990 年に行った拘束したフィリピン人女性のオーバーステイ者 (87% はエンターテイナー) に対する調査を援用し、「店でストリップさせられていた」ケースは 3.4%、「売春させられていた」ケースは 2.8% としている (武田 2005: 83-84)。いわゆるフィリピンパブで、売春やストリップの行為が全く存在しないということはなく、また、フィリピンパブの外部でフィリピン人女性が売春に関わったり、巻き込まれたりする可能性はあるものの、量的な調査を見る限り、フィリピンパブの中でストリップや売春行為が行われている率は、少なくとも一般的といえるほどは多くない。

5.2 「フィリピンパブ」の顧客から見た位置づけ

「キャバレー及び(ナイト)クラブ」の中で、特にフィリピンパブに行く動機として、大きく 2 つの仮説が考えられる。第 1 の仮説は、フィリピンパブに、提供する接客内容の独自性を求めて行くというケース、第 2 の仮説は、価格である。

第 1 の仮説については、阿部 (2005) が、「言説資料から見たパブ顧客のまなざし」と題し、フィリピン人エンターテイナーに関するインターネット及び書籍の記述から、フィリピンパブにおけるいわゆるエンターテイナーの魅力について、①「感情」的な人々、②「ホスピタリティ」精神、③「純粋さ」と「したたかさ」、④昔の「日本人」らしさ、という 4 つの要因が主要な要素になっていることを示している。この仮説を敷衍すれば、日本人あるいは他の外国人と異なるこうした魅力をもって、顧客はフィリピンパブで接待サービスを受けるということになる。筆者は別途、ある顧客に対してフィリピンパブに行く動機に関するインタビューを行った (30 代男性 1 名)。彼はインタビューの中で、フィリピンパブが持つ魅力として、「話をすると話しに食らいついてくる」、「やさしい」、「むつまじい」、「スキップの存在」、「すれてない (慣れてない)」、「(客を獲得しようと) ハングリーなところに好意が持てる」といった点を挙げており、阿部の整理した要因にほぼ対応付けられるものとなっている。

しかし、筆者がインタビューを行った顧客によれば⁹、こうしたキャストの魅力、独自性が顧客をひきつける一方で、全般に外国人パブは日本人の「キャバレー及び(ナイト)クラブ」よりも、相場が安く、価格の面での競争力が高いのではないかとしていた。日中は都心の企業で仕事に従事し、インタビュー当時、週 1 回程度「キャバレー及び(ナイト)クラ

⁹ インタビューは 2006 年 10 月に行った。

ブ」に行くというその顧客によれば、2006 年当時、日本人の「キャバレー及び(ナイト)クラブ」に行く時の予算は、2 時間程度で 1.5 万円から 2 万円程度を見込んでおり、外国人の場合には 0.8 万円～1.5 万円程度と考えているという。加えて、フィリピンパブの場合、日本の「キャバレー及び(ナイト)クラブ」と比較して、独自性があるが故に、「恐らく人により好き嫌いがあるので、会社(の人物と一緒にの時)では(相手の好みに気を使って)行かない」としていた。また、同じ人物によれば、日本人キャストの場合には「発展性のある会話が出来」、また、それが発展して「本気で好きになる可能性がある」のに対して、外国人の場合には、言語の違いと共通する経験の違いの問題から、「あまり深い話はず」「どこから来たのか」、「日本はどうか」など、会話の内容が決まってしまうなどの点で差異を感じるということであった。

表 6 フィリピンパブに対する顧客側の評価

	阿部(2005)	筆者による顧客調査(2006 年)
肯定的評価	・感情的な人々	・話をすると話しに食らいついてくる
	・ホスピタリティ精神	・やさしい ・むつまじい ・スキンシップの存在
	・「純粋さ」と「したたかさ」	・すれてない(慣れてない) ・(客を獲得しようと)ハングリーなところに好意が持てる
	・昔の「日本人」らしさ	
否定的評価		・あまり深い話ができない ・会話の内容が決まってしまう ・好き嫌いがあり、ビジネス上の「接待」では使えない

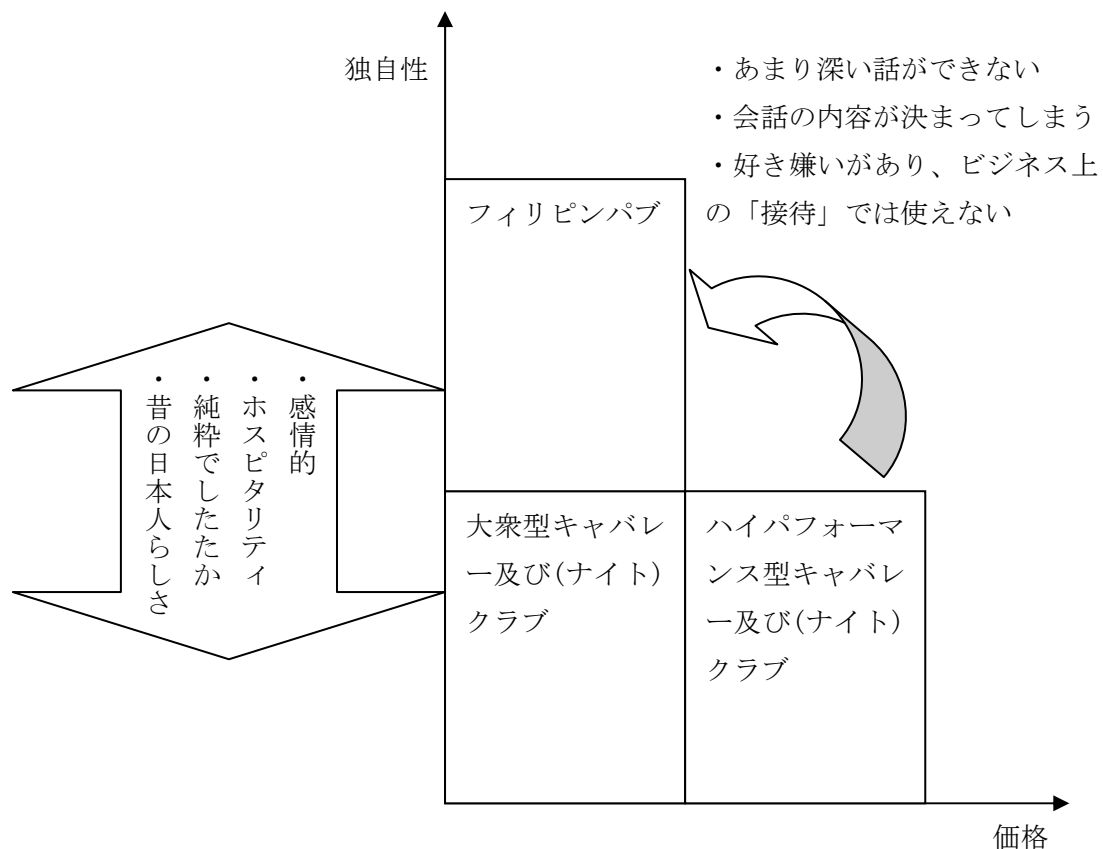


図 8 フィリピンパブの顧客から見た位置づけ

以上を総合すると、日本全体の「キャバレー及び(ナイト)クラブ」の中では、「フィリピンパブ」は全般には中間型と呼べるような、独自性を中心にした価値を下に認識されているようである。ただし、本稿で後述するように、フィリピンパブ自体が大衆型とハイパフォーマンス型に分化しており、一部のフィリピンパブは日本のハイパフォーマンス型に近づきつつある。

5.3 「エンターテイナー送り出しシステム」の下でのフィリピンパブの雇用・労働関係

5.3.1 2つの労働供給システムと「エンターテイナー送り出しシステム」

本稿の最初の方で、フィリピンパブに就労する際の在留資格について、若干述べたが、ここでその内容について詳述したい。

フィリピン人が日本のフィリピンパブで就労する際には、大きく 2 つのルートがある。第 1 のルートは、「システム化された移住労働」(阿部 2005: 956)、「標準的な流れ」(DAWN 2005: 23)、「リクルートと送り出しの過程」(武田 2005: 31-38)など、呼称は統一されていないが、「エンターテイナー送り出しシステム」と呼びうるような 1 つの人材供給システムによるものである。このシステムは、興行ビザを取得したフィリピン人が来日し、特定のフィリピンパブ店舗で就労するまでの、1 つの標準的な流れを形成しており、一般的に、

フィリピンのプロモーション会社、フィリピン政府、外国人芸能プロダクション、日本政府という4者が介在している。

「エンターテイナー送り出しシステム」を理解するには、その経緯を歴史的に捉える必要がある。在留資格「興行」とは、「演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行にかかる活動またはその他の芸能活動」を入国の目的とする場合に発行される在留資格である(山田 2006: 44)。日本とフィリピンの関係においては、1970年代頃より、特に在日米軍の軍人を顧客層とした日本の遊興飲食店などで演奏するフィリピンのミュージシャンがこの資格で来日していたといわれるが、1981年に日本とフィリピンの中で、「フィリピン人エンターテイナー」のビザ発行を促す協定が結ばれ(武田 2005: 12)、興行資格の下で、次第に接客を行うホステスが、この資格で数多く入国するようになった。しかし、1985年頃から、フィリピンから日本に出稼ぎとしてやってくる女性が、暴力団が介在した売春労働に従事させられているのではないかという情報が伝えられ、日本の遊興飲食店で働くフィリピンの女性が、「じゃぱゆきさん」という名称をもって、ある種のマイナスイメージがつきまとうものとして、日本、フィリピン両国で捉えられるようになった。さらに、1991年には、マリクリス・シオソンという女性ダンサーが日本で死体として発見され、その死因が病気であるのか、あるいは暴力的な虐待に基づくものであるのかをめぐり大きな議論が巻き起こったことから、フィリピンの労働雇用省が年齢23歳以上で基準に合致しないものは芸能人としての出国を認めないという形の方針を出し、1994年に「芸能人資格認定証(ARB)」という資格を設け、フィリピン政府¹⁰が準備する試験に合格し、芸能人として認定された人材のみが送り出されるという体制になった。これ以降、2005年までの代表的な送り出しの体制が、ここで言うところの「エンターテイナー送り出しシステム」に相当する。その後、2001年には認可される年齢が18歳に引き下げられ(DAWN 2005: 59)、学科試験が廃止されるなど(松下 2007: 66)、認可される基準の緩和がなされ、2004年までに在留資格「興行」による新規入国者数が過去最高の82,471人(フィリピン人の新規入国者総数の約57%)に達するなど、日本国内におけるフィリピンパブの人材供給を支えた代表的なシステムとなった。

このシステムの下では、日本でフィリピンパブに就労しようとする候補者は、フィリピン国内に存在する海外契約労働者派遣プロモーション会社(タレント養成機関)に所属し、フィリピン政府に芸能人として認定されるための試験に合格するためのトレーニングを受ける。こうした機関は通常は、フィリピン政府より認定を受けており、Licensed Recruitment Agency(LRA)と呼ばれる。トレーニングを経て、フィリピン政府が準備する試験に合格すると、芸能人登録手帳(ARB)と呼ばれる手帳が発行され、エンターテイナーとして、政府に登録される。その後、日本の芸能プロダクションが本人の就労先となる特定のフィリピンパブを決定し、日本政府に在留資格認定証明書(COE=Certificate of Eligibility)を申請する。在留資格認定証明書には、日本側プロダクション、フィリピン側プロダクション、日本での派遣先の店舗の名称、住所、所有者名、労働条件や雇用契約等の内容が記載され、その内容が受理されると、それを下に在留資格「興行」が発行される。

その後、エンターテイナーは日本の外国人芸能プロダクションに派遣され、さらに、そ

¹⁰ 1994年から2004年までは技術教育・技能開発庁(TESDA)、2004年以降は海外雇用庁(POEA)。

のプロダクションから就労するフィリピンパブに派遣される形で、フィリピンパブで就労する。なお、興行ビザでは接客は禁止されており、フィリピンパブで接客を行うことは、資格外活動で違法あるが、しばしば実際に行われているということは、広く知られている(DAWN 2003: 25)。

在留資格認定証明書は、来日中の就業先が決定していることを前提に発行されると同時に、申請からの逸脱が生じた場合¹¹には、本人だけでなく、就労先のフィリピンパブや芸能プロダクションまで責任が及ぶようになっている(阿部 2005: 956-957)。また、プロモーション会社は多くの場合、トレーニングや渡航にかかるさまざまな経費を立て替えており、報酬は就労期間が終わってから経費を差し引く形で支払ったり、あるいは本人からパスポートを預かる形で、「エンターテイナー送り出しシステム」からエンターテイナーが逸脱しないようにしていた(武田 2005、DAWN 2005)。入国管理行政の上では、プロダクションやフィリピンパブに一定の責任を負わせることで、不法滞在を防止し、また、プロダクションやフィリピンパブから見れば労働者本人の主体的な労働移動ができず、安定的な労働供給が図れる点で、メリットがあるものであった。

¹¹ 芸能プロダクションやフィリピンパブ側の理由でエンターテイナーの就労先が変わることを一般的に「飛ばし(flying booking)」と、また、本人理由でこのシステムから逃げてしまうことを「ランナウェイ(run away)」と呼ぶ。なお、森山(2006)によれば、日本の「キャバレー及び(ナイト)クラブ」では、労働者が連絡なしに出勤しなくなるについて「飛ばす」、管理者がある特定の労働者をさまざまな手段で自発的に退職するよう仕向けることについて「飛ばす」という表現を用いるとしている。

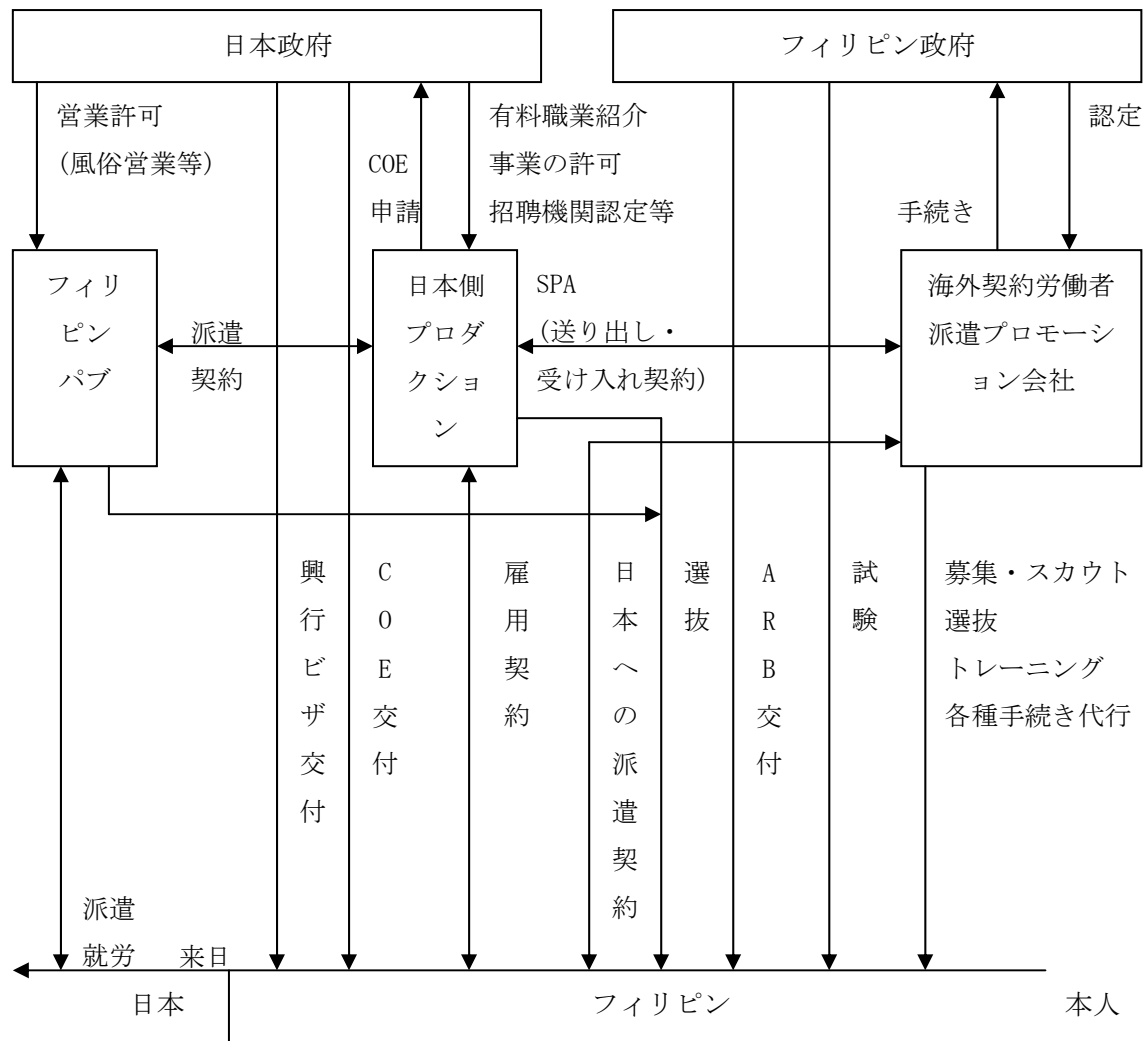


図 9 「エンターテイナー送り出しシステム」(武田 2005、阿部 2005 等より筆者作成)

以上のような「エンターテイナー送り出しシステム」の他に、同時並行的に、「興行」以外のビザで入国し、フィリピンパブに就労するケースが、比較的早い時期から報告されている(石山 1989: 23-24)。供給源となっているのは、第 1 には、日本で就労が一定程度認められている「日本人の配偶者等」、「留学」等の在留資格を持つ労働者である。第 2 にはいわゆる不法就労、即ち、「短期滞在」など、就労が認められていない在留資格による資格外活動や、興行ビザ等で入国したエンターテイナーが逃亡して他のフィリピンパブに就労するというケース、さらにビザで認められた在留期間を超えて違法に滞在するオーバーステイと呼ばれる状態のまま就労するというケースである。

興行ビザ以外での就労については、「エンターテイナー送り出しシステム」と同様に、しばしばブローカーと呼ばれる、人材を斡旋、派遣するプロモーターやプロダクションが介在しているケースと、そうしたブローカーが介在していないケースが存在する。前者を本稿では、「ブローカー介在型就労」と、また、後者を「インフォーマルな労働市場」という

名称で呼びたい。

表 7 フィリピンパブへの人材供給システム

本稿での名称	滞在ビザ	特徴
エンターテイナー送り出しシステム	興行ビザ	人材派遣、斡旋業者が介在
ブローカー介在型就労	興行ビザ以外	人材派遣、斡旋業者が介在
インフォーマルな労働市場	興行ビザ以外	人材派遣、斡旋業者が介在しない

以下では、「エンターテイナー送り出しシステム」を中心に、その雇用・労働関係と、その評価、即ち相互性を記述していく。

5.3.2 「エンターテイナー送り出しシステム」の下での雇用・労働関係

「エンターテイナー送り出しシステム」の下での雇用、労働関係については、次表のような内容が指摘されている。

表 8 「エンターテイナー送り出しシステム」の下でのフィリピンパブの雇用・労働関係

		Ballescascas (1993)	DAWN (2003)	武田 (2005)	阿部 (2005)
労働関係	生産活動 (サービス) (接客以外)	・ 皿洗い ・ テーブル拭き	・ 清掃	・ 開店準備 ・ 皿洗い ・ 閉店時の清掃	

		Ballescás (1993)	DAWN (2003)	武田 (2005)	阿部 (2005)
係	統制関係	【統制内容】 - 接客 - 同伴 - 勤怠 - 就業規則に基づく就労 - 罰金 【統制手段】 - 罰金 - 国に送り返す - 特別手当 - 監視しないこと	【統制内容】 - 同伴 【統制手段】 - 追加収入 - 罰金	【統制内容】 - 同伴(ない場合もある) - 指名 【統制手段】 - バックリペー ト(能力給)	【権限の体系】 - オーナー、店 長、マネージャ ー 【統制内容】 - 接客(会話、カ ラオケ) - 電話かけ(営 業) - 同伴の獲得 - 寮にすること 【統制手段】 - マニュアル - 叱責 - 日本語テスト - 直接監視 - 連帯責任 - ビデオカメラ
	分業関係	ライバル意識、 敵意、妬みの存 在			
雇 用 関 係	職位・職務 内容	- 職務内容は当 初の雇用契約に 追加されるケー スがある(接客) - 才能と資質に よるランク付け がある	職務内容は当 初の雇用契約に 追加されるケー スがある(接客 やダンスなど)	職務内容は当 初の雇用契約に 追加されるケー スがある(接客)	職務内容は当 初の雇用契約に 追加されるケー スがある(接客)
	賃金・手当	- 賃金テーブル 参照 - 顧客からのチ ップ(あるケー スでは1日3000 円程度)	- 賃金テーブル 参照 - 健康保険(47%) - 食事手当(44%) - 健康診断(17%) - 疾病休暇(4%)	- 賃金(月800～ 1600ドル)、来日 回数により上昇 - バックリペー ト(同伴、ドリン ク、指名料) - 食費の提供	

		Ballescascas (1993)	DAWN (2003)	武田 (2005)	阿部 (2005)
	労働空間・住居	・寮の存在	・住居無料提供 (25%)	・下宿、寮の提供 (2DK～3LDK に 5 人～15 人)	・寮 (2DK に 14～16 名)
	労働時間と休暇	・ 19:00 ～ 1:00 か 2:00 休日月 1 回	・ 8 時間 ・ 月 26 日勤務 ・ 休日月 2 回 (99%)	・ 19:00 ～ 3:00 頃までが多い	・ 19:00～5:00 ・ 休日月 2 日

サービスについては、接客以外のものでは、清掃や皿洗いなどの作業が指摘されている。統制については、接客、同伴、指名、勤怠、プライベートでも無断で外出せず、寮にすることなどが内容になっており、追加収入(特別手当やバックリベート)のインセンティブ、マニュアルや日本語テストによる能力向上と標準化、監視、叱責、罰金などのサンクションが指摘されていた。また、バレスカスは客席の死角や暗い照明により、顧客の行為をあえて監視しないことで、顧客の要求の自由度が上がる可能性を指摘し (Ballescascas 1993: 85-88)、阿部は連帯責任や監視カメラの存在など、さまざまな統制手段が存在することを指摘している (阿部 2005: 961-962)。

分業関係については、あまり多くの指摘はなかったが、バレスカスは接客者同士の間でライバル意識、敵意、妬みなどの競争的、否定的な感情が存在していることを指摘している (Ballescascas 1993: 78-79)。職位・職務内容については、全ての資料で、接客を中心に雇用契約に記載されている以上の仕事及要求されることに関する指摘があった。これは接客が違法であり、雇用契約に書くことができないが、実際には常態化していることを反映したものであるが、他方で、DAWN の調査によれば、応募者の 76%が日本で複数回渡航した人物から仕事内容についての情報を得ており、また、68%が渡航前に接客業務の研修を受けている (DAWN 2003: 57-62)。こうしたことから、接客が行われることは、全般に暗黙の了解になっているようである。また、バレスカスは、接客者の間で「ランク付け」が存在し、優れた才能の持ち主や「美しく背の高い混血」の接客者はランクが高いということを指摘している (Ballescascas 1993: 78)。

賃金は、来日回数に応じて上昇するということが指摘されており、またケースが少ないのではっきりしたことはいえないが、資料に登場した 4 ケース中、3 ケースは似通った傾向を示しており、賃金相場のようなものが存在することが推察できる。また、ここに記載された以外に、店舗からの食費の支給、顧客からのチップ、指名、同伴やドリンクバックと言われる接客者が顧客の払いで注文したドリンクに対する一定のマージンが収入になる。

住居については、寮が存在することが指摘されていたが、具体例を挙げていた武田 (2005: 86-87) も阿部 (2005: 961) も、居住環境として快適なものではないことを指摘している。

労働時間については、阿部 (2005: 961) が 10 時間と少し長い、他は 6 時間から 8 時間程度を指摘している。ただし、これに同伴やアフターと呼ばれる時間が追加されるので、実際にはもう少し長くなることが考えられる。

表 9 「エンターテイナー送り出しシステム」の下での賃金(月当たりドル)

	Ballescascas(1993)1 p. 66	Ballescascas(1993)2 p. 66	Ballescascas(1993)3 p. 67	DAWN(2003) p. 69
1 回目	350	350	250	350
2 回目	600	600	400	500
3 回目		850	400	700
4 回目		1000	400	1000
5 回目				1200
6 回目				1200
7 回目				1200

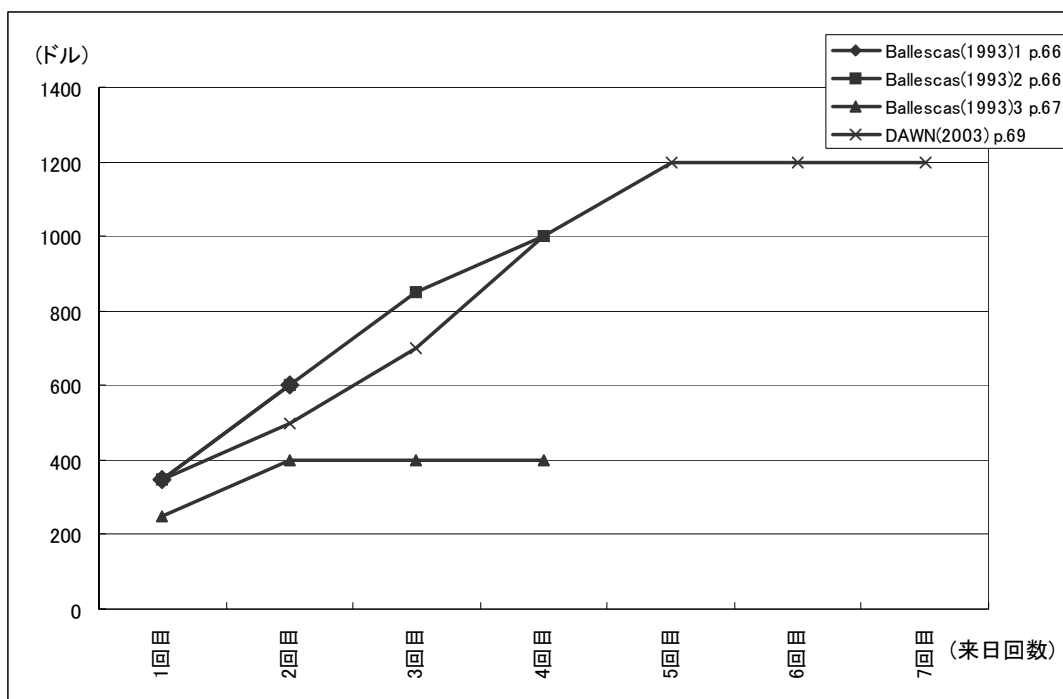


図 10 「エンターテイナー送り出しシステム」の下での賃金(月当たりドル)

5.4 フィリピンパブの雇用・労働関係と相互性

5.4.1 来日の背景と現在の状況

表 10 フィリピンパブ就労者の年齢、ビザ、来日までの経緯とインタビュー時の状況

名前	年齢、ビザ、来日までの経歴とインタビュー時の状況	時期	出典
ケース 1	・ 37 歳、興行ビザ、来日 3 回 ・ 父アルコール依存症、再婚後、継母より虐待 ・ 親から売春をさせられ、逃走、その後、出産 ・ 叔母の下で生活、地元の祭りでスカウトされ来日 ・ 現在フィリピンパブに勤務(リーダー格) ・ 今後は恋人の日本人と結婚し日本に定住予定	2004 年	武田(2005)
ケース 2	・ 年齢不明、興行ビザ、来日 4 回以上 ・ 両親が離婚、父が病気となり収入が途絶える ・ 生活のため、13 歳の時に学校を辞めて来日 ・ 出生証明書を偽造し興行ビザをとる ・ 現在フィリピンパブに勤務し、満足している ・ 今後は素敵な人との出会いを求めている	2004 年	武田(2005)
ケース 3	・ 25 歳、興行ビザ、来日 5 回 ・ 親からフィリピンのナイトクラブで働かされる	2004 年	武田(2005)

名前	年齢、ビザ、来日までの経歴とインタビュー時の状況	時期	出典
	・クラブのオーナーから日本行きを薦められた ・姉が2人日本で働いていたこともあり、来日 ・現在フィリピンパブに勤務(リーダー格) ・今後は健康で働き続けられることを希望		
ケース4	・29歳、興行ビザ、来日14回 ・両親は離婚、6人兄弟で行商の母親が育てる ・短大に通いながらアルバイトしていた ・その後、友人から日本行きを誘われた ・母親を助けたいと思い、来日 ・またフィリピンパブ就労予定、今後は暫く日本に滞在 ・将来はフィリピンで起業している親戚とビジネス	1998年	東京都立労働研究所(1999)
ケース5	・27歳、興行ビザ、来日5回以上 ・父は大工、母は縫製の仕事だが「裕福ではない」 ・フィリピンでウェイトレスや工員として就労 ・レストランで知り合った知人に勧められ来日 ・未婚の日本人との間に子供が1人 ・男親は所在不明でフィリピンの両親が育てている ・現在はフィリピンパブのダンサー ・フィリピンに土地と家を買ひ、「家族はもう大丈夫」 ・今後はより好条件なシンガーになりたい ・将来は日本でビジネスをする可能性を見ている	1998年	東京都立労働研究所(1999)
ケース6	・33歳、興行ビザ、来日5回 ・父は建設労働者、母は小規模な日用雑貨商店の経営 ・大学中退後、タイピストとなり結婚、子供2名 ・その後、友人から日本は稼げると聞き、来日 ・現在はフィリピンパブに就労 ・今後はシンガーとしてパブに就労したい ・資金を貯め、将来はマニラでマンション経営をしたい	1998年	東京都立労働研究所(1999)
ケース7	・27歳、日本人配偶者 ・父親はダイビングインストラクター兼真珠採取業 ・大学に在学、その後友人に日本人を紹介され結婚 ・配偶者ビザで来日、日本で生活 ・最初は生花店に勤務したが、パブを紹介され就労 ・現在はスナック勤務、日本人の夫と子供1人	1998年	東京都立労働研究所(1999)
ケース8	・26歳、興行ビザ、来日3回以上 ・両親は農家で豊かではないが高校は卒業できた ・事務員をしていたが、ダンサーに転職	1998年	東京都立労働研究所(1999)

名前	年齢、ビザ、来日までの経歴とインタビュー時の状況	時期	出典
	・日本行きを薦められ、接客なしという条件で来日 ・現在はフィリピンパブでダンサー ・接客は現在でも好きではないが、若干心境が変化 ・日本語や日本の歌を覚えることが必要と考える		
ケース 9	・25 歳？、興行ビザ、来日 1 回 ・経歴不明、「希望を持って来日」 ・1 度の来日で「二度とこんな仕事はしない」と決める ・現在は NPO で就労	1999 年？	DAWN(2005)
ケース 10	・23 歳、興行ビザ、来日 4 回 ・5 人兄弟、父は定職がなく「極貧の生活」 ・オーディションの噂を聞き、応募、合格 ・日本人との間に子供が 1 人、男親は所在不明 ・現在フィリピンの日本人向けクラブで就労 ・今後は興行ビザ厳格化が緩和すれば日本へ ・日本に行けなければ現在の仕事か田舎で畑仕事	2006 年	白野(2007)
ケース 11	・21 歳、興行ビザ、来日 1 回 ・両親は簡易食堂経営、「貧しかったが極貧ではない」 ・看護師学校に通いたかったが学費が払えなかった ・短期間で稼げると聞き、日本行きを決意 ・来日 1 ヶ月で就労先が摘発され、強制送還 ・現在は知り合った日本人から金銭的支援 ・機会があれば再度日本でエンターテイナーとして就労 ・現在、看護士学校に通い、将来は両親の事業支援希望	2006 年	白野(2007)
ケース 12	・28 歳、興行ビザ、来日 7 回 ・両親は定職がなく親戚の間をたらい回しで育つ ・親戚からは迷惑がられたり、虐待を受ける ・現在はフィリピンでレストランのアルバイト ・年 1 回程度来日、稼いだ金で家や土地などを購入 ・信頼できる相手との偽装結婚を希望	2006 年	白野(2007)
ケース 13	・23 歳、興行ビザ、来日 1 回 ・父は工場勤務だったが解雇、三輪タクシー運転手 ・母は専業主婦だったが乳がんで医療費を借金 ・借金返済もありプロモーションに所属し、来日 ・現在はフィリピンの遊興クラブで就労 ・妊娠しておりフィリピンで結婚予定	2006 年	白野(2007)
ケース 14	・21 歳、興行ビザ、来日 1 回 ・父は公務員、母は専業主婦だったが離婚	2006 年	白野(2007)

名前	年齢、ビザ、来日までの経歴とインタビュー時の状況	時期	出典
	・6人兄弟で日々の生活が苦しかったため来日 ・帰国後に職を転々とし、現在はパブで就労 ・妹が白血病のため医療費負担、本人は胃潰瘍 ・薬を買う金がない、「生きてるのに疲れた」状態		
ケース 15	・26歳、興行ビザ、来日2回 ・父親が複数の愛人と子供を作り、「14人暮らし」 ・父親が家にお金を入れず、高校中退、雑貨店勤務 ・日本で就労した近所の人「御殿」を建てた ・その人にプロモータを紹介してもらい、来日 ・来日中、いじめで帰国。二度と来日しないと決心。 ・日本で稼いだ金は家族の借金で消えた ・現在フィリピンで売春婦として就労	2006年	白野(2007)
ケース 16	・17歳、興行ビザ、来日1回 ・両親は露天商、夫婦仲はよかった ・13人兄弟で「1日1食」、不法占拠で立退き命令 ・両親を助けようと思い売春婦になる ・スカウトされ日本でエンターテイナーとして就労 ・帰国後、再度売春婦となり、両親に仕送り ・両親が仕事を立ち上げるまで現在の仕事に従事予定 ・「仕事には疲れて」おり今の日本人の彼氏と結婚希望	2006年	白野(2007)
ケース 17	・22歳、興行ビザ、来日1回 ・漁村で生まれ、5人兄弟、貧しく食事は1食か2食 ・成績優秀、叔母の支援の下、大学進学を目指した ・失恋を機に進路を変更、ウェイトレスとして就労 ・幼馴染がエンターテイナーで成功し、それを見て来日 ・現在は置屋で売春婦として働いている ・家族に仕送りをしているが、現在の職業は偽っている ・興行ビザが緩和されたら再度日本に行きたい	2006年	白野(2007)

まず指摘しておく必要があるのは、非常に多くのケースで貧困が認められることである。(14 ケース)。既存研究が指摘するように、エンターテイナーとしての来日に際して、この点が動機になっていることは恐らく疑い得ないだろう。ただし、貧しさと相関するとはいえず、離婚経験、虐待、親に愛人が存在するなど、家庭の人間関係に問題があったケースも目立つ(7 ケース)。

なお、来日前に前職があるケースでは、ダンサーだったものは1名で、全般に販売職(4 ケース)が多い。売春が2 ケース、フィリピンでナイトクラブに従事していたケースもあった。現在の状況について、7 ケースが現在日本でフィリピンパブに就労しており、1 ケースは日本でスナックであった。NPO が1 ケース、他7 ケースが現在フィリピンで就労している

(クラブ3 ケース、売春3 ケース、レストラン1 ケース、学生1 ケース)。

現在、フィリピンパブやスナックに就労しているケース(8 ケース)では、将来フィリピンでビジネスを起こしたいというケースは2 ケース、日本でビジネスを考えているケースが1 ケース、結婚または結婚予定が1 ケース、現在の成り行きで考えていると解釈できるケースが3 ケースとなった。フィリピンパブに就労していないもので、2 度とフィリピンパブには勤めたくないというケースは2 ケース、可能であればフィリピンパブに勤めたいというケースが4 ケース、結婚予定あるいは希望が2 ケース、特に言及なしというケースが2 ケースとなった。

5.4.2 「フィリピンパブ」の雇用・労働関係に対する評価(相互性)とその多様性

表 11 「フィリピンパブ」の雇用・労働関係に対する評価(相互性)

	否定的評価(権力性)	中間(市場性)	肯定的評価(親密性)
--	------------	---------	------------

		否定的評価(権力性)	中間(市場性)	肯定的評価(親密性)
労働 関係	生産活動 (サービス)	【接客と同伴】 ・接客中の身体的な接触や性的な要素の介在(9、15) ・言葉が通じないこと(4、8) ・同伴中の行為…ポルノビデオを見せられた(9) 【顧客との関係】 ・顧客の態度…意地悪、しつこい、態度が大きい、怖い、奴隷のように使う、下品な言葉ばかり使う(4、7、10) ・恋愛関係の崩壊…失恋、子供ができたのに逃げた、「遊び人」だった、妻子あることを隠していた(3、10、14、15) ・同伴自体(4) 【肉体的なつらさ】 ・ダンスやショーで疲れること(3、4、5、6)	【接客と同伴】 ・最初はなんとか乗り切った(1) ・日本語が分からなかったが、教えてもらいこなした(2) ・初めは緊張していたが、男性と身体的経験を結ぶことで変わった(15) ・体に障ろうとする人がいればきっぱりと断る(8) 【顧客との関係】 ・騙すこと…年齢と子供がいることを顧客には詐称、隠している(6) ・恋愛関係…自分が子供がいるのに付き合い合ってしまったすぐに分かれた(6)、元恋人が嘘をついていたので、恋人からスポンサーに「格下げ」した(12)	【接客や同伴】 ・綺麗で楽だった…カラオケ、酒、抱きしめられる程度(16) ・同伴中の行為…肉体関係を強制されなかった(16) 【顧客との関係】 ・顧客の態度…いい人もいる(16) ・常連…顧客と友達になった、気にいってくれる人がいる、指名やチップ、同伴をリクエストしてくれる(1、3、6、15、16) ・恋愛関係…顧客との関係が恋愛関係に発展した(3、10、12、13、15、16) 【肉体的なつらさ】 ・身体的に楽だった…毎晩ショーが3回程度

		否定的評価(権力性)	中間(市場性)	肯定的評価(親密性)
	統制関係	【管理のあり方】 ・ 仕事に対するルール、チェックの全般的な厳しさ(4、6、17) ・ 同伴、指名、売上に関するノルマや罰則の存在(1、2、3、4、6、9、15) 【オーナー、店長、プロモーターなどとの人間関係】 ・ セクハラ(1) ・ 人間関係の悪さ(1、2、4、5、7、15) ・ 失恋(2)	【管理のあり方】 ・ 同僚から仕事を教えてもらいなんとかノルマをこなした(2) ・ 飛ばしがあった(違法だとはしなかった)(9)	【管理のあり方】 ・ ノルマが厳しくなかった(17) ・ 同伴がなかった(13) 【オーナー、店長、プロモーターなどとの人間関係】 ・ 相談、激励、理解してくれた(1、3) ・ 将来の雇用を約束してくれた(3)
	分業関係	【同僚との関係】 ・ 新人いじめの存在(1) ・ 競争的關係や「嫉妬」…「誰々の客をとった」、同僚と顧客を奪い合うトラブル(4、5、15) ・ うるさくする同僚がいる(2)	【同僚との関係】 ・ いじめがあり早く帰国した(15)	【同僚との関係】 ・ 仕事で助けてもらった(3、4) ・ 全般的な良好さ(7、8)
雇用関係	職位・職務内容	【職位・職務内容の変更・追加】 ・ 掃除、ダンス、接客など、職務内容が追加されたこと(1、2、9)		【職位・職務内容の変更・追加】 ・ 昇進(1、3)

		否定的評価(権力性)	中間(市場性)	肯定的評価(親密性)
	賃金・手当	【賃金】 ・諸経費を引かれてほとんど稼げなかった(9) 【手当】 ・手当が非常に少なかった(1日1食、週1500円、月1万円など)(2、3、9)	【賃金】 ・1回目は350～400ドル(4、6) ・5回目で1200ドル(6) ・フィリピンより賃金が高い(12) ・天引があった(2、3、5、12) 【手当】 ・生活には不自由がなかった(5、6、8)	【賃金】 ・収入が高い、天引が少ない、昇給があった(3、10) 【手当】 ・手当が多かった(週1万円、月2万円など)(2、3) ・ごちそうしてくれた(3) 【その他】 ・給料の前借ができた(3)
	労働空間・住居	【空間の統制】 ・外出制限、パスポート取り上げ、店で食事ができなくトイレで食べた(9)		【空間の統制】 ・同伴があり自由になった(13) ・住居を準備してくれた、住居が良かった(1、3)
	労働時間と休暇	【労働時間】 ・長さ・不規則さ(1、2、3) 【休暇】 ・少なさ…休みがない、少ない、月2回程度しかないなどの(3、5、6、9) ・着いたその日から働かされた(9)	【労働時間】 ・8時間	・全般的な良好さ(1) ・休暇の多さ…週1回(3)
	その他	【就労先の摘発】 ・仕事先が摘発された(11)		・プロモーターによる生活支援、仕事内容のチェックやフィリピン家族のケア(3)

言及された内容、および評価を見ると、生産活動(サービスや顧客との関係)、統制関係(管理者との関係)、分業関係(同僚との関係)、雇用関係(職位、職務内容そのものや、労働条件など)いずれにおいても、プラスの評価、マイナスの評価があった。

接客については、ケース 16 のように身体的な接触を含む接客をいとわないケース¹²、逆にケース 9 やケース 15 のように接客については否定的評価や恐怖を示すケースに分かれた¹³が、人によって価値観が異なるようである。ただし、ケース 16 では「お客さんにホテルに誘われても、強制されることはなかったから、イヤって言えばそれですんだし」という表現が見られ、強制されないこと、即ち、同意が介在しているか否かが 1 つの評価の判断基準になっていると解釈できる。

なお、接客に関する態度は、時間の経過によって変化するようである。バレスカスは次のようなインタビューをあげ、金銭的な動機が価値や態度に変化を及ぼすことと解釈した。

「ビザヤ地方出身のダリアは、彼女自身の変わりようを次のように言った。初めてエンターテイナーとして日本にきた当初を想いだし、『初めの頃は、お客が触ろうとしたらこちらから殴ってやったものよ。けど今じゃ、触ろうとしない客がいれば殴りたくなるわ』。このような変わりようは金銭的なものによる。客に触らせるほどチップがたくさん入ってくるため、エンターテイナーたちはこのように変わっていく。」(Ballescas 1993: 122)

我々が用いた資料では、2 つのケースで、当初から、接客に対する心境が変化したことが認められる。

ケース 15 では、顧客と関係をもったことが、仕事を受け入れる契機になったものである。

(当初は男の人に接するだけで体がガタガタ震えるほど怖かった状態であったが)「ある時『結婚を前提に付き合おう』って言うお客さんと初体験してから(男性が怖くて緊張していた状態から)私は変わっていったの」(ケース 15)

ケース 8 は、接客を通して恋心を抱いた経験や、「慣れ」のようなものが手伝って、次第に近づいていったというケースである。

¹² ケース 16 は「日本での仕事は、はっきり言ってきれいで楽な仕事だったわ。本当にお酒やカラオケの相手をするだけなんだもん。酔ったお客さんにちょっと体を触られたり、抱きしめられたりするくらいことは、私には全然苦にならなかったわ。」と表現している。

¹³ ケース 9 は「クラブには、客の日本人男性と親密そうにしているフィリピン人女性もいれば、ステージで新人エンターテイナーに自分の尻を見せながら踊っているヤクザもいた。彼女はクラブで目の当たりにした現実にショックを隠せなかった。」「彼女はクラブで一度もダンサーとして踊ることはなかった。経営方針に文句をいうことなどできず、それがエンターテイナーの仕事だと言いつつ言い捨てられるだけだった。」「じゃんけんポン」と呼ばれるゲームを強いられることもあった。それはエンターテイナーが勝てば客は金銭を支払い、客が勝てば客はエンターテイナーの体を触ることができるというルールだった。彼女も他のエンターテイナーたちもゲームに参加するほかに、客のなすがままだった。」としていた。また、ケース 15 は「「はじめて日本に行ったときは、男の人に接するだけで体がガタガタ震えるほど怖かった」の。私も(友人の)シャロンも生涯たった一人の彼氏もいたことがなくて…」としていた。

1 回目の来日においては、

「約束どおり接客の仕事は強要されなかった。」が、「仕事に少し慣れてくると、ショーの終了後、他の先輩ダンサーと同じように宴席の方に出て行って話ぐらいはするようになった。只中には英語が堪能な客もいて、そんなときには話し込んでしまったり、心奪われそうに魅力的な人もいた。そんな客の中には、わざわざショーだけを何回も見に来る人がいたりして、多少心が揺れ動いたこともあったそうだが、たまたまその人には妻子がある人だということで、諦めるようにしていたという。」(ケース 8)

2 回目の来日において、

「配属されたのは秋田県のある町である。この時のギャラは約束通り月 600US ドルにアップされた。しかし秋田に来てみると、その「クラブ」はダンスを見せるには少し小さく、店も接客がメインなので客席に出てくれないか、その場合は月 700US ドルにするともちかけられた。接客は自分に向いてないし、第一日本語が出来ないと断ったところ、「向き不向きなどない、日本語はすぐに覚えられる、指名や同伴はしなくていい」というので、それではやってみようと思ったのだという。実際やってみると、やはり言葉の壁で歯痒い思いはするものの、それほど嫌な思いをするものでもないので続けることにした。」(ケース 8)

両方のケースとも、少なくとも文面からは、金銭的な動機というよりは、恋愛や「慣れ」のような経験を通して、次第に接客に近づいていったことを示している。

その他、来店する顧客の多様さ(意地悪、しつこいなど否定的に評価される顧客と、友人や恋人になった顧客)、多様な労働環境(ノルマの厳しさやゆるさ、同僚間のいじめの存在や協力的関係)、雇用関係(手当てや外出の制約など)が確認された。

5.4.3 顧客獲得のディレンマ

ゆるやかな統制、親密さを感じることができる上司や顧客、同僚に恵まれれば、フィリピンパブにおける就労生活はそれほど苦しみを感じることなく済むかもしれない。逆にそれぞれの要因について、否定的な評価しかできないような状況があるならば、それは、離脱へのインセンティブとなるだろう。

しかし、接客者は、こうした個別要因ごとに独立した肯定的関係、否定的関係を超えて、一方が満足であるなら、他方が不満となるような、1つのディレンマに直面している。それは顧客を獲得しようとする、同僚との対立が生まれ、逆に顧客が獲得できなければ、オーナーや店長といった統制関係との対立が生じるというディレンマである。

同伴、指名、売上に関するノルマや罰則の存在に対しては、否定的な評価が集まっているが(ケース 1、2、3、4、6、9、15)、こうした同伴や指名のノルマは、友人となってくれる、同伴をしてくれる、チップをくれるなど数多くの「常連」をつかむことで解消される(1、3、6、15、16)。うまく常連をつかまえるためには、本人の能力に加え、「いい人」に

接客できるような機会が必要であると考えられる。しかし、「いい人」は彼女たちにとってはいわば希少資源であり、それをめぐる競争や、「いい人」をとられたことに対する嫉妬感が存在し、同僚との関係が陰悪なものになっていくようである。

ケース 4、ケース 5 は、この点について、次のように表現している。

同じフィリピン女性の中にもいろいろなタイプの人がいるが、客に対する「嫉妬心」だけは誰も共通だという。「誰々が自分の客をとった」とかいういざこざが多く、わがままばかりいう人がある。外国で働いているのだから、広い気持ちで協力しあわなければいけないのと思うことが多いという。(ケース 4)

日本人との関係はそれほど気にならなかったが、フィリピン人同士の方が難しくなりやすかったという。そのほとんどが嫉妬や根拠のない噂で、一度リーダー役を引き受けてみたがこれは本当に大変だった。初心者は素直なのだが、来日を繰り返しているうちに段々とわがままになってくるのだという。(ケース 5)

ケース 15 は、顧客の獲得でトラブルになり、帰国したケースである。

「2 度目の来日で(同僚のエンターテイナーと)お客さんを取り合うトラブルがあったの。(中略)(そのエンターテイナーは)タレントのリーダーで、店長の愛人でもあったから誰も口答えできなかった。ドレスにタバコの火で穴をあけられたり、持ち物を隠されたり、店長と共謀して同伴や指名のポイントを減らされたり、とにかく色々な嫌がらせを受けて…」

「(いじめの結果)結局、お店にしばらくなくなって帰国を早めたの。2 度目の来日は 3 ヶ月で帰ってきちゃった。サヨナラパーティで『さよならの向こう側』を歌ってる時、これで私のジャパユキ人生を完全に終わりにしようと決心したの。うれしさと寂しさがこみ上げてきて涙が止まらなかったわ」(ケース 15)

日本の「キャバレー及び(ナイト)クラブ」においては、接客者による顧客獲得競争を制限し、一定の秩序を保つために、「指名替えのタブー」が存在することを指摘したが、フィリピンパブでは、記述を見る限り、そうしたタブーは観察されなかった。しかし、日本の「キャバレー及び(ナイト)クラブ」のケースにせよ、フィリピンパブのケースにせよ、労働移動なしに平和的に獲得顧客の拡大を目指すのは難しいようである。

6. フィリピンパブにおけるインフォーマルな労働市場

6.1 既存資料における「インフォーマルな労働市場」

フィリピンパブへの人材供給システムとして、「エンターテイナー送り出しシステム」、「ブローカー介在型就労」、「インフォーマルな労働市場」という 3 つの方法があるということについては、すでに述べた。この中で、以下では、「インフォーマルな労働市場」に焦点を当てて、論じていきたい。

インフォーマルな労働市場については、石山が早い段階でその存在を指摘している。

「日本人ホステスが(同地域で働いて)1万3、4千円だとすれば、フィリピン人ホステスの日給は平均1万円前後と2～3割は安い。それでもフリーの場合は自由に店を選択できるため、実力さえあれば、日本人と同等かそれ以上の給料を得ることもできる。水商売は、ある意味では純粋に実力の世界であり、フィリピン人ホステスでも中には月に3、40万稼ぐ例もある。(中略)同地にはこの『フリーの不法就労者』が比較的多い。業者にいわせると、名古屋入管の興行ビザによる入国の事前審査が厳しいため、不法就労者を雇い入れる店が多いためだという。」(石山 1989: 25)

「(そうした人物の例であるフィリピン人女性について)日本滞在の合計期間は3年を過ぎ、既に25歳となった彼女はフィリピンからの出稼ぎ女性の中でも、姉さん格だった。彼女は抜群の日本語能力と、如才なさを買われ、現在はこの街のスナックの雇われママさんに抜擢され、日本人1人、フィリピン人5人が働く店を任されている。」(石山 1989: 26-27)

石山も含めて、既存のいくつかの資料は、「インフォーマルな労働市場」の特徴を記述している。その内容を整理したものが次表である。

表 12 既存研究における「インフォーマルな労働市場」

	石山(1989)	Ballescas(1993)	武田(2005)
名称	「フリーの不法就労者」	「フリー」(の非契約労働者)	「自由契約の場合」
ビザの種類	「観光ビザや就学ビザ」	「興行ビザ以外」(観光ビザ)	「観光ビザ」、「配偶者ビザ」
例	最初は興行ビザで訪れ、知り合いになったつてを頼りに仕事を探す(pp. 24-25)	・ケース a: 観光ビザ → 就労 → オーバーステイ (p. 62) ・ケース b: 借金をして人身売買 → 日本で売春 → 借金を返済し、「フリー」となる。店舗と直接契約して同伴や売春を行う (pp. 82-83)	・ケース a: フィリピンで知り合いの夫から日本の仕事を紹介 → 観光ビザで数回入国、就労 → 日本人と結婚 → 就労 (pp. 101-108) ・ケース b: 友人のプロモーターへの面接に同行し誘われ来日(ビザ不明) → 売春、暴行などに巻き込まれる → 逃走 → ホステスとして就労(人身売買) → 子供ができ

	石山(1989)	Ballescascas(1993)	武田(2005)
			る→自首→日本人と結婚し再来日→スナックに就労(pp. 108-117) ・ケース c: 興行ビザで来日→日本人配偶者→別居→オーバーステイのフィリピン人に自分が働いているクラブと工場の仕事を紹介(pp. 169-181)
賃金	平均 1 万円前後/日	・ ケース a: 時給 1,500 円(月 20 万円) ・ ケース b: 同伴 1 回 1 万円、売春 1 回 3 万円、紹介店から 4 割バック ・ (全体として)月 15 万円~20 万円以上。	・ 月 15 万円程度 ・ 時間給 2 千円またはそれ以上

求職に際しては、石山は一般論として、また、バレスカスと武田は具体的なケースを挙げているが、全般に、人脈を利用して雇用先を探し、直接契約を結んでいるケースが多いようである。

バレスカスも武田もそれぞれ 2 ケースを例として挙げているが、「インフォーマルな労働市場」に至った経緯としては、4 ケースとも当初から観光ビザなどの不法就労を出発点として、そのまま継続しているか、あるいは、配偶者ビザを入手して就労している。バレスカスのケース b と武田のケース b は、当初は売春に従事していたケースである。バレスカスのケース b は、来日時のビザは不明であるが、借金返済のために日本で売春に従事させられ、その後、「わずか 3 ヶ月で『フリー』になったと誇らしげに語」り(Ballescascas 1993: 82)、借金の返済が終了したにもかかわらず、日本でフィリピンパブから同伴や売春を請け負っているというケースである。このケースは、「収入の高さが道徳観を崩していく」というバレスカスによる論理の 1 つの証左になっていると考えられる。しかし、武田のケース b は、明記されてなかったものの、恐らく観光ビザで来日し、バレスカスのケース b と同様に、当初は日本で騙される状態で売春に関わった。その後、その職場を夜逃げの形で脱出して、「ホステスの仕事」に従事するようになったというケースであり(武田 2005: 113)、道徳観の崩壊というモデルにはそぐわない。

インフォーマルな労働市場について、石山、バレスカス、武田はそれぞれ賃金を示して

いるが、およそ月収にすると 15 万円以上となっている。

こうした「インフォーマルな労働市場」で、実際に働いているケースに対するインタビューも存在する。先述した相互性の分析で用いたケースの中で、ケース 7 は、日本人配偶者の資格で滞在、フィリピンパブに就労し、20 万円以上の収入を得ていた。

その店では、興行ビザで就労していた接客者と、それ以外のビザの接客者を雇用しており、別々の統制を行っていた。

「この店で働いている『タレント(興行ビザのエンターテイナー)』は、月 5 回の『同伴』と月 10-20 人の『指名』がノルマとして科せられており、それが出来ない人にはペナルティが科せられることになっている。店の壁には『同伴』、『指名』、『売上額』のグラフが貼ってあり、成績が一目瞭然になっている。これでは『同伴』が嫌いでも断ることが出来ない状況になっているわけである。彼女達は、19 時 30 分から 4 時 30 分までの勤務時間となっており、ショータイムにはダンスを踊らなくてはならず、それだけ働いても初心者は月 5 万円程度の収入にしかないという。対して(日本人配偶者の資格で在留している)ケース 7 さんは、『タレント(エンターテイナー)』ではないので、『同伴』のノルマも断ることが出来、ダンスを踊る必要もない。『同伴デート』は 1 回するとズルズル重ねてしまうことになりそうなので、きっぱり断ることにしているという。(ケース 7)

興行ビザでの滞在者に対する賃金は出ていないが、プロモーターやプロダクションが介入することを考えると、恐らく日本人配偶者ビザでの就労者よりも低いと考えられる。同時に、このケースは賃金だけでなく、興行ビザの方が労働条件も低くなっていることを示している。

6.2 「インフォーマルな労働市場」における雇用・労働関係と労働市場

6.2.1 「インフォーマルな労働市場」における雇用・労働関係

福沢(2001)は、実際に興行ビザ以外のフィリピン人を雇用して、フィリピンパブの経営を行った、「雇われ店長」によるドキュメンタリーである。そこには、雇用・労働関係及び労働市場について、きわめて豊富な情報が記載されており、本稿では、特に同書で記述された H 店を中心に、その記述内容を整理し、「インフォーマルな労働市場」における雇用・労働関係の例としたい。

次表は、H 店に雇用されたフィリピン人女性の年齢、ビザ状況、配偶者、子供、時給、兼業などの状況である。

表 13 H 店従業員の年齢、ビザ状況、配偶者・子供・時給

ID	年齢	ビザの有無	ビザ	配偶者	子供	時給	兼業
1	25～27歳(推定)	○	学生ビザ	独身?		3,000円	
2	24歳	×	偽造パスポート			2,000円	
3	30歳近い	×	ビザなし	未婚	2人	2,000円	
4	自称21歳	×	ビザなし	未婚		2,000円	
5	24～25歳	不明	不明			不明	
6	25～26歳	不明	不明			不明	
7	21～22歳	○	日本人配偶者	日本人	1人?	1,700円	
8	22～23歳	不明	不明			不明	屋間はパートタイマー
9	34～35歳	○	日本人配偶者	日本人	2人	1,600円	
10	23～24歳	不明	不明			1,800円	
11	23～24歳	不明	不明			1,800円	
12	初老	不明	観光ビザ?			不明	
13		×	ビザなし			2,000円	
14	27～28歳?	不明	日本人配偶者?	再婚、夫あり(国籍不明)	1人(親権なし)	1,600円	屋間は弁当屋
15	34～35歳?	○	日本人配偶者	日本人		1,700円	
16	34～35歳?	×	ビザなし	未婚	1人	不明	
17		不明	日本人配偶者?	日本人?	1人?	不明	
18		×	ビザなし	内縁?		不明	
19	24～25歳	×	ビザなし	未婚	1人?	1,800円	
20		○	日本人配偶者	日本人	1人	1,600円	
21	18歳	○	学生ビザ?			1,000円	おしぼり屋
22		不明	不明	不明	不明	不明	
23	34～35歳	×	ビザなし	フィリピン人(本国)	2人	1,000円	
24	25～26歳	○	日本人配偶者	日本人	2人	1,600円	
25	30前らしい	○	日本人配偶者(→離婚)	日本人	2人	1,700円・20万円	
26	恐らく40過ぎ	○	日本人配偶者	日本人	2人	1,600円	
27	18歳	不明	不明	不明		2,000円	
28		○	日本人配偶者	日本人(→離婚)	1人	1,600円	
29	27～28歳に見える	○	日本人配偶者	日本人	1人	不明	
30	27～28歳?	×	ビザなし			1,600円→1,300円	
31	27～28歳?	○	日本人配偶者	日本人	2人	1,600円	
32	22～23歳	×	ビザなし	フィリピン人(ビザなし)	1人	1,600円?	
33	40歳	不明	定住者ビザ?	日本人(離婚)	1人?	不明	
34	20歳ぐらい	不明	不明			1,200円	
35		不明	不明			不明	
36		不明	不明			不明	
37	23歳	○	観光ビザ?	フィリピン人(本国)	2人	不明	
38	40過ぎと推定	○	観光ビザ	フィリピン人(本国)?	1人?	不明	
39	27～28歳?	×	ビザなし	フィリピン人(日本)	2人	不明	
40	22歳	不明	不明	なし?		不明	

H 店は 1998 年 10 月に開業し、2000 年に閉店している。福沢(2001)は、その期間における記述である。退職が頻繁に行われたため、同一時期に雇用されていたわけではないが、総勢で 40 名に及ぶ。ビザの保有状況であるが、不明なケースが 15 ケース(37.5%)存在するものの、ビザの有無が明確なケースでは、興行ビザで日本に滞在、就労していたケースは 1 つもなく、ビザがないケースが 11 ケース(27.5%)、ビザがあるケースが 14 ケース(35.0%)となった。ビザの内容については、日本人配偶者が 10 ケース、それ以外が 4 ケースであり、ここには、観光ビザでの資格外就労も含まれている。以上の記述から、H 店が我々が言うところの「インフォーマルな労働市場」を人材の供給源として経営を行っていたことは明白である。

H 店の雇用・労働関係については、同書ではきわめて詳細に記述されている。その内容は、次表のようなものである。

表 14 フィリピンパブH店(福沢 2001)の雇用・労働関係

労働関係	生産活動 (サービス)	【内装】 ・ボックス(客2〜3名程度収容)20程度 ・ステージ付、純和風高級クラブ調 【セット料金】 ・料金は1時間ウィスキーと焼酎飲み放題で5,000円、延長1時間2,000円 ・上記に加え料理、女性の飲み物(1本1,000円)及びオプション ・オプションは下記の通り ・同伴…4,000円(後に値上げして5,000円) ・インサイド同伴¹⁴…3,000円(後に値上げして4,000円) ・指名…2,000円(後に値上げして3,000円) ・場内指名¹⁵…1,500円(後に値上げして2,000円) ・税金で10% 【企画】 ・バースデイパーティ ・手作りの料理を作り振舞う(パーティが好きな女性の自発的なもの、材料費は女性の負担) ・クリスマスパーティ ・3日間開催、パーティ券の形で販売 ・事前販売で11,000円、当日12,000円 (女性には1枚1,000円キャッシュバック) ・券1枚で2時間食べ飲み放題指名料込 (女性のドリンクと料理の特別注文は別) ・御捻りありのダンスショーやスキンシップのあるゲーム (参加料1,000円)など
------	----------------	--

¹⁴ 顧客が「インサイド同伴」と店に告げるもの。客が女性を支援したい場合に行うもので、顧客にとっては特にメリットはない。

¹⁵ 顧客が場内で女性を見定め指名するもの。一般の指名はリピータ等、事前に知り合いで入店直後に行う。

	統制関係	【統制手段】 ・叱責 ・罰金 ・賃金、手当で ・グラフの張り出し 【統制内容】 ・接客、同伴、指名（ノルマはない） ・遅刻は 22:00 まで、22:30 以降の遅刻は 1,000 円徴収¹⁶ ・休む時は予約が必要（金曜と土曜は予約をしても不可） ・当日欠勤は 3,000 円、金曜、土曜と祭日前の欠勤は 5,000 円のペナルティ ・長電話及び化粧直しに時間がかかるのは禁止 ・1 ヶ月の休みは 3 回まで、それ以上は 1 回 3,000 円ペナルティ ・客がカラオケを歌ったら拍手 ・繁忙時間のエスコートは 1 人、デュエットは避ける ・超繁忙の場合はエスコート不要 ・ディスコタイムは皆で踊る ・タイムレコーダーの導入（時間を守らないため） ・同伴がない場合はビラ配りを行う¹⁷ ・病気の証明がある場合は病気当日と翌日は休んでよい ・その他、子供や夫など家庭の事情を考慮して若干改変した就業規則あり
--	------	--

¹⁶ 他の店は 19:00～21:00 程度で遅刻としていたので比較的遅い（結婚している人物への配慮と無駄な早出に対する人件費削減が狙い）

¹⁷ 記述がなかったが恐らく客が十分には入っていない場合のみ。

	分業関係	【接客者】 ・営業活動(電話での営業活動とビラ配り) ・ビラ配り ・2人1組、新人は店長と組む ・ビラ配りは雨の日は店長のみで行う ・200～300組に撒いて1組程度、一晩で3～5組 ・接客(同伴と店舗内での営業活動) ・リーダー格の接客者がつけまわし業務も担当 ・清掃 ・その他若干の例外として厨房や企画時の作業など 【店長】 ・営業活動(主にビラ配り) ・営業前…食材と酒の仕入れ、料理の仕込み、掃除、店舗内装や機材のメンテナンス ・営業中…客に対する料金システムの説明と値段交渉、トラブル対応、指名伺い、厨房、ピアノ演奏 ・営業後…歩合のバック、帳簿付け、ポイントグラフ作成、送り ・送りは全員終わるまでには2～3時間、店舗に戻るのは朝の4:30か5:00頃 ・トラブル対応 ・顧客の暴力、顧客と従業員とのトラブルなど ・警察に入られることを避ける(不法就労があるため) 【接客者間分業】 ・日本の「キャバレー及び(ナイト)クラブ」における「コア接客者」「非コア接客者」に相当する分業が存在(「主戦力隊」「予備隊」「山の賑わい隊」)
雇用関係	職位・職務内容	・明確な職務として、リーダー役が存在(当初はリーダー代があったが、廃止) ・リーダー役は接客と同時につけまわしや一部事務を担当

	賃金・手当	・主となるシステム ・時給(ベース時給+ポイント)×労働時間+歩合-(時給と歩合合計金額の5%)+その他-天引き-指名客の売掛-ペナルティ ・時給の算定は下記の通り ・ベース時給…若干の例外はあるが基本的に入店時契約から変更なし、入店時に1,600円を基準に交渉 ・ポイント加算(減算) ・ベース時給にポイントを加算したものが当該月の時給 ・ポイントは下記の通り ・同伴…2～3ポイント(時期により若干変更) ・インサイド同伴…1.5ポイント ・指名…1ポイント、場内指名…0.5ポイント ・ビラまきによる顧客獲得…0.25ポイント/人 ・ポイントは下記のように加算 ・時給1,800円の場合25pから1,900円、以降5pごとに100円アップ ・時給2,000円の場合、30pから2,100円、以降5pごとに100円アップ ・ポイントが20ポイント未満の場合、5ポイントごとに時給100円引き ・歩合(歩合は当日か翌日に現金で支払い) ・オプションに対する歩合 ・同伴…2,500円、インサイド同伴…2,000円 ・指名…1,000円、場内指名…500円 ・ドリンクバック ・女性が飲み物を注文した場合、100円/1杯 ・その他 ・紹介料システム ・紹介した従業員が2ヶ月以上働き、準皆勤程度出勤すれば紹介者に10,000円 ・リーダー代20,000円(途中で廃止) ・クリスマスショータイムのダンス1人1回2,000円 ・天引き ・源泉徴収(一律5%で勘定) ・毎月1,000円引く(名刺代、電話、トイレットペーパー、常備薬代名目) ・売掛…指名客の売掛は指名された従業員の給料から引く
--	-------	---

	労働空間・住居	・閉店後に退店する場合は住居まで車で送迎 ・寮などは存在しない
	労働時間と休暇	・時差出勤…19:00 から 1 人、19:30 以降 30 分ごとに 22:00 まで 2 人ずつ出勤
その他		・特に重要な人材に対しては、本人の事情に合わせて、労働条件を個別に設定 ・ID31 (日本人配偶者、子供が 2 名、子供が病気がち) ・遅刻のペナルティなし、当日欠勤は罰金 3,000 円、金曜休みは罰金 5,000 円 ・医者に行った証明やそれに代わるものがあればペナルティはなし ・ID17 (夫と子供がおり、子供の面倒のため、出勤時間が遅い) ・何時に出店してもよいが金曜だけは 22:30 までに出店 ・いつ休んでもいいが、金曜だけは罰金 5,000 円 ・ベースの時給は 1,500 円 (低めに設定) ・20 ポイント以上で 5 ポイント毎に時給 100 円アップ ・ID29 用賃金システム (能力が高いため、要求に応じて導入) ・ID29 による前の店の給与システム ・1 ヶ月の売上が 25 万円までの場合、時給 1,600 円、以降売上 5 万円上昇に対して時給 100 円アップ ・同伴、指名料、ドリンクバックは別途計算、加算 (ポイントと歩合両方) ・他の女性も希望すればこのシステムを選択できる ・ID27 の姉用賃金システム (スカウトの意味で特別に設けた) ・いつでも客を連れてくれば、売上の 40% をバック ・日払いで気に入らなければいつでも辞めてよい (罰則なし)

「エンターテイナー送り出しシステム」と、大きく異なる点は 2 つある。第 1 は、賃金の相対的な高さである。「エンターテイナー送り出しシステム」では、月 350 ドルから 1200 ドル程度の基本給に加えて、チップや諸手当が加算される。チップや諸手当の金額については、既存の資料はそれほど明確に示していないが、バレスカスはあるケースで一晩およそ 3,000 円程度という例を紹介しており (Ballescás 1993: 60)、このデータを敷衍すれば、最高でもおよそ 20 万円程度ではないかと考えられる。福沢のケースでは、1 日 6 時間勤務、月 25 日勤務で、もっとも有能な部類に入るケース (ID1) の賃金は次のように支払われている (福沢 2001: 88)。

基本日給	時給 3,000 円×6 時間 (20 時-26 時) =18,000 円
基本月給	18,000 円×25 日=450,000 円
手当	同伴料、指名料の還元額等の 1 日平均支払額=4,000 円
	4,000 円×25 日=100,000 円
(リーダー代)	月 20,000 円
合計	45 万円+10 万円+2 万円=57 万円(福沢 2001: 88)

福沢のケースでは、寮が存在しないなどの福利厚生面での違いはあるが、賃金だけを比較すると 3 倍近い差が存在している。

加えて、福沢のケースでは、本人が有能であるという福沢本人の判断の存在が条件になるが、労働条件について本人の都合に合わせた例外を認めており、ある程度個別に設定されている。

6.2.2 「インフォーマルな労働市場」における「自由」

我々が「インフォーマルな労働市場」と呼ぶ形態では、いかなる形でその労働市場が具体的に展開されているのか。

福沢によれば、キャストの募集、応募は、本人が直接噂や口コミを通じて店舗に応募する場合が多く、補助的に、深夜の飲食店や店舗の客として来ているフィリピン人をスカウトするなどの手段で店舗は人材の調達を行っていた。彼が特に活用していたのは、店舗に直接応募するケースであり、背後にはフィリピン人同士の口コミによる人材紹介のネットワークが存在するという。こうしたネットワークについて、福沢は次のように評価し、また、それが給料支払いなどの人材管理に影響を与えていたと述べている。

「フィリピン人のネットワークは凄いものがあるから、『あの店はキッチンと給料が出る』だとか『あの店は客が多い』などと聞けば、給料の心配もなく苦勞して客を呼ばなくてもいい時給をもらえそうだと判断し、月に 2~3 人は面接に来る。」(福沢 2001: 141)

「いかんせんフィリピン人の『噂』のネットワークはインターネットを凌駕するほど広い。悪い『噂』が立てば女の子は寄り付いてこなくなる。そのため私は辞めていった女の子たちのアフターケア(自己都合で辞めていった人物にも働いた分の給料をきっちり払うなど)にこそ、特に気を使っていた。」(福沢 2001: 129)

次表は、登場人物から 15 名をピックアップし、その関係を記述したものである。「同僚」と記載されているのは、福沢が店長を勤める店以外で、以前に同僚関係にあったもの、「H 店紹介」と記載されているのは、表側側(第 1 列)の人物が、福沢の店を紹介し、入店にいたったことを示している。ここでは基本的に ID1 の人物が、ネットワークの中心になっており、ほとんどのケースで ID1 が H 店を紹介したという関係になっている。ただし、ID1、ID3、ID4 は比較的仲が良好なものの、ID7 は ID1 と店舗内でつかみ合いの大喧嘩をした後に福沢による賃金アップのリテンションにも関わらず離店(福沢 2001: 125-128)、ID15 も

ID1 と不仲であり、ID1 が導入した賃金システムに不満を述べて離店(福沢 2001: 122-123)、ID2 は「徹底した個人主義」(福沢 2001: 264)で「陰口の天才」(福沢 2001: 196)、ID1 も結局仲のよい ID3、ID4 を H 店に残して離店していく(福沢 2001: 194-196)など、複雑な関係にある。ID7 と ID15 が義理の姉妹関係であったり、その他、親子、姉妹、仲よし関係など、親密性に基づく共同体的な関係が、人材紹介のネットワークに影響を与えている一方で、それでは説明できない、その場限りの紹介という行為が見られるようである。

表 15 従業員同士の人間関係

I D	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
1	-	同僚 H店紹介	同僚 H店紹介	同僚 H店紹介	H店紹介	H店紹介	H店紹介 不仲	H店紹介	H店紹介	H店紹介	H店紹介	親子	姉妹		H店紹介 不仲
2	-	-	同僚	同僚				仲よし							同僚
3	-	-	-	仲よし					同僚						同僚
4	-	-	-	-											同僚
5	-	-	-	-	-		姉妹								
6	-	-	-	-	-	-									
7	-	-	-	-	-	-	-								義理姉妹 同居
8	-	-	-	-	-	-	-	-							
9	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	仲よし 同郷?				
11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

離店を可能にし、より有利な条件を提供する店舗で働くことを可能にするネットワークは、自分にとって有利な店を選択することだけでなく、離店の可能性を交渉の道具にして店舗側に働きかけ、自分たちに有利な制度を導入させたり、また、賃金交渉の場において有利な状況を作り出すことにも繋がるようである。福沢は次のように記述している。

「なあ～に、店ちょ～おーっ(正確に表現すればこういった発音になる)、システムぜん～んぜん知らないのお～っ、アタシ教えてあげるから、(入店した)12月1日に遡ってアタシが教えたシステムにすればいいヨ。」(指名と同伴にポイントを付け、ポイントの数によって時給が上下する「システム」を店舗に導入させる。)(福沢 2001: 40)

「(様子を見て賃金をアップさせると約束し、後に確認したところ)『あれ?今月から3000円じゃないの?だって店長、客が一杯来ればすぐ上げてくれるって言ったじゃないの』とずいぶん強気である。翌月からすぐに上げるといった覚えはないのだが、ここでケンカをして女を全員連れて辞められても困る。オーナーと相談の結果、やむなく3000円にあげる

ことにしたのだ。それだけではない、『リーダー代』を欲しいと言うのである。値段はいくらだとは自分からは絶対に言わない。『キモチ』欲しいと言う。『だからいくらならいいんだよ』。私は何度か尋ねたが、とにかく『キモチ』だけでいいと言うのだ。またもやオーナーと相談したが、5000 円や1 万円というわけにもいかず、『リーダー代』として2 万円を給料とは別に払うことにしたのである。」(福沢 2001: 48-49)

6.2.3 「インフォーマルな労働市場」の多元性

「インフォーマルな労働市場」の下では、労働者の主体性に基づく労働移動の存在により、雇用・労働関係の内容に関する事業者間競争を促し、労働者に有利に働くのではない。この点について、検証するために、我々は、2006 年から 2007 年にかけて、複数のフィリピンパブを観察し、若干の知見を得たが、その前に 2005 年の興行ビザ発給の厳格化について言及しておきたい。

日本では、従来、①「外国の国若しくは地方公共団体又はこれらに殉ずる公私の期間が認定した資格を有すること」、②「外国の教育機関において当該活動に係る科目を2 年以上の期間専攻したこと」、③「2 年以上の外国における経験を有すること」という3 つの基準のいずれかに該当すれば、興行ビザの発給が認められた(出入国管理難民認定法第7 条第1 項第2 号の基準を定める省令、平成2 年5 月24 日法務省令第16 号)。このうち、①はフィリピンの場合は、フィリピン政府による ARB の発行に対応しており、「エンターテイナー送り出しシステム」の重要な根拠になってきた。しかし、2004 年、日本政府はアメリカ商務省から、人身売買の監視対象国に指定されたことを受け、2005 年3 月以降、興行ビザの発給にあたり、従来の方針を変更し、上記省令の①の基準を削除した。これにより、従来、フィリピン政府による ARB 発行とそれに基づく日本政府の興行ビザ発行に支えられてきた「エンターテイナー送り出しシステム」は事実上終焉し、2 年間以上の学習か実務経験のみという、厳格な方針に改められた。

2005 年から 2007 年は、この影響により、興行ビザの発給が激減し、接客者の供給源を絶たれた多くの店舗に否定的な影響を与えたが、いくつかの店舗は「インフォーマルな労働市場」を活用することで、事業を継続していた。筆者による観察はこの時期に行ったものである。筆者はこの時期、5 店舗の観察を行ったが、その結果、フィリピンパブの中にも、日本における「キャバレー及び(ナイト)クラブ」のハイパフォーマンス型と大衆型に相当するような階層性があることを発見した。以下では、その代表的なケースとして、2 店に焦点を当て、その内容を整理する。

表 16 「インフォーマルな労働市場」の多源性

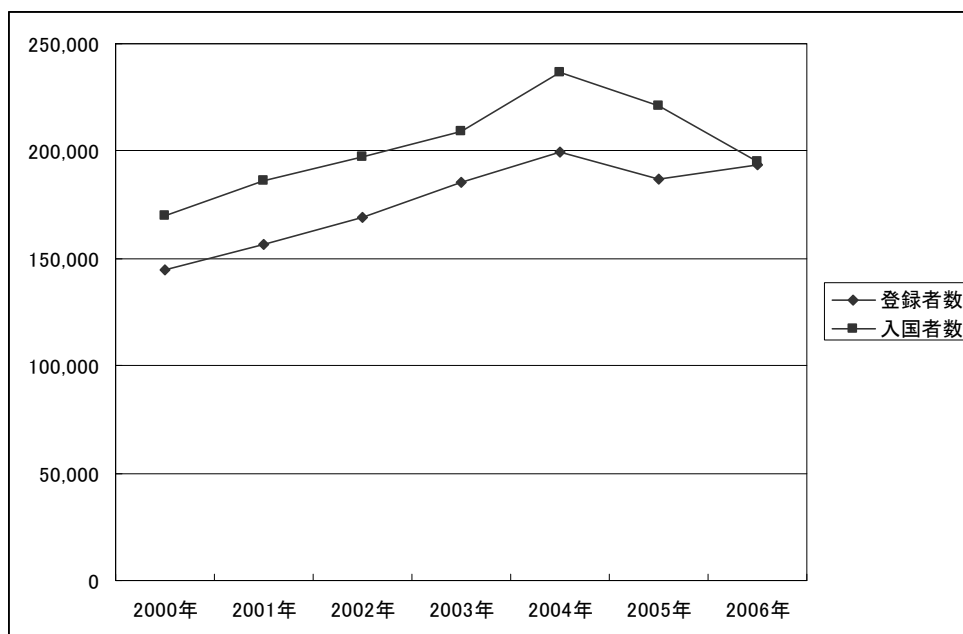
	ハイパフォーマンス型 フィリピンパブ D 店	大衆型フィリピンパブ C 店
観察時期	2006 年 8 月	2006 年 4 月、同年 9 月、2007 年 8 月、同年 12 月
場所	東京都、繁華街	東京都、住宅街
経緯	・2006 年以降、同店で興行ビザでの就労者はいなくなった。以前のプロダクションやプロモーターは「つぶれたと思う」(D-1 氏)、「別の外国人と偽装結婚の仲介で細々と残っている」(L-1 氏)	・以前は興行ビザで入国したエンターテイナーを接客者として活用。店の裏に寮があり 1 部屋 6 人程度で居住させていた。当時の給料は月 12 万円、食費は 1 日 500 円程度 (C-1 氏) ・2006 年以降、興行ビザでの就労者はいなくなった。全て、短期滞在か日本人配偶者ビザ(偽装も含む) (C-3 氏)
生産活動 (サービス)	・1 時間 6,000 円～7,500 円 ・指名 2,000 円 ・女性ドリンク 1,000 円 ・食事は 1 品 1,000 円～3,000 円 ・1 時間 1 万円程度 ・同伴料金は特になし	・1 時間 3,000 円。飲み放題。 ・指名 2,000 円 ・女性ドリンク 1,000 円 ・食べ物は 1 品 1,000 円～3,000 円 ・1 時間飲食込み 5,000 円/1 人程度
統制関係	・指名のノルマがあり、1 ヶ月で 1 名も取れないと「クビ」など「厳しい」(C-7 氏)	・ドリンクバック、指名のインセンティブあり
賃金・手当	・高い人で 70 万円/月 (C-7 氏)	・25 万円/月で固定 (C-1 氏)
労働空間・住居	・すぐ付近に場所に自分で賃貸、友人と居住 (D-1 氏)	・近くに自分で賃貸、友人、姉等と居住 (C-1 氏、C-7 氏)
労働時間	・20:00～2:00 の 6 時間	・営業は 19:00～0:00 だが、0:00 を過ぎても残っている顧客は返さない方針のため、ある程度不規則

インタビューによれば、2005 年に行われた興行ビザ発行の厳格化に伴い、両店舗とも接客者の供給元を興行ビザ以外に切り替えたようである。上記表に記載した D-1 氏、C-1 氏、C-3 氏、C-7 氏いずれもビザは短期滞在を利用しており、C-3、D-1 氏は、姉が日本人配偶者とのことであった。なお、C 店ではその他、定住者(離婚した日本人配偶者との間に子供がいる)のケースや偽装結婚のケースも存在しており、偽装結婚で在留資格を得たケースでは、「相手に一度も会うことなく日本人配偶者の資格が手に入る(C-4 氏)」とのことであった。D 店と関わっていたプロダクション、プロモーターは D-1 氏によれば「つぶれたと思う」とのことで、D-1 氏は D 店と直接契約を結んでいる。なお、D 店の近くにあるフィリピン料理店の店主 L-1 は、以前より、付近のフィリピンパブとその従業員が主たる顧客層だったこともあり、その事情を見てきたとのことであるが、興行ビザでプロモーターやプロダクションはフィリピン人以外の斡旋や偽装結婚の仲介として「細々と」生き残っており、現在、同地域にいるフィリピン人の接客者には「イミテーション(偽装結婚)のアルバイト」という形態が蔓延しているという(2007 年 10 月インタビュー)。

サービスについては、D 店が C 店の約 2 倍の金額になっていた。D 店の賃金について、C-7 氏は、現在、D 店で働いているが、以前は C 店に勤めており、そのとき、給料が一番高い接客者は月 70 万円程度の賃金になっていたという。しかし、C-7 氏によれば、D 店は「指名が取れないとくび」になるなど、色々と統制が厳しくて、辞めて C 店に移ったのだという。C 店では、指名やドリンクバックなど、ある程度のインセンティブがあるが、ノルマなどはそれほど厳しくないとのことであった。名刺などは気に入った顧客だけに配っている。なお、C-1 氏によれば、C 店の給料は固定で 25 万円/月もらえるとのことである。店側は「エンターテイナー送り出しシステム」により、人材を調達していた頃から、25 万円/月をプロモーターに支払っていたが、今はそれが崩れ、接客者が直接 25 万円もらえるようになったとのことであった。

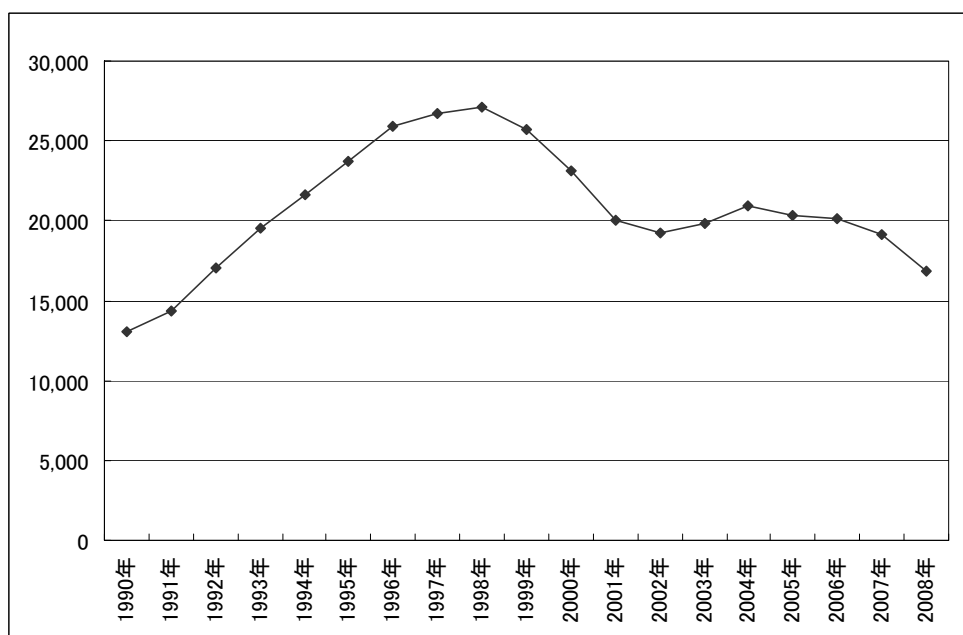
6.2.4 「インフォーマルな労働市場」の拡大

2005 年の興行ビザの厳格化により、フィリピン人の入国者数は大きく減少し、また、不法残留者についても、同時期に減少している。



資料 法務省入国管理局統計

図 11 フィリピン人の入国者数(再入国含む)と登録者数

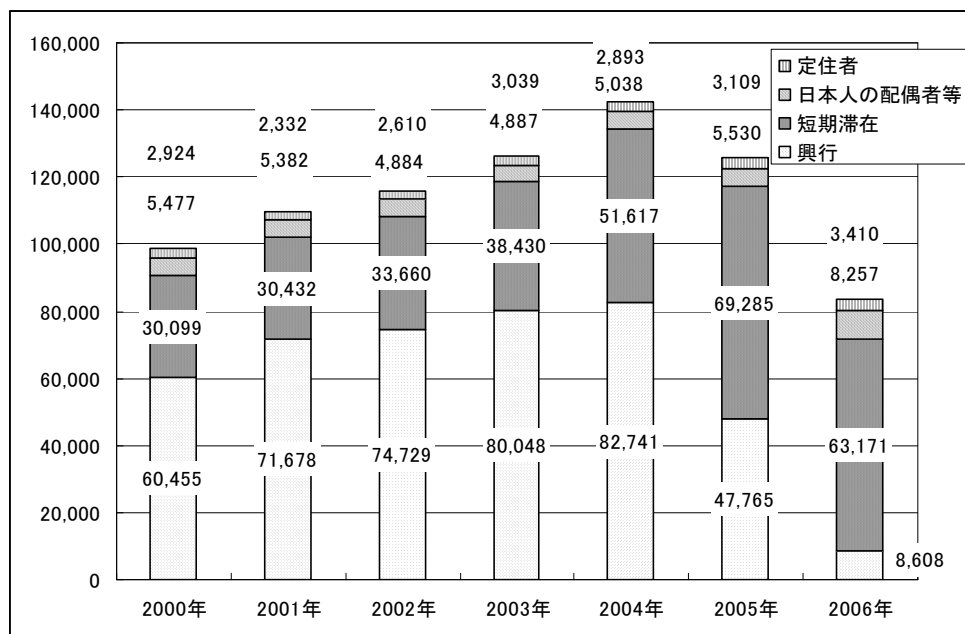


資料 法務省入国管理局統計

図 12 フィリピン人女性の不法残留者総数

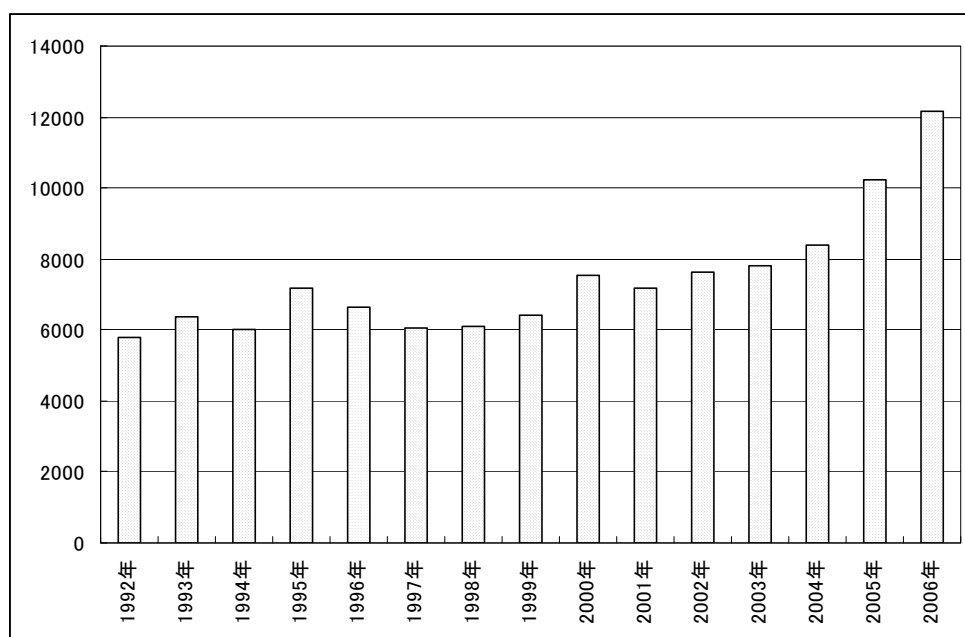
不法残留者については、恐らく取り締まりの強化が存在したものと考えられる。しかし

ながら、登録者ベースでは、フィリピン人の大きな減少は見られなかった。



資料 法務省入国管理局統計

図 13 フィリピン人の新規入国者のビザの種類



資料 厚生労働省「人口動態」各年度

図 14 日本人夫とフィリピン人妻の結婚件数

ここで、新規入国者の在留資格を見ると、2004年以降、短期滞在が大幅に増加しており、また、日本人夫とフィリピン人妻というパターンの結婚も増加している。興行ビザの厳格

化は、少なくとも直近の状況を見ると、インフォーマルな労働市場への人材供給を増加させたとは言える。

7. まとめ

なぜフィリピンパブで働く女性が、入国管理の厳格化に強い抵抗を行い、また、違法行為を行ってまでも、フィリピンパブという空間にひきつけられていくのか。従来の仮説は、貧困を出発点とし、経済性、即ち収入を拡大していこうとする過程で、道徳観も解体していくというものであった。確かに、彼女たちの出発点が貧困であることは、非常に多くのケースで認められる。また、資格外就労や偽装結婚を行うということは、遵法精神という意味では道徳に欠ける行為である。

しかし、彼女たちのライフストーリーを見ると、単に収入だけでなく、我々が雇用・労働関係と呼ぶ社会関係を構成するさまざまな要因についても評価を行っており、そこには、顧客や統制関係に対する一喜一憂、そして、我々が顧客獲得のディレンマと呼んだ、社会関係のバランスをとることの難しさが含まれていた。しかし、彼女たちは既存の「エンターテイナー送り出しシステム」の下では、労働移動の権利を持たず、そうした評価を合法に行動に移すことは困難であった。

しかし、我々が「インフォーマルな労働市場」と呼ぶ世界に目を移すと、そこには、一方では、全般的に高い収入を得られる機会が、他方では、収入以外の労働条件の面でも、自分自身で選択が可能な世界が広がっていることが判明した。「エンターテイナー送り出しシステム」と「インフォーマルな労働市場」の差異を説明するのは、労働者に職場移動の主体的な権利があるか否かという点である。「インフォーマルな労働市場」では、労働者の職場移動を回避するために、雇用主側に賃金上昇を含む雇用・労働条件改善のインセンティブが働き、賃金上昇とともに、不当な権力的関係は淘汰される可能性がある。また、経験的に見れば、相対的に厳しい統制が行われつつ、賃金も高いという「ハイパフォーマンス型」のパターンと、統制の程度は低い、賃金も安いという「大衆型」のパターンの両方に分かれており、日本における「キャバレー及び(ナイト)クラブ」と同じような傾向が認められるようである。

従来の経済還元論による説明は、労働移動を禁じる入国管理政策の方針が、労働者に対する搾取と権力的な関係を温存しているという点に気づかず、それを一方的に労働者の道徳の問題、その背後にある欲望の破壊力のような説明に起因させてしまうことに問題がある。売春と暴力に巻き込まれ、必死に逃走してオーバーステイにいたるケースは極端なケースだとしても、搾取的な賃金、日々の就労の中での人間関係のストレス、現に存在する自由な労働市場の魅力から、「インフォーマルな労働市場」に向かっていくことは、あえて道徳の解体という、大げさで過度に単純化されたステレオタイプをもたらす危険をはらむ論理を持ち出さなくても、ある程度の説明がつくのではないだろうか。

政策論的に見れば、現況が、資格外就労や偽装結婚の拡大という違法行為の拡大をもたらすのであれば、それは望ましい状況とはいえないであろう。また、特に偽装結婚に際して、違法なブローカーが介在するのであれば、それはむしろ問題を悪質な方向に再生産していると言える。政策論的な問題は、いかにして自由な労働市場と一定の規制を調和させ

るかである。本稿ではこの問題について、十分な議論を準備していないが、今後の課題としたい。

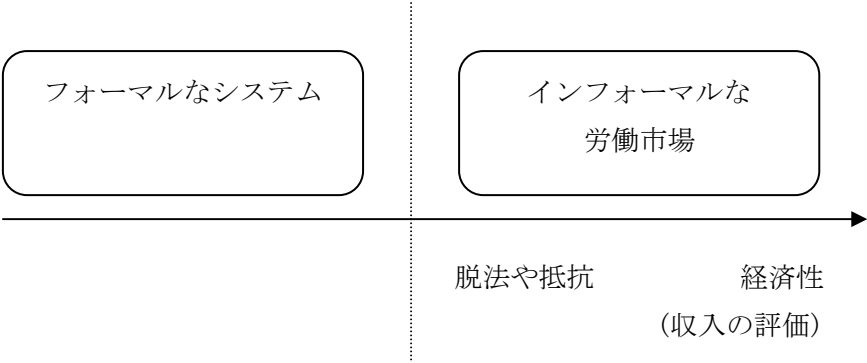


図 15 従来の仮説

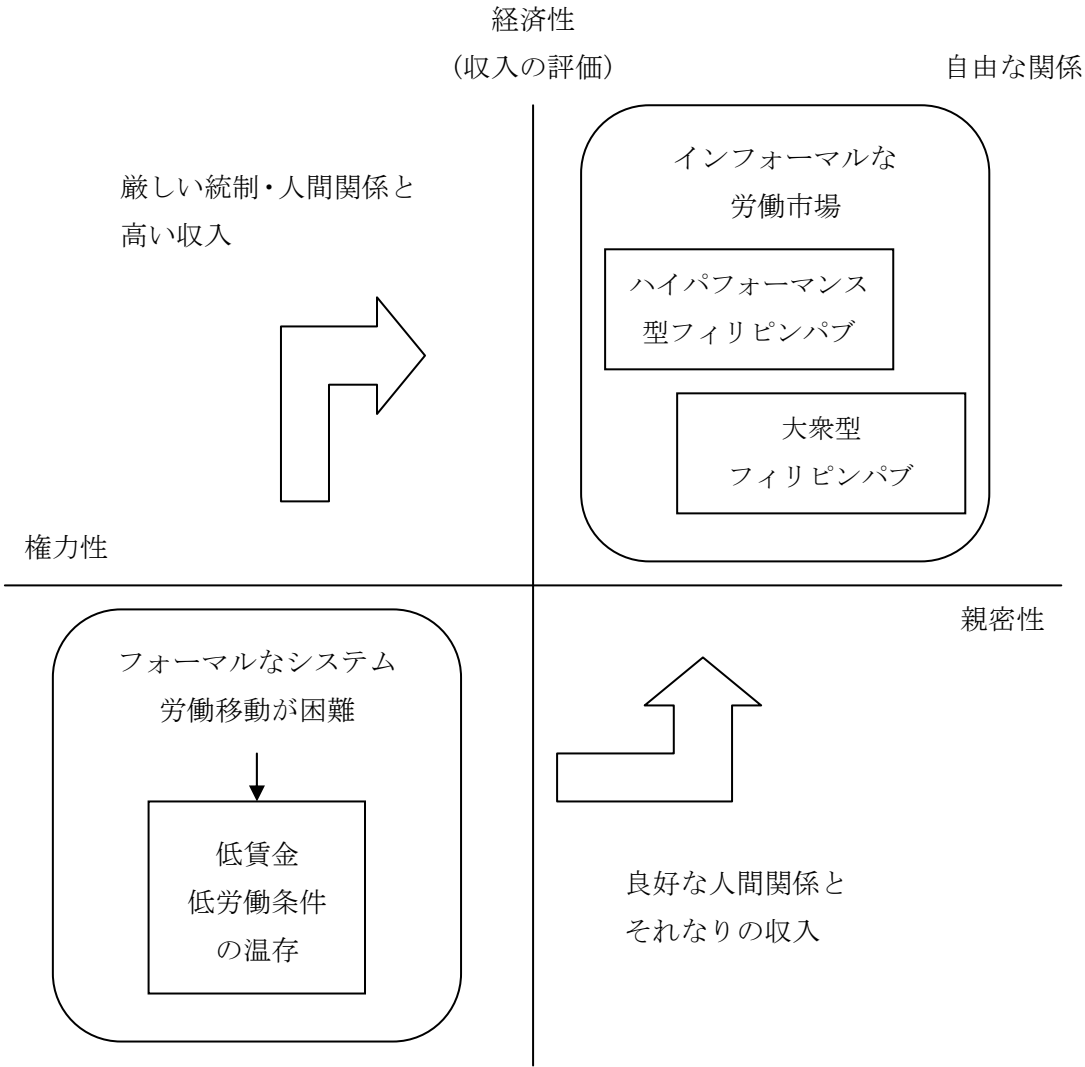


図 16 本稿の仮説

参考文献

- Development Action for Women Network, 2003, Pains and Gains: Development Action for Women Network, Philippines: Development Action for Women Network. (=2005, DAWN-Japan 訳『フィリピン女性エンターテイナーの夢と現実——マニラ、そして東京に生きる』明石書店.)
- 阿部亮吾, 2005, 「フィリピン人女性エンターテイナーのパフォーマンスをめぐるポリテイクス——ミクロ・スケールの地理に注目して」『地理学評論』78(14): 951-75.
- Allison, A., 1994, Nightwork: Sexuality, Pleasure, and Corporate Masculinity in a Tokyo Hostess Club, Chicago: The University of Chicago Press.
- Ballescás, M. R. P., 1993, Filipino Entertainers in Japan: An Introduction, Philippines: The Foundation for Nationalist Studies. (=1994, 津田守・小森恵・宮脇撰・高畑幸訳『フィリピン女性エンターテイナーの世界』明石書店.)
- 福沢諭, 2001, 『ザ・フィリピンパブ——雇われ店長が覗いたニッポンの異空間』情報センター出版局.
- 石山永一郎, 1989, 『フィリピン出稼ぎ労働者——夢を追って日本に生きて』柘植書房.
- 小林英之, 1990, 『こうすれば雇える 外国人労働者』明日香出版社.
- Krinks, P., 2002, The Economy of the Philippines: Elites, Inequalities and Economic Restructuring, London: Routledge.
- 松田さおり, 2005, 「サービス業に従事する女性の〈仕事仲間〉——ホステスクラブZの事例を中心として」『ソシオロジ』50(2): 87-104.
- 森山まなみ, 2006, 『嬢マニユアル——18才からの「夜」のハローワーク』祥伝社.
- 永井良和, 2002, 『風俗営業取締り』講談社.
- 小ヶ谷千穂, 2002, 「ジェンダー化された海外出稼ぎと「矛盾した移動」経験——フィリピンの事例から」『年報社会学論集』15: 189-201.
- Sahlins, M., 1973, Stone Age Economics, Chicago: Aldine-Atherton. (=1984, 山内昶訳『石器時代の経済学』法政大学出版局.)
- サイモン・B・カワシマ, 2005, 『MBA 流キャバクラ経営術』ライブドアパブリッシング.
- 白野慎也, 2007, 『フィリピーナはどこへ行った——日本から消えた彼女たちの「その後」』情報センター出版局.
- 武田丈, 2005, 『フィリピン人女性エンターテイナーのライフストーリー——エンパワーメントとその支援』関西学院大学出版会.
- 東京都立労働研究所, 1999, 『外国人労働者のコミュニケーションと人間関係 PART-3——東京で働く4つの国の女性たち』東京都立労働研究所.
- 山田鎌一・黒木忠正, 2006, 『よくわかる入管法』有斐閣.
- 山本信幸, 2006, 『新装開店「キャバクラ」の経済学』インデックスコミュニケーションズ.
- 山谷哲夫, 2005, 『じゃばゆきさん』岩波書店.

参考資料

下記に挙げた参考資料は、本稿 5 で用いたライフストーリーである。＋評価と記載されているものは、対象者が肯定的に評価していると筆者が判断した文、－評価は同様に否定的に評価していると判断した文、±はどちらともいえない文である。

【ケース 1】

・ 出典とインタビュー概要

- ・ 武田(2005)より抜粋
- ・ 興行ビザ
- ・ 来日 3 回、インタビュー時期 2004 年、インタビュー時年齢 37 歳

・ 家庭状況・働くきっかけなど

4 人兄弟、16 歳で母親をなくす。父はその後アルコール依存症になり、再婚するが、再婚後の継母から虐待を受ける。(p. 49)

継母はマニラのナイトクラブで働いており、セクシーすぎる衣装のため、一度は拒否するものの、父親からも虐待される。兄弟のためもあり、結局就労する。給料は全て継母のものになるため、顧客からのチップを隠して貯める。継母に売春させられ、売られそうになるが、叔母の下に逃げ、兄弟とともにそこで暮らすことになる。出産。その後、地元のお祭でスカウトされ、オーディションで選ばれ日本に行く。(pp. 50-53)

・ 日本での雇用・労働関係　＋評価

(1 回目 1994 年)そこでの勤務条件や待遇はとてもよく、私は自分のアパートを与えられ、食事は店のママさんが用意してくれました。(p. 55)

(2 回目 1996 年) 結局、古株の女の子たちは私達より先にフィリピンに帰っていき、その後は私達は快適に働けるようになりました。(p. 56)

(4 回目 1998 年)初め、クラブのオーナーはとても嫌な奴で、私が彼の横を通り過ぎるとすぐに口説こうとしました。私は彼にはっきりと「あなたは私のタイプじゃないし、いつかこんな仕事はやめたい。そして、いつか愛する人と結婚して幸せな家庭を築くのが私の夢だ」と話しました。彼には私の父のこと、そして子供のことを話し、一生懸命働いてお金を稼いで自分の夢をかなえるためにはオーナーの助けが必要だと正直に頼みました。そのときから、彼は私のよき上司、そして色々なことを相談できるよき友達になったのでした。(中略)私はこのクラブのスターになりました。ここにきてくれるほとんどのお客さんが私の友達です。私が日本でこうやって働いている間、伯父と伯母は娘や弟や妹の面倒をととてもよく見てくれて、私を支えてくれています。お返しに、私は土地を買い、伯父と伯母のために家を建てることができました。(pp. 57-58)

・ 日本での雇用・労働関係　－評価

(1 回目 1994 年)店の同伴システムには、苦勞しました。(pp. 55-56)

(2 回目 1996 年)ここでのプロモーターは前回と異なり、待遇は全然違うものでした。私はシンガーとして雇われたのに、ダンサーがいない時にはステージでダンスを踊るよう義務付けられました。また、夕方の 5 時に入店し、朝の 4 時まで働かされるという勤務時間も大変長いものでした。さらに同伴や売り上げについてとても厳しく言われました。特に、新入りである私にとって同伴や売り上げを伸ばすことは大変で、同伴をしてくれるお客さんを見つけることはとても難しいものでした。店にずっといる古株の女の子たちは新入りが気に入らないようで、彼女たちは自分たちの客を私達がとったと言って責めました。」(p. 56)

(3 回目 1997 年)クラブのオーナーは、たくさんのフィリピン人女性を妻にしている、私達に頻繁にいやらしいことをさせようとしました。彼は私達に事務所に来るように言い、体のあちこちを触りました。私たちが文句を言ったり、拒んだりすると、「クラブで働くな、フィリピンに帰れ」と怒鳴りました。もし断ると、罰として食費の支給を減らされ、アパートからの外出も禁じられました。(pp. 56-57)

- ・ 日本での雇用・労働関係 ±評価

(1 回目 1994 年)6 ヶ月間なんとか乗り切ることができ、1995 年の 3 月 28 日に契約を終えてフィリピンに帰ることが出来ました。(p. 56)

- ・ インタビュー時点の状況とビジョン

現在はフィリピンパブで、リーダーでスター。

(中略)現在、私には、日本人の恋人がいます。私たちは近々結婚する予定で、できればこれが私の最後の契約になればいいなと思っています。(中略)私たちが結婚したら、彼は子供と私を日本に連れて帰り、親子で一緒に暮らそうと言ってくれています。(pp. 58)

【ケース 2】

- ・ 出典とインタビュー概要

- ・ 武田(2005)
- ・ 興行ビザ、来日 4 回以上、インタビュー時期 2004 年

- ・ 家庭状況・働くきっかけなど

6 人兄弟。父は整備工だったが、家に帰らない。母は他の男と家を出て行き、子供は祖母に引き取られる。生活は苦しかった。高校在学中に日本に出稼ぎに行くダンサーのトレーナーがいるダンスホールでアルバイトに従事していたが、父親が病気になり、一家が食べていくことが出来なくなったため、学校をやめ、アルバイト先のマネージャーに頼み、就労を決める。13 歳だったが、出生証明書は偽造された。オーディションでは裸で踊るよう指示されたが、家族のためだと思い耐えた。

- ・ 日本での雇用・労働関係 +評価

(4 回目)私はママさんの息子さんを好きになってしまいました。(中略)彼はハンサムで、思いやりがあって、働き者でした。(その後、彼がフィリピンに来て、Bの家族のための家と土地を購入、その後Bの父親が病気で亡くなる) (p. 62)

(現在)私は今の仕事にとても満足しています。とてもいいお店だし、オーナーもよくしてくれます。私たちは1週間に10,000円を食費としてもらっています。プロモーターが1週間に1度私達のアパートにやってきて、私たちが必要なものを手に入れてくれます。プロモーターが来るとき、私たちは仕事の前に夕食をおごってもらえます。(p. 65)

・ 日本での雇用・労働関係 ー評価

(1 回目)私は、ダンサーで雇われたので、ステージで踊るだけだと信じていました。だから、自分の出番が終わると、ステージ裏に引っ込んで次の出番を待つのだろーと思っていました。だけど、この私の想像はまったく間違っていました。ショーの後、私たちは服を着替えるように言われ、お客の隣に座るように言われました。そして、水割りなどのアルコールを客と一緒に飲まなくては行けませんでした。同伴は必須でした。もしも1週間に2回客と同伴できないと、クラブのマネージャーに怒られました。こんなところで働くのが初めてだった私にとって、一番きつかったのがこの同伴でした。(p. 60)

仕事は夕方5時から朝の2時まででした。でも一人でも客が残っている場合は、家には帰れず、その客を最後まで接待しなくてはなりませんでした。(中略)(通常は3時、遅いと朝5時まで仕事で、起床は12時から2時)、同伴があるときは(通常の)少し前に起きて支度をしなければなりませんでした。(p. 60)

(1 回目)フィリピンに帰って6ヶ月すると、円に換算された5か月分の給料が送られてきました。たくさんお金が経費として差し引かれていましたが、私はそれについて何も尋ねませんでした。(pp. 60-61)

(2 回目)同伴については(前回よりも)もっと厳しく言われました。それに、毎日のお酒の売上にもノルマがあり、チップも半分は店に渡さなくてはなりませんでした。ここのアパートはとても小さく、一つの布団に2人で寝なくてはなりませんでした。私達に与えられる食費は1ヶ月に10,000円だけでした。(中略)ここでの1つの問題は、女の子のうち1人がレズビアンで、同僚の女の子と関係を持っていることでした。彼女たちは同じ布団と一緒に寝ていて、仕事が終わって帰宅すると、大変うるさくしました。その上、レズビアンの女の子はとても嫉妬深くて、彼女たちはいつもケンカしていました。(p. 62)

(4 回目)(付き合っている)彼は、彼の両親に私達の関係がばれてしまい、彼らが怒っていることを告げました。「日本に出稼ぎに来るフィリピン人はお金だけが必要なのだ」とジョーの両親は言ったようでした。(中略)(両親の妨害で二度と会わないことを約束させられる)、とてもつらかったけど私は何もすることが出来ませんでした。(pp. 63-64)

・ 日本での雇用・労働関係 土評価

(1 回目)私は日本語がほとんどわかりませんでしたが、古株の女の子たちにどうすればよいか教えてもらい、なんとかノルマをこなしていました。(p. 60)

(1 回目)私たちは食費として毎週5000円が支払われましたが、お金をためるために1週

間に1回だけ買い物をしました。そのとき、アパートには12人の女の子とが一緒に住んでいましたが、私たちは2,000円ずつ出し合って食べ物を買ひ、それを分け合って食べていたので、残りの3,000円が自分たちのこづかいになりました。月末には、いくらかの蓄えができ、それをフィリピンに送っていました。(pp. 60-61)

- ・ インタビュー時点の状況とビジョン

現在はフィリピンパブに勤務し、「とても満足している」

近い将来、ありのままの私を愛してくれる素敵な人と出会うことがあるかもしれません。実際、私にプロポーズしてくれる人がフィリピンにいますが、(失恋の影響で)まだ私は誰も愛せないままです。(p. 65)

【ケース3】

- ・ 出典とインタビュー概要

- ・ 武田(2005)
- ・ 興行ビザ、来日5回、インタビュー時年齢25歳

- ・ 家庭状況・働くきっかけなど

7人兄弟。フィリピンのクラブで父親に姉とともに働かされる。給料は全て父親のものになっており、いくらかは知らない。オーナーは優しいが決まりごとにうるさい。ダンスや接客について教育を受ける。必要物が支給され、家賃がないなど、勤務条件はよかったが、外出ができず、逃げることを考えるようになった。(中略)友人の家に逃げ、就労先を探すが、なかなか見つからず、友人の父親にレイプされそうになり、トラブルとなり、無一文状態でその家から追い出され、結局自分の家族の下に戻り、再び同じ職場で就労する。そこでオーナーから日本行きを勧められ、姉が既に2人日本で働いていたこともあり、就労する。(p. 66-70)

- ・ 日本での雇用・労働関係 + 評価

(1回目 1999年)(同伴ができない状況で)私の同僚の一人が私を助けてくれ、彼女のお客さんを何人か紹介してくれました。彼女は新人の状況をよく理解してくれていました。(p. 71)

(2回目 1999年)このクラブのオーナーは、前のお店のオーナーとは全然違いました。毎月、私たちには15,000円の食費が与えられましたし、滞在する場所も前回よりもよい場所でした。それに、私たちは毎晩3回だけショーをすればよかったし、週に1日の休みももらえました。ママさんもととてもいい人で、私たちが必要なものはすぐに用意してくれました。私たちのプロモーターは、週に1度私たちの勤務条件をチェックしにやってきて、ここでの勤務だけでなくフィリピンでも何か問題がないかを確認してくれました。そのうえ、もしもお金が必要ならば、給料の前借もさせてくれました。私たちは、毎月1回、夕食か昼食をごちそうしてもらいました。もちろん同伴は課せられていましたが、2度目の日本への出稼ぎは、生活についても、仕事についても前ほど難しいとは感じませんでした。6ヶ月

の契約期間の終了後、再び円で給料をもらいました。私は明細を見て驚きました。天引されていたのは、ビザの延長費用と健康保険だけだったからです。

(3 回目 2000 年)そこでは、何一つ問題はありませんでした。勤務条件はとてもよく、私たちは望めば週に 1 日の休日をとることができました。滞在場所はオーナーの家の近くで、私たちには食費として月に 2 万円が支給されました。勤務時間に遅れさえしなければ外出するのは自由でしたが、同伴のノルマは強制されました。

(3 回目 2000 年)働き始めて 3 ヶ月たって、私はお客の一人が好きになり、彼と付き合うようになりました。彼は独身で、ハンサムで、とてもやさしく思慮深い人でした。

(4 回目 2001 年)(失恋のショックで倒れ入院し、フィリピンで働いていたパブのオーナーに事情を説明し)とても励ましてくれました。(中略)プロモーターにも事情を説明しました。彼も私のことを理解してくれ、契約期間の最後まで日本で仕事することを許してくれました。さらに、この契約が終わったら、新しくオープンする別のお店で私を雇う予定だといってくれました。

(6 回目 2003 年)私はまた日本にやってきました。私の給料は昇給され、私はグループのリーダーになりました。前の私のお客さんたちが店にやってきて、同伴をリクエストしてくれました。(p. 76)

(7 回目 2003 年)もう一度同じ店に私は帰ってきました。私はすでにこのお店での勤務に慣れたので、仕事が楽しくなってきました。(p. 76)

・ 日本での雇用・労働関係 ー評価

(1 回目 1999 年)このお店では一晩に 3~4 ステージの踊りをさせられ、休日も与えられませんでした。5 時にクラブのマネージャーがアパートに迎えに来て、朝 3 時から 4 時まで働く毎日でした。食事はコンビニ弁当が 1 日 1 回支給されるだけでした。(中略)ここでの仕事は、私がフィリピンでしていた仕事とほぼ同じでしたが、同伴が強制されていたのが唯一の違いでした。働き始めて数週間の新人には、この同伴はとても難しいものでした。クラブのマネージャーはいつも私に腹を立てていました。(p. 71)

(1 回目 1999 年)日本に来て 2 ヶ月、私はホームシックにかかりました。多分、これは言葉の問題だと思います。(中略)毎晩、私はホームシックを紛らわせる為に、お酒を飲みました。私の心と頭はとても混乱していました。私は 6 ヶ月の契約期間、なんとかこの仕事に耐えました。(p. 71)

(4 回目 2001 年)この店のクラブのマネージャーは同伴についてとても厳しい人でした。毎晩 3 回のショーに加え、私たちは週 3 回も客と同伴しなければなりませんでした。(p. 74)

(付き合っていた彼氏が別の店の女の子とも付き合っていることを知り、彼女と結婚する予定だと聞き)その夜、私は酔っ払いました。まるでこの世の全てが私の敵になってしまったかのように感じ、本当に失望し落ち込みました。彼は私にとって初めての恋人だったのです。それからというもの私はきちんと仕事をすることが出来なくなっていました(p. 75)

・ 日本での雇用・労働関係 土評価

(1 回目 1999 年) (給料) 明細書を見ると、たくさん天引されていたので驚きましたが、私は初めてだったのでこれが普通だと思い、何も文句は言いませんでした。(p. 71)

- ・ インタビュー時点の状況とビジョン

本当にいつまで両親にお金を絞られ続けるのかはわかりません。自分のためにお金を貯めたいと思っていますが、それがいつなのかはわかりません。私に出来ることは健康ですっと働き続けるように祈ることだけです。自分が若いうちだけしか、この機会が与えられないということはわかっているのですから。(p. 76)

【ケース 4】

- ・ 出典とインタビュー概要

- ・ 東京都立労働研究所(1999)
- ・ 興行ビザ
- ・ 来日 14 回、インタビュー時期 1997～1998 年、インタビュー時年齢 29 歳

- ・ 家庭状況・働くきっかけなど

両親はずいぶん前に離婚、母親は行商をしながら 6 人の子供を育てる。(p. 95)

レストランのキャッシャーをしながら短大に通っていたが、日本で経験のある友人から誘われ、苦勞している母親を助けたいと思い日本で働こうと思う。(p. 95)

親は反対したが、エージェンシーから前払いで貰った 1 ヶ月分の給料を渡し、自分を大事にして家族のためにベストを尽くす話して、説得した。(p. 95)

- ・ 日本での雇用・労働関係 + 評価

(1 回目)他のメンバーに色々助けてもらった。(p. 95)

日本人の客の中には、よい友人になれた人も沢山いるそうで、時として家庭生活や奥さんのことなどで相談を持ち掛けられたりすることもあったという。(p. 96)

- ・ 日本での雇用・労働関係 - 評価

(1 回目)グループの中で一番踊りが下手で、全然日本語がわからないし、大変だった。(p. 95)

(? 回目)本当に嫌な女性店主のいる店があった。(p. 96)

(6 回目?)最も大変だったのは埼玉の店で、ここでは「同伴」しないとうるさかった。「同伴システム」は店によってケース・バイ・ケースだが、どれも大嫌いだった。たとえ仕事の上でも「恋人」を演じることに何か納得できないものがあるのだという。(p. 96)

(7 回目?)群馬の店も大変だったという。その店はプロモーターもルールも厳しかった。その上意地悪な客が多かった。例えば、指名されたから横に座ったのに何も話しかけてくれなかったり、楽しく話していたのに急に怒り出したりする人がいて、ストレスが溜まることが多かったという。(p. 96)

同じフィリピン女性の中にもいろいろなタイプの人がいるが、客に対する「嫉妬心」だ

けは誰も共通だという。「誰々が自分の客をとった」とかいういざこざが多く、わがままばかりいう人がいる。外国で働いているのだから、広い気持ちで協力しあわなければいけないのと思うことが多いという。(p. 96)

(2 回目、3 回目)多国籍の店だったので、与えられる部屋も別々で寂しく、時々フィリピンに帰りたいと思ったという。(pp. 96-97)

- ・ 日本での雇用・労働関係 ±評価

(1 回目)1985 年に初めて日本に来たときは宮崎県の日南市で働いた。給料は月 350 ドルだった。(p. 95)

(2 回目、3 回目)東京・巣鴨にある多国籍のクラブで働いた。この店は大きく、100 人位女性が働いていて、日本人のほか、アメリカ人、シンガポール人、ロシア人、台湾人、韓国人、マレーシア人と一緒に働いたが、フィリピン人は 1 人だった。お店の社長がオーディションで自分だけ気に入ったため、1 人での契約となった。一生懸命仕事やダンスの練習に頑張ったため、店で 10 人一組のダンスグループを結成することになった時も、そのメンバーに選ばれた。(p. 95)

(7 回目?)ただこの店では女性を統括する「リーダー」の役割を命じられ、夜 8 時から朝 4 時までまめに働くことで、月 3,000 ドルの給与を得ることになった。この店には多いときで 30 人ぐらいのタレントが働いていたが、最近では 15 名程度に減ってきている。やはり不況の影響で客の数が少なくなってきたことが一番の理由だという。(p. 96)

- ・ インタビュー時点の状況とビジョン

既婚で子供が 1 人。フィリピンに帰国した時に地元ケーブルテレビ局のダンスショー番組に出演し、副収入を得た。1998 年から東京の南部の店で働く予定。せっかく貯金しても帰国するとなくなるのが早いので、まだしばらくは日本に来て働きたい。将来は親戚に建設会社を経営している人がいるので、彼らと一緒にビジネスをやりたいと考えている。(p. 96)

【ケース 5】

- ・ 出典とインタビュー概要

- ・ 興行ビザ
- ・ 東京都立労働研究所(1999)
- ・ 来日 5 回以上、インタビュー時期 1997～1998 年、インタビュー時年齢 27 歳

- ・ 家庭状況・働くきっかけなど

父は大工、母はドレスの縫製をしているが、決して裕福ではない。(p. 97)

日本へ行く前にはレストランのウェイトレスや工員として働いていたが、レストランで知り合った友人に勧められたのが日本行きの契機となる。(p. 97)

親は反対したが、友人の話や金を稼いで無事に帰ってくると説得して親も折れた。(p. 97)

・ 日本での雇用・労働関係　＋評価

日本人(社長、男性店長、女性店長、日本人ホステス、男性従業員)などとの人間関係は概してよかったという。(p. 97)

これまでの仕事を通じて数多くの日本人の友人が出来た。フィリピンに帰る時にはそんな人々と会えなくなると寂しく感じるという。(p. 97)

・ 日本での雇用・労働関係　－評価

静岡県では温泉ホテルでの仕事だった。そこでの仕事はショー・タイムばかりで、1セット 30 分ぐらいで何回もやられたので(「クラブ」や「パブ」の仕事より)かえって大変だったという。(p. 97)

ただ結局店の人間関係は、女性店長次第であると考えている。中にはどうしても合わない女性店主がいて困った(後略)。(p. 97)

日本人との関係はそれほど気にならなかったが、フィリピン人同士の方が難しくなりやすかったという。そのほとんどが嫉妬や根拠のない噂で、一度リーダー役を引き受けてみたがこれは本当に大変だった。初心者は素直なのだが、来日を繰り返しているうちに段々とわがままになってくるのだという。(p. 97)

休日は月平均 2 回程度しかないので、休日は疲れてしまい遊びに行くより家で寝ていた方がよくなる。(p. 98)

・ 日本での雇用・労働関係　±評価

ダンサーとしての最初の来日は 1989 年のことで、青森県で働いた。このときの収入は月 350US ドルだったという。その後は静岡県、群馬県、福岡県、鹿児島県などで働いた。大体は「クラブ」や「パブ」の仕事だった。(p. 97)

クラブなど普通の店の方では、フィリピン女性だけのところや、日本人や韓国人女性と一緒にのところもあったという。(p. 97)

収入の面では、日本人達との間に大変な差があると感じている。実際アルバイトですら 1 日 1 万円くらいもらっているのに、自分たちの場合は仲介業者のカットが多いから、どうしても収入は低くなる。もっとも、給料は帰国時にまとめてもらうが、滞在中は部屋代は無料、食事手当、チップ、指名料があるから生活はとくには困らなかったという。もし家族に問題があってお金が必要になった時などは、プロモーターに相談し、給料から差し引いてもらう形で受け取ることが出来るので心配なかったという。そうしたお金で毎月家族への送金もしていた。2 人の妹が学生だし、親や自分の子供の生活費もかかるからだという。これまで日本から持ち帰ったお金でセブ島に土地と家を買ったので、もう家族は大丈夫だという。勤務時間は店によって異なるが、大体は 8 時間労働であった。(pp97-98)

・ インタビュー時点の状況とビジョン

4 回目の来日の時に、同じ「クラブ」の従業員であった日本人男性との間に子供が生まれたが、未婚。交際を始めていたが、その彼の家族や友人が反対したためか離れ、連絡も途絶え、養育費も払われていない。現在子供は両親が面倒を見ている。(pp96-97)

また日本に来て働く予定でいる。今まではダンサーだったが今後はシンガーになりたい。練習が大変で時間や費用もかかるのだが、将来の子供のことを考えると好条件であるし、将来日本でビジネスをする時にも有利だと考えている。(p. 98)

【ケース 6】

・ 出典とインタビュー概要

- ・ 東京都立労働研究所(1999)
- ・ 興行ビザ
- ・ 来日回数 5 回、インタビュー時期 1997～1998 年、インタビュー時年齢 33 歳

・ 家庭状況・働くきっかけなど

5 人兄弟の 4 番目。父は建設労働者で母は日常雑貨を売る小さな店を開いている。大学の商学部中退後、タイピストとなり、結婚して子供が 2 人いる。(p. 98)

日本で働いた経験のある友人から「日本では稼げる」と聞き、他国と比べて日本は契約期間が短いこともあり、ダンサーとして家族の生活を安定させるために日本に来た。(p. 98)

・ 日本での雇用・労働関係 + 評価

店に来る日本人客との関係はとても良く、嫌な経験をするのはほとんどなかったという。中には女性の客もいて、休日に一緒にボーリングに行ったこともあったという。(p. 98)

・ 日本での雇用・労働関係 - 評価

ダンサーの仕事は練習もきつく大変なのだが、それ以上につらく嫌なのが「同伴だ」という。特に東京では営業収益アップのため、店から「同伴」成績のアップを強く求められこまった。また茨城県では服装もジーンズでいいのだが、東京では服装チェックも厳しく気が抜けなかったという。(p. 98)

休日は 2 回だけだが、掃除をして過ごすことが多かった。(p. 98)

・ 日本での雇用・労働関係 ± 評価

5 回とも 6 ヶ月ずつ滞在した。(p. 98)

(1 回目)最初は 1989 年で、東京の南部地区の店で働いた。そのときの給料は月 400US ドルだった。(p. 98)

(2 回目から 4 回目)東京各地だったが、5 回目は茨城県だった。ここでの収入は月 1,200US ドルまでに昇給した。(p. 98)

実は店では 25 歳の独身ということになっており、子供がいることも絶対の内緒だという。一緒に働いているフィリピン人女性のほとんどは日本人の恋人を持っていたが、彼女も以前付き合っていた男性がいた。しかし子供のことを考えすぐに分かれたのだという。(p. 98)

給料は帰国時にまとめて支払われるが、食事手当やチップで十分やっていたので日本での滞在生活は特に困らなかったという。家族への仕送りはそうした収入から少しずつ行っていたが、既にこれまでの収入で実家に乗り合いバイクを買ったし、母親は日常雑貨を

売る小さな店を開業できるようになったという。さらにマニラの自宅の近くに 3-4 部屋ほどのアパートを造り人に貸している。(pp. 98-99)

- ・ インタビュー時点の状況とビジョン

これまで働いて得た収入の 80%は、親や親戚のための生活資金として使ってきたという。ラグーナの家族(親)もマニラの家族(夫と子供)も同じく大切、自分にとって何よりも大切なのは家族なので頑張って働くのだと彼女は語った。今後はシンガーとして日本に来たいので、帰国すると懸命に練習しているのだという。十分なお金がたまったら、将来マニラでマンションを経営したいという。(p. 99)

【ケース 7】

- ・ 出典とインタビュー概要

- ・ 東京都立労働研究所(1999)
- ・ 日本人配偶者
- ・ インタビュー時期 1997~1998 年、インタビュー時年齢 27 歳

- ・ 家庭状況・働くきっかけなど

父親は日本人旅行者相手のスキューバダイビングインストラクターと、真珠採取の仕事をしている。(p. 100)

大学に在学。(p. 100) (卒業したか否かは不明)

「タレント」として来日しようと考えたが、両親が反対。その後、知人からフィリピン人と結婚したがっている日本人を紹介され、やさしい人だったので結婚。配偶者ビザで来日。(p. 100)

- ・ 日本での雇用・労働関係 + 評価

(韓国女性経営者の店について)この店にはフィリピン人 3 人、タイ人 3 人、韓国人 1 人が働いていた。ホステス間の人間関係はよかった。(p. 101)

(3 番目の店について)ホステス同士の人間関係は非常によく、まるで家族のように居心地がよいという。勤務時間は 20 時から 0 時まで、0 時 30 分ごろ帰宅できる。彼女の夫は、こうした仕事に関して理解を持って見守ってくれるのだという。(p. 101)

日本に来て最初の 3 年ぐらいは、フィリピン人の友人ばかりだったが、最近は日本人のほうに親しくしている人が多くなったという。特に子供の幼稚園で知り合ったお母さん方とは、一緒に食事やカラオケにいたりするという。(p. 102)

- ・ 日本での雇用・労働関係 - 評価

この店で(ケース 7 氏の)収入は月 20 万円以上になるが、やはり彼女はこの店のシステムや従業員への態度が好きになれない。特に男性店長が問題で、根も葉もない噂話を客や同僚に流すので、誤解されてトイレに駆け込み泣いたことも一度ならずあったという。客の中にもしつこい人がいて、あまり度々求愛してくるので、半年は我慢したものの、結局逃

げるようにして辞めたのだという。(p. 101)

(韓国女性経営者の店について)しかしこの女性経営者はあまり信頼できる人ではなかった。いちいちヘア・スタイルや服装など、細かいことにうるさく、客にニコニコしろとうるさく指示する。彼女の時給は 1,500 円だが、韓国女性はまだ少し高かったり、客が少ないと給料を支払わなかったりすることまであったのだという。確かに客の入りがよくない日も多く、1 日に 2 人などということもあったが、それは自分たちホステスのせいではないと彼女は憤る。働いて 3 ヶ月もたったころ、給料日に経営者が店に出てこなくなり、結局半月分の給料が未払いのまま店は倒産した。(p. 101)

(日本人の友人が増えたのに対して)フィリピン人と付き合うと疲れてしまうことが多くなった。例えば、2 人のフィリピン女性に数十万のお金を貸したことがあったが、いまだに返ってこない。そればかりか催促すると喧嘩のような状態になってしまう。にもかかわらず影では「だんなさんは何も言わないのに彼女が色々言うからこじれる」などと悪口まで言われたりするという。子供がいて生活は楽ではないのに、オーバーステイの人たちだから大変だろうと思って、お金や食事など援助をしてあげたのに、まるでこちらが悪いのかのようにいわれることがある。またフィリピン人の間では、どんな噂でもすぐ広まってしまう。自分が知らない人が自分のことを、根も葉もない噂で知っていたりするのには、本当に嫌なものだと彼女は思う。同じ日本人と結婚しているフィリピン人の女性同士でも、たまたま高価なものを持っていたりすると妬みからあらぬ噂をたてられる。そんなことから最近では、フィリピン人とは極力付き合わないようにしており、結果、教会に行く回数も減ったという。彼女は「フィリピン人は好きだが、日本にきている人とは付き合わない方がいい。家でテレビをみたり子供と遊んだりし、買い物もひとりでいく方がいい。寂しくなったらむしろ日本人女性と付き合っている方がマシ」と考えるようになった。(p. 102)

・ 日本での雇用・労働関係 土評価

来日当初は生花店で働いたが、日本人は時給 1,000 円で、彼女は 700 円との間に賃金の差があった。

フィリピンの友人にフィリピンパブを紹介され、見学してこれなら大丈夫と確認し働き出すことにした。そこに働く女性達は皆フィリピン人で、「タレント」として興行ビザで来ている人が 6 人、残りは皆日本人と結婚している女性達だという。(p. 101)

「この店で働いている『タレント(エンターテイナー)』は、月 5 回の『同伴』と月 10-20 人の『指名』がノルマとして科せられており、それが出来ない人にはペナルティが科せられることになっている。店の壁には『同伴』、『指名』、『売上額』のグラフが貼ってあり、成績が一目瞭然になっている。これでは『同伴』が嫌いでも断ることが出来ない状況になっているわけである。彼女達は、19 時 30 分から 4 時 30 分までの勤務時間となっており、ショータイムにはダンスを踊らなくてはならず、それだけ働いても初心者は月 5 万円程度の収入にしかないという。対して(日本人配偶者の資格で在留している)ケース 7 さんは、『タレント(エンターテイナー)』ではないので、『同伴』のノルマも断ることが出来、ダンスを踊る必要もない。『同伴デート』は 1 回するとズルズル重ねてしまうことになりそうなので、きっぱり断ることにしているという。(p. 101)

次に彼女が働き始めたのは、韓国人の女性経営社が経営する店である。たまたまこの店で求人があるのを知り、直接出向いて聞いたところ「いま女の子がいらないからすぐにでも来て」と言われた。(p. 101)

現在働いているスナックも、自分で見つけたものだが、日本人ホステスの中に彼女を含め 2 人のフィリピン人が混じって働いている。時給は最初の 3 日間は 1,600 円だったが、それ以降は 1,800 円になった。日本人の時給は 2,000 円なので差がある。ただこの店の女性店長や男性店長は店にあまり出てこないし出てきてもうるさく口出しすることはない分気楽だという。(p. 101)

- ・ インタビュー時点の状況とビジョン
日本人の夫、子供 1 人と千葉県に暮らす。
現在はスナックに勤務。

【ケース 8】

- ・ 出典とインタビュー概要
 - ・ 東京都立労働研究所(1999)
 - ・ 興行ビザ
 - ・ 来日 3 回以上、インタビュー時期 1997～1998 年、インタビュー時年齢 26 歳
- ・ 家庭状況・働くきっかけなど
両親は農業で豊かなほうではないが、高校は卒業できた。(p. 102)
マニラで事務員をしていたが、ダンスが好きだったのでダンス学校に通い、オーディションに合格してプロダクションに出演、マニラのクラブでダンサーとして働いていたが、日本に派遣するプロモーターからスカウトされ、接客がないということを聞き、また、知人から情報を集めて嫌なら接客はしなすむということ、条件面でも嘘はないようだということを聞いて、両親の多少の反対を押し切って来日を決める。(p. 102)
- ・ 日本での雇用・労働関係 + 評価
(3 回目)店の人たちの人間関係は非常によく、特に問題はない。(p. 104)
- ・ 日本での雇用・労働関係 - 評価
(1 回目)ただ気温の寒さにだけはなかなかなれることが出来にくかったようだ。(p. 103)
(1 回目)しかし彼女はほとんど日本語が出来ないために、英語で話すしかなかったので、英語が出来ない客の場合は気まずくなってしまうことが多かったという。(p. 103)
(2 回目)やはり秋田は福井以上に寒いのが、何よりもつらいことだったという。(p. 103)
(3 回目)彼女も少しずつ日本語は話せるようになったのだが、やはり楽しい会話が出来るといではないので苦労が多い。特にカラオケについては、英語のものならできるが、日本語で満足に歌えるのは 2-3 曲が限度なので、客に申し訳ないと思うことが多い。(p. 103)

・ 日本での雇用・労働関係 土評価

(1 回目)石川県のある町の観光ホテルに出演することになった。毎日夕方から 23 時頃まで繰り返しショーをしなければならないので、結構ハードな仕事だったが、約束どおり接客の仕事は強要されなかった。そこでの話によると、日本でも不景気が深刻になり、ホテルの客も 5-6 年前に比べるとめっきり客が減ったという。仕事に少し慣れてくると、ショーの終了後、他の先輩ダンサーと同じように宴席の方に出て行って話ぐらいはするようになった。只中には英語が堪能な客もいて、そんなときには話し込んでしまったり、心奪われそうに魅力的な人もいた。そんな客の中には、わざわざショーだけを何回も見に来る人がいたりして、多少心が揺れ動いたこともあったそうだが、たまたまその人には妻子がある人だということで、諦めるようにしていたという。各地滞在中の住居は、アパートの部屋に数人ずつで入り共同生活の方式になったが、特につらいとは感じなかったようだ。食事でも無料で、日常品で買いたいものがあれば前借して買うことも出来たので、生活面の不自由は感じなかったという。(p. 103)

1 回目の帰国の時には、精々10 数万円程度の貯金しか溜まらなかったと思うが、それでもお土産を精一杯買い込んで帰国した。フィリピンに帰国後は、しばらく静養したあと、再びマニラでショー・ダンサーをしていたという。(p. 103)

(2 回目)配属されたのは秋田県のある町である。この時のギャラは約束通り月 600US ドルにアップされた。しかし秋田に来てみると、その「クラブ」はダンスを見せるには少し小さく、店も接客がメインなので客席に出てくれないか、その場合はつき 700US ドルにするともちかけられた。接客は自分に向いてないし、第一日本語が出来ないと断ったところ、「向き不向きなどない、日本語はすぐに覚えられる、指名や同伴はしなくていい」というので、それではやってみようと思ったのだという。実際やってみると、やはり言葉の壁で歯痒い思いはするものの、それほど嫌な思いをするものでもないので続けることにした。(p. 103)

(3 回目)配属は東京の城南地区だった。今回は初めからフィリピン・パブで踊りも接客もするのだといわれていた。ギャラは月 800US ドル、指名も同伴もあるがノルマはきつくないという店だった。(p. 103)

(日本語が苦手だが)ただ東京には英語ができる客も多いので、少しは楽になった気もするという。客の中には体などに障ろうとする嫌な人もいるが、きっぱりと断るようにすればあきらめる。チップ欲しさに許しているとつけ上がるので、彼女は妥協しないようにしているという。店にはフィリピン人女性が全部で 15 人働いており、自分が一番接客下手だと自他共に認めている。男性従業員は、日本人の他、ミャンマー人、フィリピン人が各 1 名ずつ働いている。(p. 104)

・ インタビュー時点の状況とビジョン

(クラブで就労しているが)いまだに接客は好きになれない。もちろんそれが好きな人など誰もいないと思うが、毒に自分は向いていないのではないかと彼女は悩んでいる。しかし次第にギャラが上がってくると、チップもたまに手にすることが出来、ファンもつくようになると、少し自分を変えてみようかと彼女は思い出した。そのためにも、日本語を勉強し、日本の歌をもっと覚えることが必要だと考えるようになってきたようである。

【ケース 9】

・ 出典とインタビュー概要

- ・ DAWN (2005)
- ・ 興行ビザ
- ・ 来日 1 回、インタビュー時期 1999 年？、インタビュー時年齢 25 歳？

・ 家庭状況・働くきっかけなど

大きな夢を抱いて日本へと旅立った。ダンスのトレーニングも終わり、自信に満ちていた彼女は、日本のホテルでの仕事に期待で胸を膨らませていた。(p. 116)

・ 日本での雇用・労働関係 ー 評価

クラブの支配人は彼女からパスポートを取り上げた。そして、アパートのまわりを歩き回れば入国管理局に逮捕されることになることと脅した。彼女は日本に着いたその日からそのクラブで働かされた。クラブには、客の日本人男性と親密そうにしているフィリピン人女性もいれば、ステージで新人エンターテイナーに自分の尻を見せながら踊っているヤクザもいた。彼女はクラブで目の当たりにした現実にはショックを隠せなかった。セクシーな衣装を着て、彼女は飲み物を注いだり、客の隣に座ったり、「同伴」をしたりした。「同伴」のノルマは初め 1 週間に 1 人だったが、3 ヶ月後には 2 人に増えた。拒むことなどできなかった。「同伴」を拒んだ罰として部屋にどじこめられた友人を見ていた彼女は拒めばどうなるか知っていたのだ。彼女はクラブで一度もダンサーとして踊ることはなかった。経営方針に文句をいうことなどできず、それがエンターテイナーの仕事だと言い捨てられるだけだった。「じゃんけんポン」と呼ばれるゲームを強いられることもあった。それはエンターテイナーが勝てば客は金銭を支払い、客が勝てば客はエンターテイナーの体を触ることができるというルールだった。彼女も他のエンターテイナーたちもゲームに参加するほかなく、客のなすがままだった。(p. 117)

「同伴」する客をみつけれない時もあった。1 万 2000 円の罰金を恐れて、数人の客にあわてて電話をかけたが、誰も見つけることができなかった。彼女はその罰として、凍るような寒さの中、クラブの外に放り出された。コートを着ることすら許されず、寒さに凍えながら屈辱感でいっぱいだった。客を呼び込むことができた時だけ、中に入ることを許された。しかしその客が去ると、新しい客が来るまで再び外に立たされた。クラブは午後 6 時の開店で、彼女たちが住むアパートからクラブまでは少し離れていた。彼女やほかのエンターテイナーたちは開店までにクラブ内の掃除や日々の雑用をこなすため、夕食は午後 3 時に済ませていた。これらは契約外の仕事だったが、拒否はできず、文句を言う権利などなかった。彼女達は午後 6 時から午前 3 時まで働き、もらえた小遣いは 1 週間に 1,500 円だった。「同伴」のノルマに文句も言えず、休みもなしに働かされた。店では食べ物を持ち込むことは禁止され、客を取るまでは飲食は許されなかった。朝までの仕事をやりきるためにトイレに隠れて食べることが習慣となっていた。二ヶ月日本で働いた後、彼女は二度

とこんな仕事はしないと心に決めた。1995 年 12 月 20 日、契約が終了した。その時彼女は初めて月 350 ドル(約 3 万 7000 円)だった給料を手にした。マニラの空港に到着するとフィリピン側の斡旋業社が、彼女が作ったものだといって借金の回収に来た。毎月の給料から差し引かれていた手数料に加えて、日本への出発前に渡された諸月給からも引かれていた。母親や弟妹たちに会える喜びに気を取られて、彼女はその時いくらかを斡旋業者に払ったかを気に留めていなかった。気がつけば、6 ヶ月間日本で働いて得た給料の半分以上が斡旋業者に渡っていた。結果、稼いだ金は契約書に書かれていた 20 万円どころか、ほぼゼロとなっていた。(pp. 117-119)

彼女が少しくつろいでいると、男はいきなりポルノビデオを見せ出した。幸い、男はそれ以上のことはしてこなかった。

- ・ 日本での雇用・労働関係 ±評価

成田空港に着くと、日本側のプロモーターとクラブ関係者が来ていて、そのままどこかに連れて行かれた。そこは彼女がマニラで契約を交わしたホテルではなかった。後に、このような「飛ばし」と呼ばれる行為が日常茶飯事であるということを知った。(p. 116)

ある時の「同伴」で、彼女は客の自宅に連れて行かれたことがあった。そこで、男は他のフィリピン人女性のビデオを見せた。(p. 117)

- ・ インタビュー時点の状況とビジョン

1998 年 3 月、彼女は友人の紹介で DAWN を知り、1999 年から活動に参加し始めた。今では自立生計支援プログラム「SIKHAY」のメンバーとして新たなスタートを切っている。(p. 119)

【ケース 10】

- ・ 出典とインタビュー概要

- ・ 白野(2007)
- ・ 興行ビザ
- ・ 来日回数 4 回、インタビュー時期 2006 年、インタビュー時年齢 23 歳

- ・ 家庭状況・働くきっかけなど

5 人兄弟、父に定職がなく、収入源は姉のみであり、1 日 1 食の「極貧の生活」。(p. 15)
オーディションの噂を聞いて応募、合格。(p. 15)

- ・ 日本での雇用・労働関係 +評価

「(帰国後)みんなびっくり。(中略)でもそれ以上に兄弟とお母さんはおみやげに大喜び。お父さんは初め不機嫌だったけど、怒り出しそうになった時にずっと日本製の腕時計を手渡したらニヤツとして、怒るタイミングをなくしちゃったの。渡した持ち帰ったお金でみんなが毎日 1 日 3 回のご飯とおやつまで食べられるようになって、仕事の意義を理解してくれたみたい」晴れて里帰りした時の家族の喜びについて イキイキと話してくれた。

(pp. 16-17)

「田舎に自分の家も買えて、兄弟を学校に通わせることも出来て、帰国する度に家族の暮らしが豊かになっていくのが、とても楽しかった。私がちょっと頑張るだけで大きな幸せを家族にプレゼントできるんだから。体がぼろぼろになるまで続けたいと思ったわ。毎日食べ物の心配をする暮らしから、安定した将来の生活を設計できる暮らしに変わっていったの。」(p. 17)

「彼、前の奥さんと別れたばかりで、寂しかったらしいの。毎日のようにお店に来て、私を指名してくれた。『お前と一緒にいると寂しさを忘れられるんだ』が彼の口癖。その言葉にクラッときたの。だって寂しいのは私だって同じだもん。だんだんと彼の横柄な態度にも慣れてきて。同情がいつの間にか愛情に変わっていったのかしら」(pp. 21-22)。

・ 日本での雇用・労働関係 ー評価

「(後に子供をもうけることになる日本人顧客について)最悪ね。25 歳と若いくせに態度が大きくて、命令口調で女の子を奴隷のように使うの。筋肉質の大きな体で、むっつりしてて、黙り込むと怖かったわ。タガログ語も少し出来るんだけど、下品な言葉ばかり。フィリピンパブで遊びなれているかんじでいやだったわ」(p. 21)

(子供をもうけた日本人顧客が帰国する時のサヨナラ・パーティに来なかったことについて)「何なのこの人って思った。やけっぱちな気分になったわ。シングルマザーになる覚悟だって決めたんだから」(p. 23)

・ インタビュー時点の状況とビジョン

日本人の顧客との間に生まれた子供が 1 名いるが、父親からは連絡がなくシングルマザー状態。(pp. 21-25)

日本人向け高級カラオケクラブで就労。日給は 150 ペソ(当時 2.3 円)。法定最低賃金の 50%強程度。収入は養育代、姉への子供の世話代、両親への仕送りでほとんど消え、食事は 1 日の生活は 30 ペソ程度、1 食で「日曜日に子供と過ごすことだけが生きがい」(p. 14)

(インタビュー時、日本でエンターテイナーの就労が困難になっていることについて)「可能性はフィフティ・フィフティかなって思ってたけど、最近ダメかなあとと思い始めたの。日本が厳しくなっただけでなく、アロヨ(大統領)がテレビで『日本に出稼ぎに行くエンターテイナーはフィリピンの恥、削減する』と公言したのもものすごくショックだった」(p. 27)「ダメかもしれない。でも今の私にはただチャンスを待つしかないの。私は、高校しか出ていない。頭も悪い。新しい仕事を探すにも、今は応募書類を用意するお金も交通費もないんだから。贅沢は望まないけど、1 日 30 ペソの生活はもういやだわ。カラオケの仕事もう飽き飽き。でもやめられない。他の選択肢がないんだから。あと 1 年は待ってみるわ」(p. 28)

(もしエンターテイナーになれなかったら)「結局私にはこの仕事しかないかもしれないわね。でもできれば田舎に戻って畑仕事でもして平和に過ごしたいわ。貧乏には慣れてるからどうやってでも生きていけるわ」(p. 28)

「わたしだってただ黙って待ってるわけじゃないのよ。韓国にエンターテイナーを斡旋

するプロモーションにも足を運んでみたわ。でも『接客はもちろん売春もしなくちゃいけないけど OK かい?』と聞かれてすぐ帰ってきちゃった。どんなに貧乏でも売春だけは絶対にいや」(pp. 28-29)

【ケース 11】

- ・ 出典とインタビュー概要

- ・ 白野(2007)
- ・ 興行ビザ?
- ・ 来日回数 1 回、インタビュー時期 2006 年、インタビュー時年齢 21 歳

- ・ 家庭状況・働くきっかけなど

両親が簡易食堂を経営。3 人兄弟で「生活は苦しかったが、極貧というほうではな」い。(p. 46)

将来は看護師になり、家族の楽にさせたかったが、父親が看護学校の学費を払えず、短期間で大きく稼ぐ手段として日本行きを決意。(pp. 46-47)

来日 1 ヶ月で就労先が摘発され、強制送還。3 万円程度しか手に出来なかった。(pp. 34-35)

- ・ 日本での雇用・労働関係 ー評価

「あんた、何ボケッとしてるのよ。警察に捕まりたくなかったらさっさと裏口から出なさい。捕まったら刑務所に入れられて、強制送還よ」「ケイサツ」「キョウセイソウカン」先輩タレントの言葉にゾクッと身震いしながら、ステージ衣装のままあわてて裏口から店を走り出た。(p. 34)

(就労していたパブが来日後 1 ヶ月で摘発され閉店し)「そうね。本当に悲しかったわ」。(p. 40)

- ・ インタビュー時点の状況とビジョン

「エンターテイナーは最終目標に向かう途中の手段だからタイミングがあったら OK っていう感じね。だって最後は看護師になるか、オフィスできちんとした仕事がしたいもの」(p. 44)

フィリピンの「カラオケ」でバイトしつつ、看護学校、日本語学校に通い、勉強。(p. 40)

エンターテイナーとして日本に送り出される前の実地訓練で知り合った日本人のボーイフレンド(大手日本企業の従業員、妻子あり)が、毎月日本円で 5 万円と、日本語学校、看護学校の学費(年 5 万ペソ)を提供。(p. 45-52)

将来は簡易食堂の拡大と母親が希望する美容室の開業のために資金を貯めようとしている。(p. 41)

【ケース 12】

- ・ 出典とインタビュー概要

- ・ 白野(2007)

- ・ 興行ビザ
- ・ 来日回数 7 回、インタビュー時期 2006 年、インタビュー時年齢 28 歳

- ・ 家庭状況・働くきっかけなど

6 人兄弟、両親に定職がなく、「いつも小さい時はおなかをすかしていた」、「親戚の間をたらいまわしにされた」。(p. 74)

親戚の家ではおじさんやおばさんに邪魔者扱いされたり、時には折檻などの虐待を受けたこともあったようだ。(p. 74)

「私はシンプルな暮らしなんてもう飽き飽き。日本での仕事と給料に慣れてしまったから、もう昔の貧乏暮らしはごめんだわ。私ね、最後の来日では月給 2 千ドルもらってたのよ。フィリピンにいたらそんな金額は絶対かせげないわ。だから日本に行かなきゃいけないの。私は大金持ちになりたいの。家族が沢山のビジネスをいくつも持っていて、ドカーンと大きな邸宅に住んで、車が何台もあって、ドライバーやメイドが何十人もいて…」(p. 75-76)

家族は今までに色々と商売を行ったが、全般的に稼業がうまく行っているわけではなく、現在、資本は貸し出し用のバンしかない。(p. 78)

- ・ 日本での雇用・労働関係 + 評価

「日本に行く度にかならず私に本気で入れあげてくるお客さんがいたわね。でも私が本気で好きになったのは 2 回目の来日の時に知り合った彼だけね」(p. 79)

- ・ 日本での雇用・労働関係 ± 評価

日本で働いた金で、両親には家を、親戚には土地を買っている。「おじさんやおばさんにはいろいろ世話になったから恩返ししないといけないの」(p. 74)

(以前顧客であった日本人との恋人との関係について)「まだずっと続いてるわ。でも今は恋人からスポンサーに格下げしたけどね」(中略)「彼は出会ったときは 40 歳、今は 47 歳。独身だって言ってたのに、奥さんがいるっていうことが最近わかったの。彼がうそをついてたことが許せなかったのよ。」(中略)「騙されたとわかっててもまだ少しは愛しているわ。愛情 20 パーセント、憎しみ 80 パーセントっていう感じかしら。出会ってからずっと、私が日本にいてもフィリピンにいても毎月 5 万円欠かさずにくれるし、スポンサーとして大切な人であることには間違いないわ(後略)」(pp. 79-80)

- ・ インタビュー時点の状況とビジョン

現在日本レストランのアルバイトとして仕事に従事。日給 340 ペソ、月 15 日勤務でチップと合わせて 6 千ペソ。妹 1 人と他の仲間 2 名と同居し、1 日 2 食で多少の買い物やカラオケなどもできる状態で仕送りは余裕のある時だけ行う。(pp. 71-75)

・ 年 1 回程度来日し就労。機会があれば、信頼できる日本人との偽装結婚での就労を希望。(p. 70)

【ケース 13】

・ 出典とインタビュー概要

- ・ 白野(2007)
- ・ 興行ビザ
- ・ 来日回数 1 回、インタビュー時期 2006 年、インタビュー時年齢 23 歳

・ 家庭状況・働くきっかけなど

父は工場労働者、その後解雇され自営の三輪タクシー運転手となる。母は専業主婦。一人っ子。母は元々病弱で乳がんになり、父が三輪タクシーを売却し、借金も抱える。(pp. 99-100)

一家で借金を抱えた後、本人はエンターテイナー向けプロモーションに所属し、日本行きを待ちつつ職を点々とする。(p. 100)

・ 日本での雇用・労働関係 + 評価

「日本での仕事は楽しかったわ。それも来日してすぐに出会った(顧客である)Tのおかげよ。」(中略)「私のお店は同伴もあったし、お店のスタッフが行う寮への抜き打ちチェックも全然厳しくなくて、私達はかなり自由だったの。来日してすぐTと出会って、Tは毎日のように私を同伴してくれたの。私は日本語がほとんど出来なかったけど、彼が片言のタガログ語と英語をできたおかげでお互いかなりよく分かり合えた。やさしくて楽しい人で私はすぐTが好きになっちゃって、知り合って1ヶ月もしないうちに午前三時過ぎに仕事が終わると、すぐ彼のマンションに直行するようになったの。彼のおかげでホームシックに悩まされることもなかったわ」

・ 日本での雇用・労働関係 ± 評価

「去年の4月に日本から帰った時は、給料が残っているなんてもんじゃなくて、帰ると早速借金が待ってたの。ファーストタイマーだったから日本での給料は月々550ドルと安かったし、衣装代を始め、フィリピンを出発する前にもうプロモーションに借金があったの。さらに悪いことに来日中にお母さんが乳がんの手術を受けることになって1千500ドル借金したの。これで私の1回目の給料はなくなるどころかマイナスになっちゃってプロモーションに借金が残ったわ。でも日本で仕事できたおかげでお母さんの手術代が払えたんだから本当によかったと思ってるわ。(pp. 96-97)

・ インタビュー時点の状況とビジョン

現在は「援交カフェ」と呼ばれるウェイトレスがダンスやビリヤードの相手をサービスとして提供するバーの従業員として仕事に従事。(p. 88)

「日本にいる頃から、もう今度は日本に戻ってこれないんじゃないかって仕事仲間とよく話してたの。(中略)今の仕事も好きだけど、稼ぎのことを考えるとやっぱり日本でまた仕事をしたいわ。今すぐにでもよ。」(p. 98)

フィリピン居住の中国人と結婚予定、インタビュー時妊娠中。現在の職場には「働けう

ちは働いて、少しでもお金を稼いで貯金をするつもり」。(pp. 112-113)

【ケース 14】

・ 出典とインタビュー概要

- ・ 白野(2007)
- ・ 興行ビザ
- ・ 来日回数 1 回、インタビュー時期 2006 年、インタビュー時年齢 21 歳

・ 家庭状況・働くきっかけなど

父は公務員、母は専業主婦。兄弟 6 人。父と母は離婚し、本人は父と同居。安月給で「日々の生活もままならない」ため、リクルーターの誘いに乗り、日本行きのプロモーション入りとなる。(p. 128)

妹が白血病になり、来日中より、妹の夫と本人が医療費を負担。(pp. 130-131)

・ 日本での雇用・労働関係 + 評価

「(人間関係について)フィリピンだって、日本だって同じ。まじめな人もうそつきもいるでしょ。それに日本ではフィリピンとは違った文化に触れることが出来てよかったわ。(中略)まず、食べ物ね。ラーメン、日本のやわらかいお米、梅干、ソーセージ、焼肉、焼き鳥、うどん、日本食がとってもおいしくて日本で 3 キロ太ったの。町や色々な場所がきれいなこともよく覚えているわ。特にディズニーランドと鴨川シーワールドが素晴らしかったわ。それから 100 円ショップやイトーヨーカドーは何も買わなくても見て歩くだけでも楽しかった。日本人がやさしくて仕事にまじめなことにも感心したわ。それと言った季節がちょうど冬から初夏にかけてだったから、日本の季節も経験できてよかったわね。同じ場所なのにあれだけ暑くなったり寒くなるのって本当に不思議ね。」(pp. 137-138)

・ 日本での雇用・労働関係 - 評価

「日本で働いているときにお客さんに騙されたの。奥さんのいる日本人と 4 ヶ月付き合ったの。一緒によくお店に来てた彼のボスが酔っ払った時に、『彼はね。きれいなフィリピンの奥さんがいるんだよ』ってポロっと言ったの。真実を知った時は本当に悔しかったわ。だって彼はね、私が自分の過去(2 回男性と別れた)を包み隠さずに話したら、『日本には 3 度目の正直っていうことわざがあるんだよ。だから今度は大丈夫だよ。僕が君を一生幸せにするよ』って言ったのよ。(後略)」(p. 136)

・ インタビュー時点の状況とビジョン

帰国後、フィリピンの「ジャパニーズ・カラオケ」で仕事をしようと考えたが基本給が安く、従業員も多く、大勢のきれいな女の子たちの中に混じって基本給以外の手当てを上乗せする自信がなくて就労をあきらめた。また、チェーンのサービススタッフやレストランなどに就職しようとしたが、「高卒なんて鼻も引っ掛けてくれなかった」。その後、日本への渡航の機会を待ち、また、シンガーとしてバーで歌っていたが、店が倒産し、ビール

ハウスで仕事に従事。韓国へのエンターテイナー行きのトレーニングを受けたが、サービスとして売春があるということを知り断念。現在はビールハウスと呼ばれる安価なナイトクラブで仕事に従事。月収で6千ペソ程度。家賃、仕送りの医療費、通勤費を除くと1000ペソ程度。「今の暮らしはねえ…まだビールハウスの仕事を始めて2ヶ月しか経ってないんだけど、身も心もボロボロよ。生きてるのに疲れたわ。あきらめの心境ね。惰性で生きてるって感じ」(p. 127)。ドリンクバックという客が注文するビールの価格の一部(1本50ペソ)だけが従業員に渡るシステムのため、「この仕事を始めてろくにご飯も食べないでంటばかりいるからあつという間に胃潰瘍になっちゃったの。お金がある時は薬を飲んでたんだけど。今は自分の薬を買うお金なんて無いから胃潰瘍とは仲良く付き合っていくしかないわね。」(p. 130)

【ケース 15】

- ・ 出典とインタビュー概要

- ・ 白野(2007)
- ・ 興行ビザ
- ・ 来日回数2回、インタビュー時期2006年、インタビュー時年齢26歳

- ・ 家庭状況・働くきっかけなど

3人姉妹。父親は電気工事師、母親が病気がちになったあとで、父親が公然と浮気をするようになり、「父親の愛人達は次々と妊娠・出産。狭い家は子供であふれかえった」「今、家には14人が暮らしている」。(pp. 177-178)

父親が家にろくにお金も入れなくなり、暮らしが逼迫。高校を中退し、近所の雑貨店の店番となる。

日本にエンターテイナーとして出稼ぎに行っていた近所の娘が「御殿のような素晴らしい家を建て」、プロモーターを紹介してもらう。(p. 178)

- ・ 日本での雇用・労働関係 + 評価

「常連のお客さんができて、その人と恋人同士になってうまくいってる時は楽しかったわ。地元の建設会社の社長Nさんが私を気に入って毎日指名してくれて、いつも帰り際に1万円のチップを置いてってくれたの」(p. 171)

- ・ 日本での雇用・労働関係 - 評価

「はじめて日本に行ったときは、男の人に接するだけで体がガタガタ震えるほど怖かったの。私も(友人の)シャロンも生涯たった一人の彼氏もいたことがなくて…(中略)(その人物が彼氏となるが)、私の初めての彼氏(顧客)は遊び人で…後悔したけど仕方がないわね」(p. 169)

「いつも指名や同伴のプレッシャーが大きくてすごく苦労してたわ。」(p. 171)

「2度目の来日で(同僚のエンターテイナーと)お客さんを取り合うトラブルがあったの(先述のN氏)。(中略)(そのエンターテイナーは)タレントのリーダーで、店長の愛人でもあ

ったから誰も口答えできなかった。ドレスにタバコの火で穴をあけられたり、持ち物を隠されたり、店長と共謀して同伴や指名のポイントを減らされたり、とにかく色々な嫌がらせを受けて…」(p. 171)

- ・ 日本での雇用・労働関係 土評価

「ある時『結婚を前提に付き合おう』って言うお客さんと初体験してから(男性が怖くて緊張していた状態から)私は変わっていったの」(p. 169)

「(いじめの結果)結局、お店にいづらくなって帰国を早めたの。2度目の来日は3ヶ月で帰ってきちゃった。サヨナラパーティで『さよならの向こう側』を歌ってる時、これで私のジャパユキ人生を完全に終わりにしようと決心したの。うれしさと寂しさがこみ上げてきて涙が止まらなかったわ」(pp. 171-172)

- ・ インタビュー時点の状況とビジョン

日本で稼いだ金額は家族の借金の返済で消え、日本人相手の観光ガイド(1日2千ペソ)として働いていたが、あるとき顧客から5千ペソで売春を持ちかけられ、「タイプだったこともあり」、誘いに乗り、売春の世界に入る。(p. 174)

現在、フリーランスのホステスとして「援交カフェ」に出入りしている(売春)。3時間拘束で最低1千500ペソ、オールナイトで最低3千ペソ。(pp. 166)

【ケース 16】

- ・ 出典とインタビュー概要

- ・ 白野(2007)
- ・ 興行ビザ
- ・ 来日回数1回、インタビュー時期2006年、インタビュー時年齢17歳

- ・ 家庭状況・働くきっかけなど

果物販売業(露天)の両親と13人兄弟。両親の仲はよかったが、子沢山のため、生活は厳しく1日1食しかない日がほとんど。(pp. 225-226)

土地は不法占拠で立ち退きを命じられ、土地購入の資金が必要になったことで、収入面で両親を気遣い、売春の世界に入る。(pp. 228)

「大家族の生活費を稼ぐために必死で働いて、稼いだお金はほとんど全部お母さんに渡して、自分は飢え死にしない程度に食べて、そんな感じ」(p. 217)

14歳で学校中退、十分に収入を得ることが出来る職がなく、ダンサーとして働き売春を行う。(pp. 217-218)

15歳で客との間に子供が生まれるが、相手とは連絡が付かなくなり、その後、出産。(p. 221)

売春を行っていたことを両親から叱責されるが、その後、「家族のために、お前にこんなことまでさせてごめんね」といわれ、「理解してくれた」(p. 222)。

スカウトにより、日本でエンターテイナーとして就労。

- ・ 日本での雇用・労働関係 + 評価

「お客さんだっていい人もいるし、自分と相性の合う人なら彼氏にしてもいいと思うわ。」(p. 204)

「日本での仕事は、はっきり言ってきれいで楽な仕事だったわ。本当にお酒やカラオケの相手をするだけなんだもん。酔ったお客さんにちょっと体を触られたり、抱きしめられたりするくらいのは、私には全然苦にならなかったわ。それに、お客さんにホテルに誘われても、強制されることはなかったから、イヤって言えばそれですんだし」。(p. 230)

「それに同伴とか、指名も、私のことを気に入ってくれるお客さんがいたから全然問題なかったわ。」(p. 230)

(日本の顧客、20歳の大学生がカレシになったことについて)「(初めて顧客として当該の人物が訪れた次の日)電話がかかってきていきなり『マハル・キタ(愛してる)』って言われてびっくりしたけどうれしかったわ。それから毎日のようにお店に来てくれて言葉はなくても愛はどんどん深まっていく感じだったわ」(p. 231)

「(若く、彼からの金銭的な仕送りなどもないが)彼だったら結婚してもいいなあ」(p. 233)

- ・ インタビュー時点の状況とビジョン

現在は、3時間1千500ペソで仕事に従事するフリーの売春婦。月収4万5千ペソ、自分のための手当は1日2百ペソと決めており、あとは母親渡してしまう。(p. 224)

「(頻繁に誘いのメールを送ってくる顧客に対して)『私を助け出す』なんて余計なお世話って感じるね。だって今の私にとって一番大事なのは、家族を助けるためにお金を稼ぐことだし、このお客さんタイプじゃないの。わがまま。もう30歳なのにまだ心は子供のままみたいなの」(p. 204)

日本人の彼氏には現在の職業を隠している。(p. 234)

「本当はもう仕事に疲れちゃって、日本人の彼と結婚して自分の家族を持ちたいわ。(中略)でもね、実際には家族が第一よ。自分の気持ちだけで生きるわけには行かないわ。だから家の購入資金を貯めて、ファミリービジネスのサリサリを立ち上げるまでは今の仕事を続けるしかないわね。それから自分自身の幸せを追いかけるわ」(p. 235)

【ケース 17】

- ・ 出典とインタビュー概要

- ・ 白野(2007)
- ・ 興行ビザ
- ・ 来日回数1回、インタビュー時期2006年、インタビュー時年齢22歳

- ・ 家庭状況・働くきっかけなど

5人兄弟。漁村生まれ。家は貧しく、食事は1日1食か2食。(p. 259)

成績がよかったが、経済的事情で高校を中退。その後、叔母の支援の下で高校に復学し、

大学進学を目指していたが、失恋を期に進路を変更し、ウェイトレスなどで生計を立てる。
(pp. 260-262)

日本でエンターテイナーとして成功した幼馴染の紹介でプロモーション入りし、日本で就労(6ヶ月)。(pp. 262)

・ 日本での雇用・労働関係 + 評価

「仕事はお店の中だけだから、今の仕事に比べればそれは楽な仕事だったわ。指名のノルマも厳しくは言われなかったし。つらかった思い出は何もないわね」

(27歳のコンピューター・プログラマーで、日本で顧客であった人物が彼氏になり)「ええ、今でも毎日2回彼から電話がかかってくるわ。今は、彼からの電話が私の唯一の楽しみかなあ。夜の11時頃と朝の6時頃、1日も欠かさずにかかってくるの」(p. 267)「やさしい人よ。日本に行って4ヶ月が過ぎた今年の1月に、はじめてお店に来て知り合ったの。彼ったらすぐ私のことを気に入ってくれたみたいで、私が3月の終わりに帰国するまで毎日お店に来てくれたわ。(中略)彼の帰りが遅いとお母さんが心配して寝ないで待ってるらしいのよ。かわいいでしょ。」

・ 日本での雇用・労働関係 - 評価

「同伴がなく、部屋のチェックが1日3回あり、管理がとても厳しいお店だったわ」

・ インタビュー時点の状況とビジョン

いわゆる「置屋」で売春婦として働く。置屋は2千ペソで客をとり、本人は1千ペソが収入になる。(pp. 255)

「私は日本に行かれないから、カーサ(置屋)の仕事をしてるの。日本では売春しないで大きなお金が稼げるし、チャンスがあれば絶対に行くわ。私は心の底から汚れた売春婦なんかじゃないわ」(p. 258)

家族に1ヶ月3万ペソの仕送りをしている。家族には職業を偽っている。「お母さんが『家族みんな1日3回の食事とおやつも食べられて喜んでる』って電話で話してくれた時嬉しくて涙が出たわ。自分が体を張って稼いでいることが無駄になってないって実感できたから」(p. 256)

(興行ビザの発給が厳格化されているに際し)「そうか！やっぱり難しいのかなあ？でも希望は捨てたくないわ」(p. 258)

「まず第一に、家族が経済的に自立する為に必要なお金を貯めて、この仕事をやめて普通の女の子として再出発したいわ。それからお金のためとかじゃなくて、本当に結婚したいわ。愛する旦那さんといつもいっしょで、1日3食できて飢えない暮らしができればそれで満足よ。愛では絶対今の彼がいいわ。ちょっと子供っぽいけど、私がしっかり支えてあげるつもり」